

令和6年度
～7年度

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画



清瀬市
令和6年3月

目 次

1.第4次清瀬市長期総合計画・実行計画の概要	2
2.施策別事務事業実績(令和5年度)	4
3.施策別事務事業(令和6年度～令和7年度)	19
4.清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂版)関連施策	23
5.清瀬市長期総合計画に掲げる39の施策とSDGsの17の目標との関係	24
6.施策別取組内容	27
安全でうるおいのある暮らしができるまち(「暮らし」の分野)	28
<u>施策 1 1 1</u> 防災体制の充実・強化	28
<u>施策 1 1 2</u> 防犯体制の充実・強化	32
<u>施策 1 1 3</u> 暮らしの相談体制の充実	35
<u>施策 1 2 1</u> 市民活動の支援	37
<u>施策 1 2 2</u> 生涯学習活動の支援	40
<u>施策 1 2 3</u> 文化・芸術・スポーツ活動の支援	43
<u>施策 1 2 4</u> 郷土文化の保全・継承	45
<u>施策 1 3 1</u> 人権尊重・平和の推進	48
<u>施策 1 3 2</u> 男女平等社会の推進	50
健康でともに支え合うまち(「支え合い」の分野)	53
<u>施策 2 1 1</u> 高齢者の支援	53
<u>施策 2 1 2</u> 障害者・障害児の支援	58
<u>施策 2 1 3</u> 生活の安定の確保及び自立・就労支援	61
<u>施策 2 1 4</u> 社会保険の安定的運営	65
<u>施策 2 2 1</u> 健康づくりの支援	68
<u>施策 2 2 2</u> 医療体制の整備	72
子どもたちを健やかに育むまち(「人づくり」の分野)	74
<u>施策 3 1 1</u> 母子の健康づくりの支援	74
<u>施策 3 1 2</u> 子育ての支援	78
<u>施策 3 2 1</u> 「生きる力」「考える力」を育む学校教育	86
<u>施策 3 2 2</u> 地域連携による学校教育	93
<u>施策 3 3 1</u> 青少年の健全育成	95
<u>施策 3 3 2</u> 誕生から就労に至るまでの総合的な 相談体制の整備	98
豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち(「基盤づくり」の分野)	100
<u>施策 4 1 1</u> 適切な土地利用の推進と住環境の整備	100
<u>施策 4 1 2</u> 道路ネットワークと交通環境の整備	102
<u>施策 4 1 3</u> 汚水・雨水の処理	106
<u>施策 4 1 4</u> 公園の整備	109
<u>施策 4 2 1</u> 自然環境の保全	112
<u>施策 4 2 2</u> ごみ減量化・再資源化の推進	114
<u>施策 4 2 3</u> 生活環境の保全	116
<u>施策 4 3 1</u> 農業の振興	119
<u>施策 4 3 2</u> 商工業の振興	122
都市格が高いまち(「しくみづくり」の分野)	125
<u>施策 5 1 1</u> 地域コミュニティの活性化	125
<u>施策 5 1 2</u> 協働によるまちづくりの推進	127
<u>施策 5 1 3</u> 行政情報の積極的な公開・共有	129
<u>施策 5 2 1</u> 職員の育成強化	132
<u>施策 5 2 2</u> 組織の強化と業務変革の推進	135
<u>施策 5 3 1</u> 持続可能な財政運営	138
<u>施策 5 3 2</u> 長期的視点に立った公共施設等の維持・活用	143
<u>施策 5 3 3</u> 広域行政	146
<u>施策 5 4 1</u> 経営資源を戦略的に配分	148
資料 年次別財政計画表(一般会計)(令和6年度～7年度)	152

※表紙は清瀬駅開業100周年を祝したロゴマーク

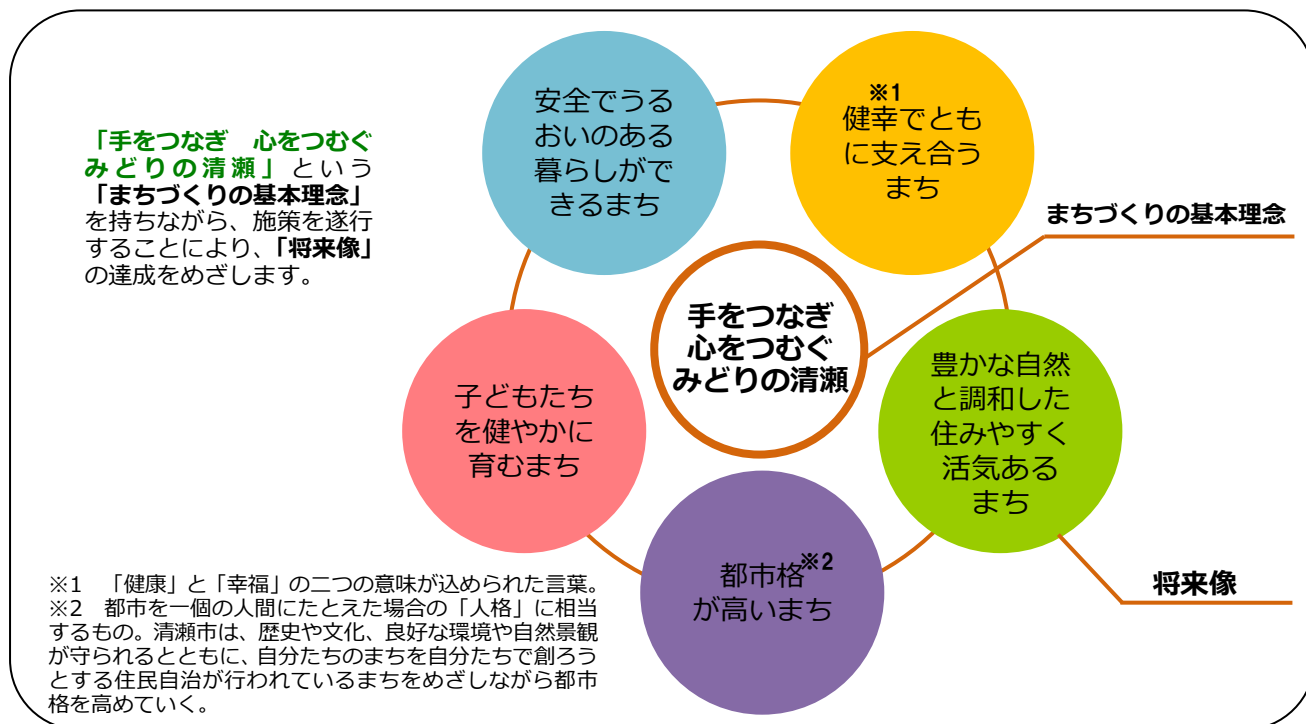
1.第4次清瀬市長期総合計画・実行計画の概要

計画の位置づけ

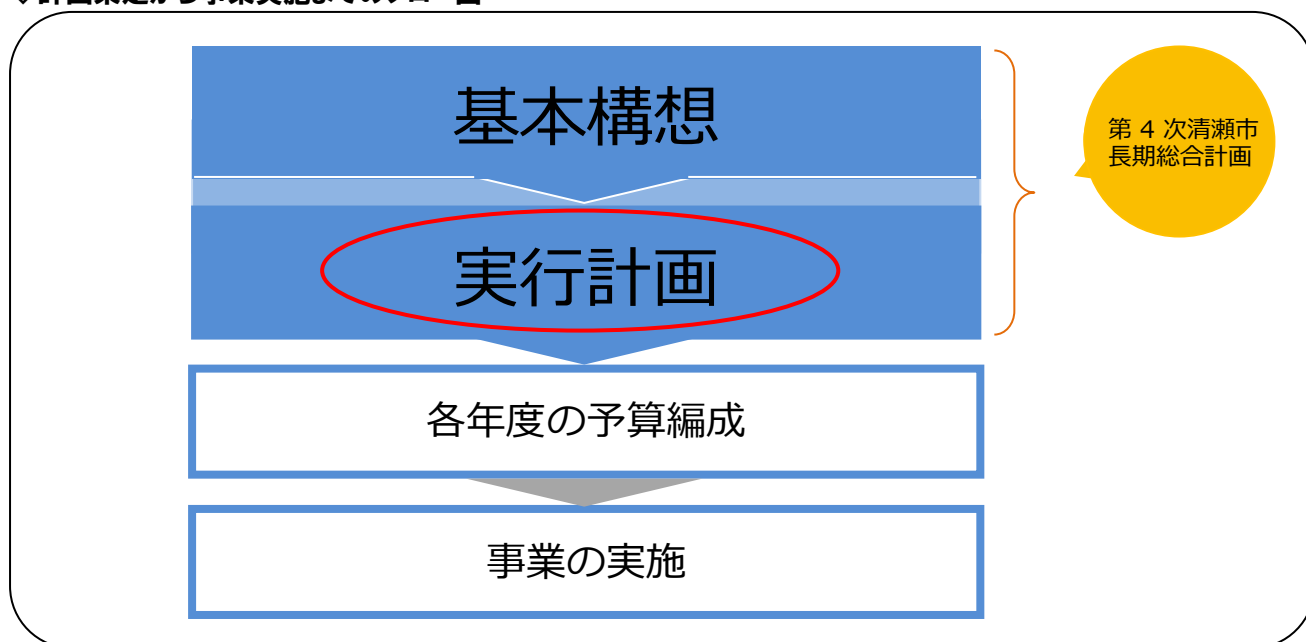
第4次清瀬市長期総合計画は、「基本構想」と「実行計画」の二層で構成されています。

この「実行計画」は、「基本構想」で掲げる将来像を達成するため、施策毎の現状と課題、課題解決に向けた取り組み方針、重点的に取り組む具体的な事業内容を示したものです。社会経済情勢などに応じて適宜必要な見直しを行い、毎年度の予算編成の指針とします。

◇基本構想で掲げる「まちづくりの基本理念」と5つの「将来像」



◇計画策定から事業実施までのフロー図



計画の特徴

①市と市民の役割分担を示す計画

「行政の役割」、「市民の役割」の項目を新たに設け、市民や民間事業者などが協力しながら地域課題に取り組めるよう、行政機関以外の主体も果たすべき役割を確認できるようにしています。

②行財政改革大綱の実施計画を兼ねた計画

取り組みの効果が最大となるには、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最適に配分することが求められているため、第5分野（「都市格が高いまち」）を行財政改革大綱の実施計画を兼ねた計画とします。

③施策評価によるマネジメントがしやすい計画

施策評価制度を新たに導入し、施策に紐づく事務事業を相対的に評価することで事務事業の改廃を行い、継続的な改善活動を行います。その際、世論調査等の成果指標※3となり得る数値をもとに、「まちづくり指標」を設定し、施策の達成度をはかるようにします。また、計画に掲載している事務事業を予算事業に合わせることで、施策評価結果を予算編成に反映させ、実効力のある計画をめざします。

※3 「経営資源の投入（インプット）」により、「何をどれだけ（何回、何日、何人等）できた（＝活動指標／アウトプット）」だけでなく、その活動によって「市民にとって何がどの様な状態に向上するのか（＝成果指標／アウトカム）」をはかるための指標。

④全施策を網羅した事務事業の掲載

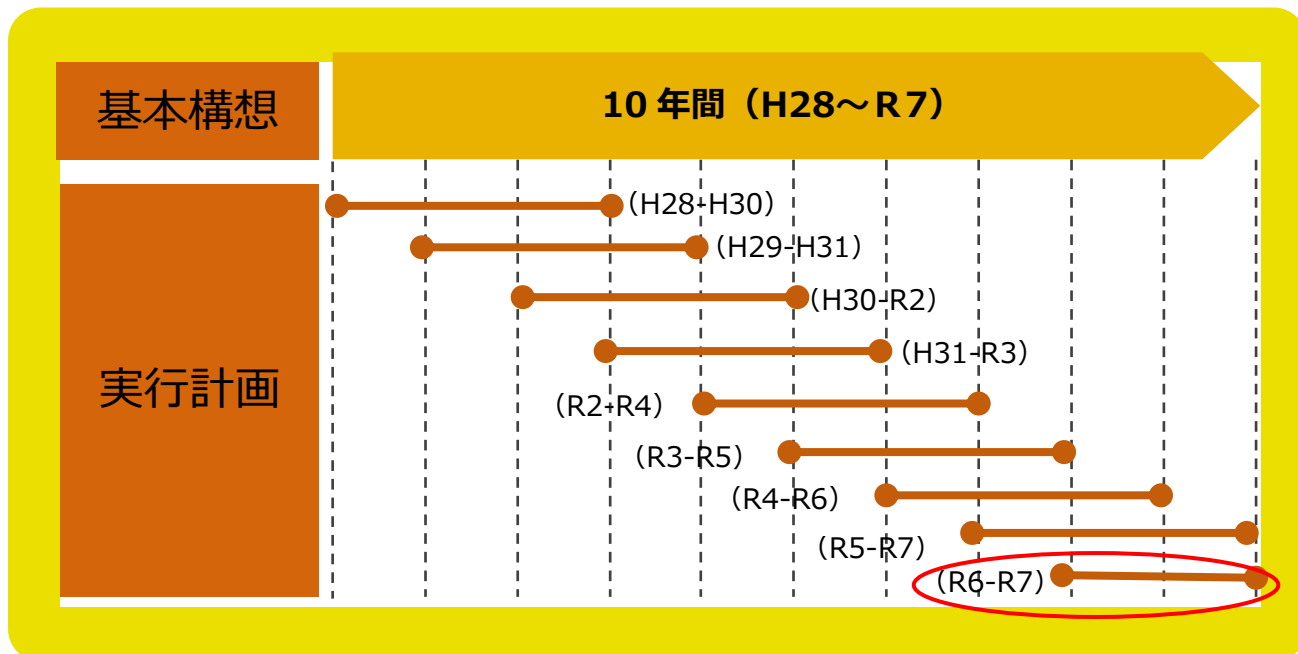
全39施策のそれぞれで掲げられた「10年後の姿」が達成されるよう、これまでの重点事業のみの掲載を改め、すべての施策に、「関連する事務事業」を掲載しています。

計画期間

計画期間は、社会環境の変化に柔軟に対応できるよう3年間とします。ただし財政状況、事業の進捗状況などを勘案して毎年見直しを図ります。

※長期総合計画は、令和7年度を終期とする計画のため、本計画も昨年度までは3年間の計画としていたところ、今年度は、長期総合計画の終期に合わせ2年間の計画としました。

◇第4次清瀬市長期総合計画の計画期間



2. 施策別事務事業実績（令和5年度）

- 実行計画（令和5年度～令和7年度）における令和5年度の取り組み状況を下記のとおり記載。
- “実施”には「一部実施」を含む。
- “未実施”は「（継続）…令和5年度以降も引き続き実施」「（中止）…当面実施の予定なし」の2種類に分類

施策番号	事務事業名	取り組み項目	実施状況
施策 111	地域福祉総務事業	避難行動要支援者名簿作成・更新及びシステムの更新	実施
		個別支援計画の作成	実施
	災害医療対策事業	作業部会（年1～2回）	実施
		災害時医薬品等の備蓄	実施
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	耐震改修助成（2件）	未実施（継続）
	消防事務委託事業	常備消防	実施
		改築工事（※）	実施
	消防団運営事業	消防活動	実施
		訓練の充実	実施
		ポンプ操法審査会（水出し操法）	実施
		機能別分団員の募集	実施
		消防団員準中型免許取得助成	実施
	車両管理事業	消防ポンプ自動車維持管理	実施
	防災対策事業	避難所運営協議会の住民主導化（12団体）	実施
		全国瞬時警報システム自動起動機取替工事	実施
		水防・防災訓練実施	実施
		自主防災組織（21団体）	実施
	住宅支援事業		【再掲】
	道路維持補修事業		【再掲】
	総係費		【再掲】
	公共下水道建設改良費		【再掲】
施策 112	防犯事業	防犯協会パトロール等	実施
	市民安全推進事業	下校見守りパトロール	実施
		自主的見守りの拡充（個人、団体問わず増員を目指す）	実施
		特定空家等判定委員会の開催等、空家等の適正管理対策の推進	実施
	児童・生徒安全推進事業	見守りボランティア推進	実施
		通学路安全対策推進協議会による安全対策推進	実施
		清瀬市通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検	実施
		通学路防犯カメラ新設・更新	実施
	消費者保護対策事業		【再掲】
	学童クラブ運営管理事業		【再掲】
	小学校運営管理事業		【再掲】

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

施策 113	市民相談事業	11分野の相談の実施	実施
		人権メッセージ集作成・人権啓発（花の苗設置等）	実施
	消費者保護対策事業	消費生活講座（高齢者・親子向け講座等）・きよせ出前講座	実施
		相談事例集・消費者啓発チラシの作成、配布	実施
		高齢者等見守り活動（被害啓発グッズ配布による啓発活動）	実施
		消費生活展の実施	実施
		自動通話録音機能付電話機等の設置促進（補助金交付）	実施
		若年者向けの講座実施や、印刷物の配布などによる啓発活動を実施	実施
施策 121	20歳のつどい事業	清瀬の20歳応援事業（被服の一部補助）	実施
	清瀬市コミュニティプラザ等管理事業	イベント・まつり等の開催	実施
		講座・ワークショップ等の開催	実施
		運動・健康講座等の開催	実施
		市内大学等と連携した市民講座の開催	実施
	市民協働推進事業		【再掲】
施策 122	文化活動振興事業	趣味、サークル活動講座、教養講座、健康講座などの実施	実施
		石田波郷俳句大会の開催	実施
	図書館運営管理事業	ボランティア養成・育成（図書館サービスボランティア32人）	実施
		事業の実施（読書交流会3回）子ども会、DVD鑑賞会、清瀬子ども大学等子ども向け事業18回）	実施
		多摩六都科学館事業「たまろく図書館」参加	実施
		図書館を使った調べる学習コンクール（内容の充実を図る）	実施
		第4次清瀬市子供読書活動推進計画の策定	未実施（継続）
		ブックスタート事業（乳幼児にブックリスト・絵本配布）	実施
		図書館システム構築	実施
		図書館のあり方検討会の開催	実施
	生涯学習センター運営管理事業	生涯学習センター7階照明器具LED化改修	実施
		生涯学習センター7階ホール椅子の更新	実施
		生涯学習センター7階ホール音響設備の更新	実施
	清瀬市コミュニティプラザ等管理事業		【再掲】
	学力向上推進事業		【再掲】
	南部地域児童館等複合施設整備事業		【再掲】
	デジタルデバйд対策		【再掲】
施策 123	特別展事業	林亮太色鉛筆画展	実施
	体育等振興事業	ポッチャなどニュースポーツイベントやプロサッカー選手によるサッカー教室の開催	実施
	清瀬内山運動公園等管理事業	多様なスポーツ、カルチャー教室の開催	実施
		下宿スポーツ&カルチャー祭の開催	実施
		下宿地域市民センターテラス新設工事	実施
		下清戸運動公園テニスコートトイレ改修	未実施（継続）
	文化活動振興事業		【再掲】

施策 124	市史編さん事業	『清瀬市史』の刊行・頒布	実施
		『市史研究きよせ』の刊行・頒布	実施
		市史編さん委員会・専門部会活動の調整・補助	実施
		市史編さん事業の普及・啓発（ブログ更新、市史講演会の開催など）	実施
	博物館事業	郷土博物館活性化に関する基本方針の策定	実施
		特別展の開催	実施
		郷土の歴史、文化、芸術に関する講座の開催	実施
		市域の年中行事や伝承行事に関連した事業の開催	実施
		収蔵品データベース整理	実施
		歴史展示室改修工事	実施
	文化財保全事業	文化保存活用計画の策定調査	実施
		うちおり資料用収蔵施設改修工事	実施
		文化財の保護・保全・補助金交付	実施
		文化財の指定・登録のための調査及び選定、文化財保護審議会の開催	実施
	旧森田家運営管理事業	郷土の歴史、文化、芸術に関する講座の開催	実施
		市域の年中行事や伝承行事に関連した事業の開催	実施
		国有形文化財への登録と民間活力を活かした活用と保存方法の検討	実施
	小学校教育指導事業 中学校教育指導事業		【再掲】
施策 131	平和祈念事業	平和祈念展（8月・3月）	実施
		ピース・エンジェルズ派遣事業（10人派遣）	実施
	国際交流事業	清瀬国際交流会への補助	実施
	市民相談事業		【再掲】
施策 132	男女共同参画センター運営管理事業	相談事業の見直し・実施	実施
		第3次清瀬市男女平等推進プラン中間見直し	実施
		LGBTQの理解についての啓発	実施
		つながり型サポート事業の実施	実施
		女性デジタル人材育成事業の実施	実施
	女性広報発行事業	広報誌（Ms.スクエア）発行・SNSでの情報発信（年2回）	実施
	アイレックまつり事業	第28回アイレックまつりの実施	実施
	起業支援事業	女性起業家応援イベントの支援	実施
		コワーキングスペースの運営・多様な働き方の支援	実施
施策 211	敬老記念事業	敬老大会の開催	実施
	高齢者住宅事業	高齢者住宅及びシルバーピアへの入居支援	実施
		シルバーピアへの生活協力員配置による入居者への生活支援	実施
	老人いこいの家運営管理事業	老人いこいの家運営管理（9か所）	実施
	介護人材育成定着支援事業	入門的研修（清瀬市「介護ははじめの一步」研修）の実施	実施
		介護職員スキルアップ研修の実施	実施
		介護職員等表彰式典の開催	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

		シニアのカ・循環プロジェクトの実施	実施
	介護予防・生活支援サービス事業	いきいき体操クラブ（通所型短期集中予防サービス）の実施	実施
		はつらつ貯筋クラブ（住民主体型通所サービス）の実施	実施
		住民主体型訪問型サービスBの実施	実施
		訪問指導（訪問型短期集中予防サービス）の実施	実施
		前年度事業実績の検証及び拡充の検討（移動支援等の検討）	実施
	介護予防・生活支援サービス給付事業	総合事業（従来型、基準緩和型）の実施	実施
	一般介護予防事業	脳トレ元気塾などの元気回復事業の実施	実施
		オーラルフレイル予防事業の実施	実施
	介護保険等推進事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備に向けた事業者公募の実施、及び補助金の交付等による支援を行う	実施
	包括的支援事業・任意事業	生活支援コーディネーター・第2層協議体を中心とした「支え合いの地域づくり」の推進、市民の自主グループによる活動拠点づくり、住民主体による生活支援体制（訪問・見守りの仕組み）の立ち上げ	実施
		認知症施策の推進（初期集中支援チームの積極的な介入、認知症カフェ、チームオレンジ清瀬の普及啓発等）	実施
		医療・介護連携推進に関する全項目実施	実施
		委託地域包括支援センターのバックアップ	実施
	後期高齢者保健事業（後期高齢者医療制度）		【再掲】
	デジタルデバйд対策		【再掲】
施策 212	障害者福祉総務事業	差別解消地域支援協議会運営	実施
		青年成人期の余暇活動等支援事業委託	実施
		第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画実施	実施
		障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定	実施
	障害者福祉センター運営管理事業	現状を反映したサービスの提供	実施
		プロポーザル方式により選定された事業者による事業運営	実施
		各種改修工事	実施
	障害者就労支援センター運営管理事業	就労及び生活支援の推進	実施
	子どもの発達支援・交流センター運営管理事業	巡回相談の充実	実施
		ペアレント・グループの実施	実施
		プロポーザル方式により選定された事業者による事業運営	実施
		各種改修工事	実施
	デジタルデバйд対策		【再掲】
	人事管理事業		【再掲】
施策 213	権利擁護事業	福祉サービス総合相談、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用促進事業等の実施	実施
		成年後見首長申立、成年後見制度利用費用助成制度の実施	実施
		成年後見人制度中核機関による制度運営	実施
		高齢者虐待防止ネットワークづくりの推進	実施
	生活困窮者自立支援事業	適切な支援の実施	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

		困難事例の研究	実施
		任意事業の継続実施	実施
		「その他の世帯」への就労支援	実施
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ホームヘルパー派遣	実施
		関係機関との連携推進（情報共有等）	実施
	生活保護事務事業	医療扶助適正化に向けたデータ分析、健康指導	実施
	ふるさとハローワーク事業	就職相談・職業紹介のPRの推進	実施
		就職支援セミナー開催	実施
	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	受付方法の見直し（オンライン申請）	実施
		小中学校就学援助費（給食費、学用品費、オンライン通信費等）、新入学児童生徒の新入学学用品費の先行支給	実施
	養育費確保支援事業	養育費確保支援事業についての周知 保証料、申し立て等に要する費用の支援	実施
	地域福祉総務事業		【再掲】
施策 214	一般事務事業（国民健康保険制度）	レセプト等点検、柔道整復療養費2次点検	実施
	医療費通知事業	医療費通知、ジェネリック医薬品の推奨	実施
	特定健康診査・健康チャレンジ事業（国民健康保険制度）	特定健康診査受診勧奨強化（受診率60.0%）及び第4期特定健康診査等実施計画の策定	実施
		データヘルス計画の推進（糖尿病性腎症重症化予防プログラム等、生活習慣病重症化予防対策やリスク者対策の実施）及び第3期データヘルス計画の策定	実施
	後期高齢者保健事業（後期高齢者医療制度）	健康診査実施（受診率62%）	実施
		健康管理支援の実施	実施
		補助金支給（保養施設利用、人間ドック、葬祭費）	実施
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	実施
		健幸長寿歯科健診の実施	実施
施策 221	がん検診推進事業	乳がん検診無料クーポン（40歳）	実施
		受診率向上の推進（効果的な受診勧奨等の実施）	実施
		国が推奨するがん検診の実施	実施
		特定健診と大腸がん検診の同時実施	実施
		がん患者ウィッグ等購入費助成	実施
	健康増進事業	TUNAGARU 健幸ステーションきよせ健幸大学の実施	実施
		生活習慣改善推進事業の充実（受動喫煙防止対策、生活習慣病予防対策等）	実施
		禁煙治療費助成事業の実施	実施
		受動喫煙防止重点地区バトロールの実施	実施
		各種教室・相談の実施（骨粗しょう症予防教室、フレイル予防教室、成人健康相談、食生活相談、歯科相談等）	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

		地域への出張講座の拡充、健康づくりサポーターの育成（熱中症対策、感染症対策、フレイル予防等）	実施
		自殺対策計画に基づく事業推進（ゲートキーパー養成講座、こころの健康電話相談等）	実施
		メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の導入	実施
		熱中症予防事業の実施	実施
		健幸都市の推進（長総の策定委員会で健康都市宣言を検討）	実施
		ウォーキングMAP&デジタルウォーキングラリー事業の実施	実施
	市民健康診査事業	40歳以上の特定健康診査・社会保険健康診査・後期高齢者健康診査の追加・詳細項目の実施	実施
		30～39歳の健康診査、40歳以上生活保護受給者実施	実施
		受診率向上の推進（対象者への効果的な受診勧奨、申込者への受診再勧奨等）	実施
	食育推進事業	食育の情報発信	実施
		きよせ食育展、食育展示	実施
		食育講演会及びスキルアップ講演会	実施
		クックパッドを活用したレシピ紹介	実施
	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施	実施
	特定健康診査・健康チャレンジ事業（国民健康保険制度）		【再掲】
	後期高齢者保健事業（後期高齢者医療制度）		【再掲】
	任意予防接種事業		【再掲】
施策 222	休日急病診療事業	休日急病診療の確保	実施
		休日歯科応急診療の確保	実施
	小児初期救急平日夜間診療事業	小児初期救急医療体制の確保（多摩北部医療センター、佐々総合病院）	実施
施策 311	母子保健事業（ネウボラ事業）	「こんにちは赤ちゃん事業」（新生児訪問、産婦訪問）（エジンバラ産後うつ病質問票を含む3つの質問票を実施）	実施
		清瀬市版ネウボラ事業「スマイルベビーきよせ」実施	実施
		乳幼児健康診査未受診者への受診勧奨及びフォロー、居所不明児把握	実施
		離乳食・幼児食教室実施	実施
		特定不妊治療医療費・不育症治療費助成の実施	実施
		産後ケア訪問事業の実施	実施
		居住実態把握事業の実施	実施
		母子手帳アプリ情報発信の実施	実施
		ファーストバースデー事業の実施	実施
		伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施	実施
	妊婦健康診査事業	健診受診票（14回）・超音波受診票（1回）・子宮頸がん検診受診票（1回）、周知・啓発（妊娠11週以下の妊娠届出率向上）	実施
		保健師全数妊婦面接（要フォロー対象者等の早期発見・早期介入）	実施
		新生児聴覚検査費用の助成実施	実施
		多胎児支援事業（移動経費の補助、妊婦健診費用の補助）の実施	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

	両親学級事業	両親学級2日制（年6回、父親学級（年3回）	実施
		こうさぎグループ（年12回）	実施
		バナナグループ（年12回）	実施
	妊婦・乳幼児歯科健診等事業	各種歯科事業の実施（プレママ歯科健康教室、妊婦歯科健診・親子歯科健診・フッ素等塗布同時実施等）	実施
		社会情勢に合った参加しやすい事業展開の検討	実施
	任意予防接種事業	先天性風しん症候群発生対策事業	実施
		緊急風しん対策事業（令和6年まで）	実施
		HPVワクチン任意接種償還払い	実施
		子どものインフルエンザ予防接種	実施
		疾病により免疫を消失した小児に対する定期予防接種の再接種費用の助成開始	実施
		带状疱疹任意予防接種の実施	実施
施策 312	私立幼稚園等助成事業	保護者負担軽減補助	実施
		幼稚園型一時預かり事業	実施
		幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付、実費徴収に係る補足給付	実施
		施設の感染症対策を実施	実施
	私立保育園等運営事業	民間保育所等の運営支援	実施
		地域型保育施設運営（小規模保育所5施設、事業所内保育所1施設）	実施
		民間保育所の保育士確保対策（保育士の家賃補助）	実施
		多子世帯の保育料軽減	実施
		幼児教育・保育の無償化による保育料無償化、食材料費の実費徴収	実施
		プロポーザル方式による民設民営保育園1施設の運営法人の選定（令和7年度開設予定、市立第7保育園の代替施設）	未実施（継続）
		施設の感染症対策、安全対策を実施	実施
	未就学児世帯家計応援給付金給付事業	未就学児世帯家計応援給付金の給付	実施
	児童扶養手当事業	児童扶養手当の支給	実施
	児童育成手当事業	児童育成手当の支給	実施
	児童手当等事業	児童手当の支給	実施
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	実施
	乳幼児医療費助成事業	乳幼児医療費の助成	実施
	義務教育就学児医療費助成事業	義務教育就学児医療費の助成	実施
	高校生等医療費助成事業	高校生等医療費の助成	実施
	市立保育園運営管理事業	市立保育園の運営、弾力的運用の実施	実施
		多子世帯の保育料軽減（公立保育園は市単独で実施）	実施
		おむつ回収の実施	実施
		幼児教育・保育の無償化による保育料無償化、食材料費の実費徴収	実施
		旧乳児保育園解体工事	実施
		施設の感染症対策、安全対策を実施	実施
	認可外保育施設等助成事業	認可外保育施設（病児保育室等）運営費補助	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

		幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付、市単独での食材料費補助	実施
		施設の感染症対策を実施	実施
	認証保育所助成事業	認証保育所（清瀬プチ・クレイシュ等）への運営費補助	実施
		幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付、市単独での食材料費補助	実施
		認証保育所児童の保護者への助成	実施
		多子世帯への助成	実施
		施設の感染症対策を実施	実施
	子育てひろば事業	育児相談実施	実施
		園庭・ホール開放	実施
		イベント・講座の実施	実施
	子ども家庭支援センター事業	ヘルパー派遣等、さまざまな子育て支援の拡充	実施
		子育て情報発信（つどいの広場事業等）	実施
		子育てグループ支援	実施
		ヤングケアラー支援及び周知	実施
		子ども家庭支援センター機能の移転	実施
		児童家庭相談システム運用	実施
		チャットツールによる児童相談の実施	実施
	ファミリー・サポート・センター事業	提供会員の育成、事業推進	実施
	ホームビジター派遣事業	ビジターの育成、事業推進	実施
	子育てクーポン事業	事業実施	実施
	学童クラブ運営管理事業	冬季下校見守りパトロール実施	実施
		清瀬小第3学童クラブ及び八小第3学童クラブ開所	実施
		指定管理者制度導入（新規3施設）（全学童クラブ施設で指定管理者による運営）	実施
	未就学児減免（軽減）の施行	未就学児減免（軽減）の実施	実施
	養育費確保支援事業		【再掲】
	南部地域児童館等複合施設整備事業		【再掲】
施策 321	研究指定校等推進事業	特別支援教育に関わる研究	実施
		喫緊の教育課題に関わる研究	実施
	児童・生徒健全育成事業	「命の教育」にかかわる体験活動の実施	実施
	情報教育推進事業	購入したGIGAスクール端末の故障等保守対応	実施
	特色ある教育活動事業	特色ある学校づくり事業	実施
	学力向上推進事業	市学力調査	実施
		図書館を使った調べる学習コンクール	実施
	地産地消推進事業（学校教育）	推進体制の見直し検討	実施
		地場産物活用拡大に向けた冷蔵庫の導入	実施
		清瀬産おいしい食材提供補助金（ぶどう）	実施
	小学校運営管理事業 中学校運営管理事業	校務システムの更新及び運用開始	実施
		民間施設を活用したプール授業の対象校の拡大（四小・四中に加えて芝小・十小・清中を追加）	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

	小学校教育指導事業	小学校教科書調査委員会	実施
	中学校教育指導事業		
	小学校施設維持管理事業	校舎及び体育館照明器具 LED 化工事（芝小・五中）	実施
		校舎照明器具 LED 化実施設計（三小）	実施
	小学校改造事業	校舎・体育館照明器具 LED 化 実施設計（二中）	実施
	中学校施設維持管理事業	構造体耐久性調査等（清小・三小・清中・二中）	実施
	中学校改造事業	体育館大規模改修工事（六小・清明小）	実施
		トイレ大規模改造工事（三中北校舎）	実施
	小学校特別支援学級事業	小学校言語障害通級指導学級新設	実施
	中学校特別支援学級事業	中学校知的障害特別支援学級新設	実施
	新校建設事業	基本構想及び基本計画の策定	実施
	図書館運営管理事業	地域・学校連携推進事業	実施
	地域・学校連携推進事業		【再掲】
施策 322	コミュニティハウス事業	コミュニティハウス事業	実施
	地域・学校連携推進事業	学校支援本部運営の推進	実施
		地域コーディネーター研修の実施及び育成	実施
		土曜日、夏季休業中等の教育活動支援	実施
		地域との合同行事の企画運営	実施
施策 331	南部地域児童館等複合施設整備事業	整備工事実施設計	実施
	子供食堂推進事業	団体への支援	実施
		新型コロナウイルス感染症対策として、配食、宅食による取り組みへの支援	実施
	放課後子ども教室推進事業	「まなべー教室」全公立小学校実施	実施
		学童クラブとの連携事業の実施	実施
	児童センター事業	屋上防水・外壁等工事実施設計	実施
		中高生の放課後の居場所づくりとしてのイベントの充実及びニーズ把握	実施
	学力向上推進事業		【再掲】
	教育支援センター運営管理事業		【再掲】
施策 332	教育支援センター運営管理事業	教育相談室運営業務委託	実施
	母子保健事業（ネウボラ事業）		【再掲】
	子ども家庭支援センター事業		【再掲】
	健康センター大規模改修事業		【再掲】
施策 411	都市計画推進事業	南部地域における都市型産業地周辺地区土地利用検討	実施
		都市計画マスタープラン推進	実施
		秋津駅8号踏切付近道路拡幅整備の調査・検討	実施
	区画整理事業	土地区画整理事業に係る助成金の交付	実施
	街路樹景観整備事業	けやき通りグランドデザイン策定	実施
		清瀬駅北口付近のケヤキ伐採根作業	実施
	住宅支援事業	木造家屋耐震化助成・耐震相談会（2回）	実施
	防災対策事業		【再掲】

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

	計画行財政推進事業		【再掲】
施策 412	コミュニティバス事業	車両の入れ替え（2台目）（EVバスの導入）	実施
	道路維持補修事業	市道補修工事（市道 3026 号線、柿の下住宅）（市道 1038 号線、清明小北側）等	実施
		橋梁補修工事（はけ橋・旭が丘橋・ベDESTリアンデッキ）及び橋梁詳細設計（石田橋）	実施
		雨水対策事業（市道 0112 号線、中央公園付近、管口・TV カメラ調査）（市道 2071 号線外、グリーンタウン付近、埋設管調査）、（市道 0212 号線、東光院付近、集水桝設置工事）	実施
	道路整備事業	舗装打換工事（市道 0110 号線、けやき通り）、（市道 0262 号線、緑陰通り）	実施
		無電柱化事業（市道 0106 号線、市役所通り、東電・NTT 引連工事）	実施
		清柳橋架替事業（取付道路工事）	実施
	道路用地購入事業	市道 0106 号線（市役所北側信号～柳瀬川通り入口）用地交渉	実施
		市道 0101 号線小金井街道交差点改良に伴う用地測量・用地交渉	実施
	交通安全施設整備事業	水銀灯の修繕（LED 交換）	実施
		安全施設等設置工事（外側線設置等）	実施
		清瀬駅エスカレーター、ホームドア設置要請（西武鉄道への要請・協議）	実施
	都市計画街路事業	東 3・4・17 号線（旭が丘通：たから幼稚園～志木街道）用地交渉・用地取得	実施
		東 3・4・26 号線（新座市境～関越自動車道）用地交渉・用地取得	実施
		東 3・4・16 号線（けやき通り～新小金井街道）用地交渉・用地取得中清戸四丁目土地 区画整理事業区域を除く	実施
	都市計画街路整備事業	東 3・4・16 号道路・無電柱化詳細設計	実施
	計画行財政推進事業		【再掲】
施策 413	管渠費	下水道ストックマネジメント計画推進（改築実施設計、マンホール蓋交換（第1期）、改築計画策定（第2期））	実施
	総係費	雨水浸透桝設置助成（上限 1 5 万円）	実施
	公共下水道建設改良費	雨水幹線整備（大林組技術研究所～新小金井街道）（工事）	実施
		雨水枝線整備（基本設計）	実施
		污水管渠整備 （東 3・4・16 号線）（実施設計） （東 3・4・17 号線）（工事その 1） （市道 1190 号線）（工事）	実施
	道路維持補修事業		【再掲】
施策 414	公園管理事業	公園内灯 LED 化（完了）	実施
		公園内樹木の計画的剪定等	実施
		遊具点検及び改修	実施
		中里公園周辺の測量	実施
	公園整備事業	中央公園用地取得交渉	実施
		中央公園事業認可	実施
	柳瀬川回廊事業	（仮称）花のある公園の都市計画変更、事業認可取得、設計変更	未実施（継続）

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

		（仮称）花のある公園プレバーク事業実施（農業体験、ガーデニング教室）	実施
	南部地域児童館等複合施設整備事業		【再掲】
施策 421	緑地保全事業	萌芽更新（野塩一丁目市有林）	実施
		補助制度の拡充（みどりの保全と植生管理）	実施
		補助事業の創設・実施	実施
	緑地整備事業	清瀬中里せせらぎ緑地の用地取得（2,450㎡） 中里六丁目緑地の用地取得（3,798㎡）	実施
	環境保全啓発事業		【再掲】
施策 422	ごみ収集・処分等作業事業	資源物等の戸別収集の検討	実施
		収集業務の委託化の検討	実施
	環境整備事業	指定収集袋・粗大ごみ処理券等収納業務（制度の円滑な運用）	実施
		ごみ分別アプリの剪定枝の受付開始及び運用	実施
		地域美化活動の推進	実施
		一般廃棄物処理基本計画に基づく課題整理	実施
施策 423	車両管理事業	EV車2台(環境配慮車所有割合 15.79%)	実施
		ガソリン車廃車6台	実施
	飼い主のいない猫対策事業	猫対策セミナーの実施	実施
		飼い主のいない猫去勢手術・不妊手術助成	実施
	環境保全啓発事業	実施体制の検討結果を適用し、きよせの環境・川まつりの実施	実施
		太陽光発電、エネファーム、蓄電池の補助金交付の拡充	実施
		清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理と検証	実施
		清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	実施
	コミュニティバス事業		【再掲】
施策 431	農業振興対策事業	東京都補助事業の活用による農業用施設等の整備	実施
		農業DXの推進や農機具の電動化の推進	実施
		地場産農産物の加工品製造等に対する支援事業実施	実施
		都市農地貸借の推進（補助金交付）	実施
		スマート農業講座等実施	実施
		農業経営講座	実施
		緑肥の種子配布（土埃対策及び景觀形成）	実施
	農業まつり事業	農業まつりの実施	実施
	市民農園事業	市民農園の整備等に対して補助金を交付	未実施（継続）
		市民農園実施（2園）	実施
	ひまわりフェスティバル事業	ひまわりフェスティバル開催	実施
	地産地消推進事業（学校教育）		【再掲】
施策 432	商工会等育成事業	商店街チャレンジ戦略支援事業の実施	実施
		地域アプリプラットフォームの構築・事業実施	実施
		プレミアム付デジタル商品券事業の実施	実施
		商工振興計画策定に向けた基礎データ等収集	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

	融資事業	融資利率の引き下げ及び利子補給率拡充	実施
		信用保証料の一部補填を実施	実施
	起業支援事業		【再掲】
	子育てクーポン事業		【再掲】
	市民まつり事業		【再掲】
施策 511	市民まつり事業	市民まつりの開催手法の検討・開催	実施
	多世代交流施設運営管理事業	地域コミュニティ活動の推進	実施
	コミュニティハウス事業		【再掲】
	地域・学校連携推進事業		【再掲】
	市民協働推進事業		【再掲】
施策 512	市民協働推進事業	市民活動団体や市民、企業の社会貢献活動などニーズとニーズを結び取り組みの実施	実施
		まちづくり委員会の開催	実施
		円卓会議の支援（全小学校区）	実施
		自治会・地域コミュニティ活動の支援	実施
	デジタルデバйд対策		【再掲】
施策 513	議会事務局運営事業	市議会の映像配信	実施
	文書管理事業	文書管理システムの導入に向けた文書分類・保存年限の精査	実施
		文書管理システムの導入に向けた規定及び手引の整備	実施
		文書管理システムの導入に向けたその他手続き	実施
	市報きよせ発行事業	市報多言語対応デジタルブックの多角的な活用	実施
		ホームページに「やさしい日本語」自動翻訳システムを新たに導入	実施
	オープンデータの推進	オープンデータの利用促進	実施
	デジタルデバйд対策	スマートフォン講座を実施	実施
		デジタルデバйд対策事業検討会議の開催	実施
施策 521	人事管理事業	障害者活躍推進計画の実施及び進捗状況の確認	実施
		定年延長制度・役職定年制度の施行	実施
		飛び級制度の施行	実施
	職員研修事業	DXの推進	実施
		業務効率化研修（PC操作研修等）の実施	実施
		新任事務職員対象の個人情報・特定個人情報の研修	実施
		ワーク・ライフ・バランス研修及びダイバーシティ研修、eラーニング（職員共済会）による研修の実施	実施
		OJTの推進	実施
		人材育成基本方針実施計画の推進	実施
		外部派遣研修の実施	実施
	職員福利厚生事業	健康管理事業の実施	実施
		職員共済会事業の活用	実施
		特定事業主行動計画後期計画の推進	実施
	長期的な職員採用計画	定員適正化計画策定及び計画に基づく採用	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

		インターンシップ制度の実施	実施
	窓口サービスの向上	市民サービス向上の推進（接遇マニュアルに基づく接遇研修の実施）	実施
		不当行為等対応方針の見直し及び研修の実施	実施
		窓口・電話調査分析結果の活用	実施
		手数料キャッシュレス決済の運用	実施
施策 522	情報システム管理運営事業	システム標準化に向けた検討	実施
		内部情報システム及び文書管理システム調達	実施
		VDI システム本稼働	実施
		R P A の適用業務拡大（削減効果 1,700 時間／年）	実施
		LoGo フォームの利用件数拡大（10,000 件／年）	実施
		統合型 G I S の調達・本稼働	実施
		かんたん窓口の調達・本稼働	実施
		ペーパーレス会議システムの調達・本稼働	実施
	戸籍住民基本台帳事務事業	マイナンバーカードの普及促進、交付	実施
		コンビニ交付周知及び普及	実施
		松山・野塩出張所廃止検討	実施
		土曜窓口あり方検討	実施
	意識改革と創意工夫の推進	職員提案制度の実施及び効果検証	実施
		課長昇任試験に飛び級制度を導入	実施
	内部統制	第 1 回内部統制運用まとめ及び第 2 回内部統制の執行	実施
	小学校運営管理事業 中学校運営管理事業		【再掲】
	職員研修事業		【再掲】
施策 531	受益者負担の整理と見直し	国民健康保険税見直し検討	実施
		学童クラブ育成料見直し検討	実施
		公共施設使用料の見直し検討	実施
		公共施設駐車場の有料化検討	実施
		学校開放の有料化検討	実施
		使用料審議会の開催（保育料見直し検討）	未実施（中止）
	収納率の向上	口座振替加入の促進	実施
		市税等キャッシュレス決済の運用	実施
		地方税統一 QR コード納付導入・運用	実施
		預貯金等の電子照会システム導入・運用	実施
	民間活力の検討	学校給食調理業務委託化検討	実施
		学校用務業務委託化の対象校の拡大検討	実施
		民間施設を活用したプール授業の対象校の拡大 （四小・四中に加えて芝小・十小・清中を追加）	実施
		ごみ収集業務（直営）の委託化検討	実施
		粗大ごみ受付業務委託化実施	実施

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

		学童クラブへの指定管理者制度全施設導入（新規3施設）	実施
		生涯学習センターへの指定管理者制度導入	実施
		教育相談室機能の委託化実施	実施
		子どもの医療費助成業務の委託化実施（高校生等医療費助成、義務教育就学児医療費助成）	実施
		つどいの広場事業委託化（児童センター）	実施
		測量業務委託化	実施
		道路清掃業務委託化	実施
		松山・野塩地域市民センターへの指定管理者制度導入検討	実施
		窓口業務等あらゆる業務の委託化検討	実施
		企業連携による事業実施	実施
	指定管理者制度導入施設のモニタリング	モニタリングの実施	実施
	創業支援・企業誘致	創業支援セミナー実施	実施
		空き店舗情報（ホームページへ掲載）	実施
	自主財源確保	未利用資産の売却・貸付（市営中里第4住宅跡地売払、消費生活センター前駐輪場跡地売払）	実施
		行政財産の有効利用及び貸付収入	実施
		ペDESTリアンデッキ柱面広告事業	実施
		デジタルサイネージ設置検討	実施
		公共施設のネーミングライツ募集	実施
		ふるさと納税（返礼品拡充、ひまわりフェスティバルにおけるクラウドファンディング実施）	実施
		ごみ袋への広告検討	実施
	財政運営の健全化	補助金適正化検討委員会による答申結果の反映	実施
		統一的な基準による財務書類の整備	実施
	起業支援事業		【再掲】
	融資事業		【再掲】
施策532	公共施設整備事業	個別施設設計画の進行管理	実施
	健康センター大規模改修事業	施設の供用開始	実施
	消費生活センター施設維持管理事業	移転検討	実施
	老人いこいの家運営管理事業		【再掲】
	障害者福祉センター運営管理事業		【再掲】
	新校建設事業		【再掲】
	小学校施設維持管理事業 小学校改造事業 中学校施設維持管理事業 中学校改造事業		【再掲】
	児童センター事業		【再掲】
	南部地域児童館等複合施設整備事業		【再掲】

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）

	計画行財政推進事業		【再掲】
施策 533	広域行政圏協議会運営事業	各種会議の実施	実施
		協議会ニュース発行、多摩六都フェア開催	実施
		子ども体験塾実施	実施
		多摩六都広域連携プラン推進（令和3年度～令和7年度）	実施
	計画行財政推進事業		【再掲】
施策 541	広聴事業	広聴業務	実施
		第17回市政世論調査を実施	実施
	シティプロモーション推進事業	結核予防会との共同事業実施	実施
		新たにLINEを活用した情報発信等の導入・運用	実施
		清瀬駅開駅100周年記念事業の準備及び関連事業の実施	実施
		結核療養のまちサミットの開催に向けた調整・準備	実施
	計画行財政推進事業	行政評価制度運用	実施
		第5次清瀬市長期総合計画策定に向けた庁内検討	実施
		公共施設等総合管理計画の推進	実施
		都市高速鉄道12号線沿線促進協議会の活動	実施
		清瀬駅周辺の未来構想ビジョン基礎調査	実施
		地域づくり応援制度検討委員会の開催	実施
		公共施設利用促進検討委員会の開催	実施
	ユニバーサルデザインの推進	障害者差別解消法や権利擁護に関する普及・啓発	実施
		図書館ハンディキャップサービスの推進	実施
		歩道の段差解消（清瀬駅北口・けやき通り）	実施
		男性用トイレにサンタリーボックスの設置（市役所本庁舎）	実施
	世界文化遺産推進	結核関連資料の継続的な収集	実施
		文化財指定・登録のための継続調査及び選定、文化財保護審議会の開催	実施
	シビックプライド醸成	Instagram「キタマガ」継続	実施
		清瀬の魅力をPRするためのブランドブック活用	実施
	特別展事業		【再掲】
	文化財保全事業		【再掲】
	都市計画推進事業		【再掲】

3. 施策別事務事業（令和6年度～令和7年度）

- 複数の施策に該当する事業は、主要な施策に掲載し、他の施策では【再掲】と表示しています。
- 新規事業は《新》、令和6年度の取り組みがレベルアップする既存事業は《レ》と表示しています。

将来像	基本目標	施策番号	No.	事務事業名	区分		
1 安全で うるおいの ある暮らし ができるまち （「暮らし」の分野）	1.1 安全・安心に 生活できるまち	施策111	1	地域福祉総務事業			《レ》
			2	災害医療対策事業			
			3	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業			
			4	消防事務委託事業			
			5	消防団運営事業			《レ》
			6	車両管理事業			
			7	防災対策事業			《レ》
			—	住宅支援事業	【再掲】		《レ》
			—	道路維持補修事業	【再掲】		
			—	総係費	【再掲】		
			—	公共下水道建設改良費	【再掲】		
		施策112	8	防犯事業			
			9	市民安全推進事業			
			10	児童・生徒安全推進事業			
			—	消費者保護対策事業	【再掲】		《レ》
			—	学童クラブ運営管理事業	【再掲】		《レ》
			—	小学校運営管理事業	【再掲】		
	1.2 生きがいを持 って文化的に 生活できるまち	施策113	11	市民相談事業			
			12	消費者保護対策事業			《レ》
		施策121	13	20歳のつどい事業			
			14	清瀬市コミュニティプラザ等管理事業			《レ》
			—	多世代交流施設運営管理事業	【再掲】	《新》	
			—	市民協働推進事業	【再掲】		
			—	市民活動センター運営管理事業	【再掲】		
		施策122	15	文化活動振興事業			
			16	図書館運営管理事業			
			17	生涯学習センター運営管理事業			《レ》
			—	清瀬市コミュニティプラザ等管理事業	【再掲】		《レ》
			—	学力向上推進事業	【再掲】		
			—	南部地域児童館等複合施設整備事業	【再掲】		
		施策123	—	デジタルデバインド対策	【再掲】		
			18	特別展事業			
			19	体育等振興事業			
			20	清瀬内山運動公園等管理事業			
		施策124	—	文化活動振興事業	【再掲】		
			21	市史編さん事業			
			22	博物館事業			《レ》
			23	文化財保全事業			
			24	旧森田家運営管理事業			
			—	小学校教育指導事業 中学校教育指導事業	【再掲】		
2 健康でとも に支え合っ て生活する まち （「支え合い」の分野）	2.1 ともに支え 合って生活 するまち	施策131	25	平和祈念事業			
			26	国際交流事業			
			—	市民相談事業	【再掲】		
			—	職員研修事業	【再掲】		《レ》
		施策132	27	男女共同参画センター運営管理事業			
			28	女性広報発行事業			
			29	アイレックまつり事業			
			30	起業支援事業			
		施策211	31	敬老記念事業			
			32	高齢者住宅事業			
			33	老人いこいの家運営管理事業			
			34	介護人材育成定着支援事業			
			35	介護予防・生活支援サービス事業			
			36	介護予防・生活支援サービス給付事業			
			37	一般介護予防事業			
			38	介護保険等推進事業			
			39	包括的支援事業・任意事業			
			—	地域福祉総務事業	【再掲】		《レ》

3 「人づくり」の分野	子どもたちを健やかに育むまち	2 2 健康で笑顔あふれるまち	施策212	—	後期高齢者保健事業（後期高齢者医療制度）	【再掲】		
				—	デジタルデバインド対策	【再掲】		
				4 0	障害者福祉総務事業			
				4 1	障害者福祉センター運営管理事業			
				4 2	障害者就労支援センター運営管理事業			
				4 3	子どもの発達支援・交流センター運営管理事業			
				—	デジタルデバインド対策	【再掲】		
				—	人事管理事業	【再掲】		
			施策213	4 4	権利擁護事業			
				4 5	生活困窮者自立支援事業			
				4 6	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業			
				4 7	生活保護事務事業			
				4 8	ふるさとハローワーク事業			
				4 9	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業			
				5 0	養育費確保支援事業			
				—	地域福祉総務事業	【再掲】		《レ》
				—	子供食堂推進事業	【再掲】		
				—	デジタルデバインド対策	【再掲】		
			施策214	5 1	一般事務事業（国民健康保険制度）			
				5 2	医療費通知事業			
				5 3	特定健康診査・健康チャレンジ事業（国民健康保険制度）			
				5 4	後期高齢者保健事業（後期高齢者医療制度）			
		2 2 健康で笑顔あふれるまち	施策221	5 5	がん検診推進事業			《レ》
				5 6	健康増進事業			
				5 7	市民健康診査事業			
				5 8	食育推進事業			
				—	特定健康診査・健康チャレンジ事業（国民健康保険制度）	【再掲】		
				—	後期高齢者保健事業（後期高齢者医療制度）	【再掲】		
				—	任意予防接種事業	【再掲】		《レ》
			施策222	5 9	休日急病診療事業			
				6 0	小児初期救急平日夜間診療事業			
	3 「人づくり」の分野	3 1 安心して子どもを産み育てられるまち	施策311	6 1	母子保健事業（ネウボロ事業）			《レ》
				6 2	妊婦健康診査事業			
				6 3	両親学級事業			
				6 4	妊婦・乳幼児歯科健診等事業			
				6 5	任意予防接種事業			《レ》
			施策312	6 6	私立幼稚園等助成事業			
				6 7	私立保育園等運営事業			《レ》
				6 8	児童扶養手当事業			
				6 9	児童育成手当事業			
				7 0	児童手当事業			《レ》
				7 1	ひとり親家庭等医療費助成事業			
				7 2	乳幼児医療費助成事業			
				7 3	義務教育就学児医療費助成事業			《レ》
				7 4	高校生等医療費助成事業			《レ》
				7 5	市立保育園運営管理事業			《レ》
				7 6	認可外保育施設等助成事業			《レ》
				7 7	認証保育所助成事業			
				7 8	子育てひろば事業			
				7 9	こども家庭センター事業			《レ》
				8 0	ファミリー・サポート・センター事業			
				8 1	ホームビジター派遣事業			
				8 2	きよせ・チルドレンファーストチケット事業			《新》
				8 3	学童クラブ施設維持事業			《レ》
				8 4	学童クラブ運営管理事業			《レ》
				8 5	未就学児減免（軽減）の施行			
				—	養育費確保支援事業	【再掲】		
				—	南部地域児童館等複合施設整備事業	【再掲】		
	3 2 子どもが生きる力・考える力を身につけられるまち	3 2 子どもが生きる力・考える力を身につけられるまち	施策321	8 6	研究指定校等推進事業			
				8 7	児童・生徒健全育成事業			
				8 8	情報教育推進事業			
				8 9	特色ある教育活動事業			
				9 0	学力向上推進事業			
				9 1	地産地消推進事業（学校教育）			

4 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち （「基盤づくり」の分野）	4 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち （「基盤づくり」の分野）	3 3 青少年や若者が希望や夢を持つことができるまち	4 1 快適で住みやすいまち	3 3	9 2	小学校運営管理事業 中学校運営管理事業			
					9 3	小学校教育指導事業 中学校教育指導事業			
					9 4	小学校施設維持管理事業 小学校改造事業 中学校施設維持管理事業 中学校改造事業			
					9 5	小学校特別支援学級事業 中学校特別支援学級事業			《レ》
					9 6	新校建設事業			
					9 7	事務局一般事務事業			
					9 8	小学校健康管理事業 中学校健康管理事業			《レ》
					—	図書館運営管理事業	【再掲】		
					—	学校支援本部事業	【再掲】		
				3 3	9 9	学校と地域のコミュニティ事業			
					100	学校支援本部事業			
					101	南部地域児童館等複合施設整備事業			
					102	子供食堂推進事業			
					103	放課後子ども教室推進事業			
					104	児童センター事業			
					—	学力向上推進事業	【再掲】		
					—	教育支援センター運営管理事業	【再掲】		
				4 1	105	教育支援センター運営管理事業			
					—	母子保健事業（ネウボラ事業）	【再掲】		《レ》
					—	こども家庭センター事業	【再掲】		《レ》
					106	都市計画推進事業			
					107	街路樹景観整備事業			
					108	住宅支援事業			《レ》
					—	防災対策事業	【再掲】		《レ》
					—	計画行財政推進事業	【再掲】		《レ》
				4 1	109	コミュニティバス事業			
					110	道路維持補修事業			
					111	道路整備事業			
					112	道路用地購入事業			
					113	交通安全施設整備事業			
					114	都市計画街路事業			
					115	都市計画街路整備事業			
					—	計画行財政推進事業	【再掲】		《レ》
				4 1	116	管渠費			
					117	総係費			
					118	公共下水道建設改良費			
					—	道路維持補修事業	【再掲】		
				4 2	119	公園管理事業			《レ》
					120	公園整備事業			
					121	柳瀬川回廊事業			
					—	南部地域児童館等複合施設整備事業	【再掲】		
				4 2	122	緑地保全事業			
					123	緑地整備事業			
					—	環境保全啓発事業	【再掲】		《レ》
				4 3	124	ごみ収集・処分等作業事業			
					125	環境整備事業			《レ》
					126	車両管理事業			
					127	飼い主のいない猫対策事業			
					128	環境保全啓発事業			《レ》
					—	コミュニティバス事業	【再掲】		
				4 3	129	農業振興対策事業			《レ》
					130	農業まつり事業			
					131	市民農園事業			《レ》
					132	ひまわりフェスティバル事業			
					—	地産地消推進事業（学校教育）	【再掲】		
					—	観光振興事業	【再掲】	《新》	
				4 3	133	商工会等支援事業			《レ》
					134	融資事業			
					135	観光振興事業		《新》	
					—	起業支援事業	【再掲】		
					—	健康増進事業	【再掲】		

5 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）	5 1 市民が主体となったまちづくり	施策511	—	きよせ・チルドレンファーストチケット事業	【再掲】	《新》	
			—	市民まつり事業	【再掲】		
			136	市民まつり事業			
			137	多世代交流施設運営管理事業		《新》	
			—	学校と地域のコミュニティ事業	【再掲】		
			—	学校支援本部事業	【再掲】		
		施策512	—	市民協働推進事業	【再掲】		
			138	市民協働推進事業			
			139	市民活動センター運営管理事業			
			—	デジタルデバйд対策	【再掲】		
		施策513	140	議会事務局運営事業			
			141	文書管理事業			《レ》
			142	市報きよせ発行事業			
			143	オープンデータの推進			
			144	デジタルデバйд対策			
		施策521	145	人事管理事業			
			146	職員研修事業			《レ》
			147	職員福利厚生事業			
			148	長期的な職員採用計画			
	5 2 職員が能力を発揮できる組織	施策522	149	窓口サービスの向上			
			150	情報システム管理運営事業			《レ》
			151	戸籍住民基本台帳事務事業			
			152	意識改革と創意工夫の推進			
			153	内部統制			
			—	小学校運営管理事業 中学校運営管理事業	【再掲】		
			—	職員研修事業	【再掲】		《レ》
		施策531	154	受益者負担の整理と見直し			《レ》
			155	収納率の向上			
			156	民間活力の検討			《レ》
			157	指定管理者制度導入施設のモニタリング			
			158	創業支援・企業誘致			《レ》
			159	自主財源確保			《レ》
			160	財政運営の健全化			
			—	起業支援事業	【再掲】		
			—	融資事業	【再掲】		
	5 3 健全な行財政の確立	施策532	161	公共施設整備事業			
			162	消費生活センター施設維持管理事業			
			—	老人いこいの家運営管理事業	【再掲】		
			—	障害者福祉センター運営管理事業	【再掲】		
			—	新校建設事業	【再掲】		
			—	小学校施設維持管理事業 小学校改造事業 中学校施設維持管理事業 中学校改造事業	【再掲】		
			—	児童センター事業	【再掲】		
			—	南部地域児童館等複合施設整備事業	【再掲】		
			—	多世代交流施設運営管理事業	【再掲】	《新》	
			—	計画行財政推進事業	【再掲】		《レ》
		施策533	163	広域行政圏協議会運営事業			
			—	計画行財政推進事業	【再掲】		《レ》
	5 4 経営資源を戦略的に配分	施策541	164	広聴事業			
			165	シティプロモーション推進事業			《レ》
			166	計画行財政推進事業			《レ》
			167	ユニバーサルデザインの推進			
			168	世界文化遺産推進			
			169	シビックプライド醸成			
			—	特別展事業	【再掲】		
			—	文化財保全事業	【再掲】		

4.清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）関連施策

基本目標	戦略の展開	関連施策名					
結 基 婚 本 ・ 目 出 標 産 I ・ 子 育 て の 希 望 実 現 戦 略	① 妊娠・出産・子育ての切れ目のないサポート体制の整備	212	障害者・障害児の支援	311	母子の健康づくりの支援	312	子育ての支援
		332	誕生から就労に至るまでの総合的な相談体制の整備				
	② 子育てと仕事の両立の支援	312	子育ての支援				
	③ 結婚・出産の希望の実現推進	121	市民活動の支援	311	母子の健康づくりの支援		
	④ 子育て世代が安心して出歩ける環境の整備	312	子育ての支援	331	青少年の健全育成	412	道路ネットワークと交通環境の整備
		414	公園の整備				
	⑤ 子どもたちの学習機会の充実	213	生活の安定の確保及び自立・就労支援	321	「生きる力」「考える力」を育む学校教育		
地 働 基 域 き 本 活 や 目 力 す 標 向 さ II 上 ・ 戦 略	① 地域課題に対応した新たな事業創出	132	男女平等社会の推進	213	生活の安定の確保及び自立・就労支援	432	商工業の振興
	② 若い世代が楽しめる活気あるまちづくりの推進	123	文化・芸術・スポーツ活動の支援	221	健幸づくりの支援	431	農業の振興
		432	商工業の振興				
戦 向 ま 基 略 上 ち 本 ・ の 目 発 魅 標 信 力 III	① シティプロモーションの推進	124	郷土文化の保全・継承	513	行政情報の積極的な公開・共有	541	経営資源を戦略的に配分
地 支 基 域 え 本 づ 合 目 く い 標 り の IV 戦 あ 略 る	① 地域で支えあい誰もが安心できるまちづくりの推進	121	市民活動の支援	322	地域連携による学校教育	511	地域コミュニティの活性化
		512	協働によるまちづくりの推進				
	② 行政が持つ経営資源の最適配分による地域サポート	513	行政情報の積極的な公開・共有	533	広域行政	541	経営資源を戦略的に配分

5.清瀬市長期総合計画に掲げる39の施策とSDGsの17の目標との関係

SDGs（Sustainable Development Goals）とは・・・

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年を年限とする国際目標です。SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会を作っていくことが重要であると強調されており、国だけではなく自治体においても、SDGsの達成に向けた取り組みを推進していくことが期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



清瀬市は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みを推進しています。

清瀬市長期総合計画に掲げる39の施策とSDGsの17の目標との関係

将来像	基本目標	施策	SDGsの目標						
			施策名	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）	安全・安心に生活できるまち	111	防災体制の充実・強化						
		112	防犯体制の充実・強化						
		113	暮らしの相談体制の充実						
	生きがいを持って文化的に生活できるまち	121	市民活動の支援				●		
		122	生涯学習活動の支援				●		
		123	文化・芸術・スポーツ活動の支援				●		
		124	郷土文化の保全・継承				●		
	お互いを尊重し合うまち	131	人権尊重・平和の推進				●		
		132	男女平等社会の推進			●	●	●	
健康でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）	ともに支え合って生活するまち	211	高齢者の支援	●	●	●	●	●	
		212	障害者・障害児の支援	●		●	●		
		213	生活の安定の確保及び自立・就労支援	●	●	●	●		
		214	社会保険の安定的運営	●		●			
	健康で笑顔あふれるまち	221	健康づくりの支援			●			
		222	医療体制の整備			●			
子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）	安心して子どもを産み育てられるまち	311	母子の健康づくりの支援		●	●	●		
		312	子育ての支援				●	●	
	子どもが生きる力・考える力を身につけられるまち	321	「生きる力」「考える力」を育む学校教育				●		
		322	地域連携による学校教育				●		
	青少年や若者が希望や夢を持つことができるまち	331	青少年の健全育成				●		
		332	誕生から就労に至るまでの総合的な相談体制の整備						
豊かな自然と調和した住みやすく活気のあるまち（「基盤づくり」の分野）	快適で住みやすいまち	411	適切な土地利用の推進と住環境の整備						
		412	道路ネットワークと交通環境の整備						
		413	汚水・雨水の処理			●			●
		414	公園の整備				●		●
	豊かな自然と調和した環境にやさしいまち	421	自然環境の保全						●
		422	ごみ減量化・再資源化の推進						
		423	生活環境の保全			●			●
	産業によってにぎわいや活気を生み出すまち	431	農業の振興		●				
		432	商工業の振興						
都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）	市民が主体となったまちづくり	511	地域コミュニティの活性化						
		512	協働によるまちづくりの推進						
		513	行政情報の積極的な公開・共有						
	職員が能力を発揮できる組織	521	職員の育成強化					●	
		522	組織の強化と業務変革の推進					●	
	健全な行財政の確立	531	持続可能な財政運営						
		532	長期的視点に立った公共施設の維持・活用						●
		533	広域行政						
	経営資源を戦略的に配分	541	経営資源を戦略的に配分						

施策											
	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ・産業・イノベーション	不平等	持続可能都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
111					●		●				
112										●	
113										●	
121						●					
122						●	●				
123											
124					●						
131		●		●						●	
132		●		●						●	
211		●		●						●	
212		●		●						●	
213		●		●						●	
214				●							
221						●					
222											
311										●	
312		●								●	
321				●		●	●				
322											
331		●									
332		●		●							
411			●		●		●				
412			●		●						
413			●		●	●	●				
414			●		●		●				
421					●		●		●		
422					●	●					
423	●				●	●	●	●	●		
431		●	●								
432		●	●								
511					●					●	
512					●						●
513										●	
521		●								●	
522		●				●					
531				●							
532	●		●								
533					●						
541											●

6. 施策別取組内容

39の施策毎に以下の構成で取組内容などについて示しています。

将来像：市の最上位の目標として、市のめざすべき姿を示しています。

まちづくりの基本目標：「将来像」を具体化した、めざすべきまちの姿です。

施策名：基本目標を達成するための施策の名称です。

SDGs関連目標：SDGsの17の目標のうち当該施策に関連する目標を示しています。

10年後の姿：施策が10年後に実現すべき状態、あるべき姿です。

まちづくり指標：「10年後の姿」の実現に向け進捗状況を図る施策を代表する指標の現状値と目標値です。

現状と課題：市を取り巻く社会情勢等から、施策に関する現状や課題、今後の取組方針を示しています。

行政の役割・市民の役割：「10年後の姿」の実現に向けて、市民の皆様と行政が協力して取り組めるよう、行政の役割と、市民の皆様が身近に取り組む行動として期待できることを例示しています。

関連する個別計画：施策に関連する主な個別計画等です。

関連する事務事業：施策を実行する主な予算事業を記載しています。

- ① **事業名**
予算事業と共通した事業名称。
- ② **担当課**
事業の担当課。
- ③ **施策の方向性**
基本構想で掲げる「施策の方向性」のうち当該事務事業が関連するもの。
- ④ **事業内容**
事業の概要。
- ⑤ **年次計画**
計画期間における年度毎の取組内容。

(1) 安全でうれしい暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

11 安全・安心に生活できるまち

111 防災体制の充実・強化

10年後の姿 さらなる防災意識の高まりにより、自助・共助の防災体制が構築されているとともに、公助の役割を担う消防や関係機関との連携体制が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
自主防災組織の組織数	19団体※1	22団体	23団体
学校避難所運営協議会の住民主導団体	10団体※1	14団体	14団体
地域における防災訓練の実施数	16団体※1	26団体	27団体
災害に備えて避難場所の確保や食料備蓄、非常用持出品を用意している人の割合	50.3%※2	60.0%	70.0%

※1 令和3年度見込値 ※2 令和2年度実績値

現状と課題

現状	課題
昨今の災害により、大規模災害発生時には行政の取りうる対応に限界があることが明らかとなっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、行政と地域のさらなる連携強化が求められています。	◇「自助、互助、共助、公助」の基本理念に立った防災体制及び感染症対策の構築 ◇高齢者や障害者など避難行動要支援者に対する地域防災体制の整備

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇市民の減災に向けた取り組みを促進する ◇災害に強い都市基盤を推進する ◇災害時の医療救護体制を整備する ◇さまざまな避難行動があることを周知する ◇避難行動要支援者に対する取り組みを促進する	◇市、警察署、消防署、消防団へ情報を提供する ◇自分のとるべき避難行動を確認する ◇非常食や避難袋を準備する ◇防災事業へ積極的に参加する

関連する個別計画

国土強靱化地域計画、地域防災計画、国民保護計画、都市計画マスタープラン、雨水管理総合計画

関連する事務事業

① 事業名	地域福祉総務事業	② 担当課	福祉総務課
③ 施策の方向性	3 地域における防災力の向上に取り組みます		
④ 事業内容	避難行動要支援者制度の普及・啓発、名簿登録及び更新、避難がより困難な方に重点を置いた避難行動要支援者個別支援計画の作成を促進する。		
⑤ 年次計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	避難行動要支援者名簿作成・更新	⇒ (避難行動要支援者システムの更新)	⇒
	個別支援計画の作成	⇒	⇒

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

11 安全・安心に生活できるまち

111 防災体制の充実・強化



10年後の姿 さらに防災意識の高まりにより、自助・共助の防災体制が構築されているとともに、公助の役割を担う消防や関係機関との連携体制が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
自主防災組織の組織数	21団体※1	23団体	25団体
学校避難所運営協議会の住民主導団体	10団体※1	12団体	14団体
地域における防災訓練の実施数	10団体※1	20団体	27団体
災害に備えて避難場所の確保や食料備蓄、非常用持出品を用意している人の割合	51.8%※2	55.0%	55.0%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
昨今の災害により、大規模災害発生時には行政の取りうる対応に限界があることが明らかとなっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、行政と地域のさらなる連携強化が求められています。	◇「自助、互助、共助、公助」の基本理念に立った防災体制及び感染症対策の構築 ◇高齢者や障害者など避難行動要支援者に対する地域防災体制の整備

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇市民の減災に向けた取り組みを促進する ◇災害に強い都市基盤を推進する ◇災害時の医療救護体制を整備する ◇さまざまな避難行動があることを周知する ◇避難行動要支援者に対する取り組みを促進する	◇市、警察署、消防署、消防団へ情報を提供する ◇自分のとるべき避難行動を確認する ◇非常食や避難袋を準備する ◇防災事業へ積極的に参加する

関連する個別計画

国土強靱化地域計画、地域防災計画、国民保護計画、都市計画マスタープラン、雨水管理総合計画

関連する事務事業

事業名	地域福祉総務事業 《レ》	担当課	福祉総務課
施策の方向性	3 地域における防災力の向上に取り組めます		
事業内容	避難行動要支援者制度の普及・啓発、名簿登録及び更新、避難がより困難な方に重点を置いた避難行動要支援者個別支援計画の作成を促進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	避難行動要支援者名簿作成・更新	⇒	
	個別支援計画の作成	⇒	
	TOKYO 長寿ふれあい食堂推進事業の実施	⇒	

事業名	災害医療対策事業	担当課	健康推進課
施策の方向性	5 災害時の医療救護体制を整備します		
事業内容	市災害医療救護協議会作業部会を開催し、緊急医療救護所設置に必要な物品などの購入を行う。備蓄用医薬品は、消費、使用期限を考慮し、必要な医薬品の選定、調達、保管方法等について検討・実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	作業部会（年1～2回）	⇒	
	災害時医薬品等の備蓄	⇒	

事業名	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	担当課	都市計画課
施策の方向性	2 都市基盤の安全性を高めます		
事業内容	特定緊急輸送道路沿道建築物に対する補強設計助成、耐震改修助成を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	耐震改修助成（2件）	2件	

事業名	消防事務委託事業	担当課	防災防犯課
施策の方向性	1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます		
事業内容	東京都に常備消防を委託し、消防団とともに災害などに備え、委託に関して三多摩地区消防運営協議会で年2回協議する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	常備消防	⇒	

事業名	消防団運営事業 《レ》	担当課	防災防犯課
施策の方向性	3 地域における防災力の向上に取り組めます		
事業内容	非常備消防機関として、地域密着性や即時対応力を活かし、災害時に団本部を筆頭に7つの分団で対応するとともに、消火訓練及び消防ポンプ操法審査会を行い、有事に備えていく。また、より実践的な訓練に繋がるよう、実災害を想定した水出しの消防ポンプ操法審査会を計画し、各分団の備品装備を更新する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	消防活動	⇒	
	訓練の充実	⇒	
	ポンプ操法審査会（水出し操法）	⇒	
	機能別分団の運用開始	機能別分団員活動の推進	
	消防団員準中型免許等取得助成	⇒	
	（仮称）消防団活動のあり方検討委員会の開催	検討結果に基づく実施	

事業名	車両管理事業	担当課	防災防犯課
施策の方向性	3 地域における防災力の向上に取り組めます		
事業内容	消防団が火災、風水害時に出動し、対応する際に使用する消防ポンプ自動車について、購入から概ね15年を超えた車両から順次、更新を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	消防ポンプ自動車維持管理	⇒	
	第5分団消防ポンプ自動車購入	第3分団消防ポンプ自動車購入	

事業名	防災対策事業 《レ》	担当課	防災防犯課
施策の方向性	1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます 2 都市基盤の安全性を高めます 3 地域における防災力の向上に取り組めます 4 災害時の円滑な避難所運営に備えます 5 災害時の医療救護体制を整備します		
事業内容	全校に避難所運営協議会が立ち上がったため、住民主導化を目指す。それに伴う、食糧備蓄及び備品の整備、災害時トイレ環境の整備を計画的に行う。また、職員、東京消防庁、消防団、市民等と年2回の防災訓練の実施や地域の自主防災組織化に努め、市民が災害時に適切な行動がとれるよう目指していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	避難所運営協議会の住民主導化（12団体）	⇒ （14団体）	
	水防・防災訓練実施	⇒	
	自主防災組織（23団体）	⇒ （25団体）	
	（仮称）女性や要配慮者等の防災対策検討委員会の開催	—	

事業名	住宅支援事業 《レ》 【再掲】⇒施策411	担当課	都市計画課
施策の方向性	3 地域における防災力の向上に取り組めます		

事業名	道路維持補修事業 【再掲】⇒施策412	担当課	道路交通課
施策の方向性	2 都市基盤の安全性を高めます		

事業名	総係費 【再掲】⇒施策413	担当課	下水道課
施策の方向性	2 都市基盤の安全性を高めます		

事業名	公共下水道建設改良費 【再掲】⇒施策413	担当課	下水道課
施策の方向性	2 都市基盤の安全性を高めます		

(1) 安全でうれしいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

11 安全・安心に生活できるまち



112 防犯体制の充実・強化

10年後の姿 市民の防犯意識が高まり、犯罪のない安全・安心なまちづくりが進んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
刑法犯の認知件数	352件※1	330件	255件
自分の住んでいる地域が治安の面で安心できると思う人の割合	68.4%※2	75.0%	75.0%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
地域における自主的な防犯パトロールや啓発活動を実施し、防犯協会、自治会、青少年問題協議会及び保護司会等との連携強化に取り組んでいます。	◇高齢者等に向けた特殊詐欺の注意喚起 ◇インターネットに絡むトラブルやサイバーテロ犯罪に対する防犯意識の啓発 ◇犯罪が発生しにくい環境の整備

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇警察や防犯協会等の関係機関と連携する ◇警察と連携し地域での見守り員を担う防犯協会等を育成する ◇暴力団排除に向けた活動を推進する ◇青パトや広報車等による特殊詐欺等防止のための防犯啓発活動を行う	◇地域の犯罪発生状況や犯罪の手口等を理解する ◇各自治会・町内会等での情報を共有する ◇地域での見守りを行う ◇特殊詐欺等、電話や訪問などで少しでも不審と感じたら110番通報する

関連する個別計画

関連する事務事業

事業名	防犯事業	担当課	防災防犯課
施策の方向性	1 市民一人一人の防犯意識の向上に努めます 2 地域の連携による見守り体制を強化します 3 関係機関と連携し暴力団排除活動を推進します		
事業内容	警察、消防、防犯協会、消防団長や公募市民等による協議会を開催し、生活安全対策に関して情報を共有する。また、市防犯協会による、警察署と連携した防犯キャンペーンや定期的な青色防犯パトロール、年末パトロール等を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	防犯協会パトロール等	⇒	

事業名	市民安全推進事業	担当課	防災防犯課
施策の方向性	2 地域の連携による見守り体制を強化します		
事業内容	シルバー人材センターに委託し、小学校低学年児童の下校の見守りや、長期休暇期間の駅前周辺パトロールを行う。また、ベストなどを貸与し自主的な見守り活動を促進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	下校見守りパトロール	⇒	
	自主的な見守りの拡充（個人、団体問わず増員を目指す）	⇒	

事業名	児童・生徒安全推進事業	担当課	教育企画課
施策の方向性	2 地域の連携による見守り体制を強化します		
事業内容	児童・生徒を対象に登下校を確保するため、通学路交通安全プログラムに基づき、毎年3校ずつ合同点検を実施し、通学路安全対策推進協議会において対策等を協議する。また、通学路防犯カメラの維持管理や見守りボランティアの推進により、安全な通学路の確保を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	見守りボランティア推進	⇒	
	通学路安全対策推進協議会による安全対策推進	⇒	
	清瀬市通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検	⇒	
	通学路防犯カメラ新設・更新	⇒	

事業名	消費者保護対策事業 《レ》 【再掲】⇒施策113	担当課	市民協働課
施策の方向性	2 地域の連携による見守り体制を強化します		

事業名	学童クラブ運営管理事業 《レ》 【再掲】⇒施策312	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	2 地域の連携による見守り体制を強化します		

事業名	小学校運営管理事業 【再掲】⇒施策321	担当課	教育企画課
施策の方向性	2 地域の連携による見守り体制を強化します		

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

11 安全・安心に生活できるまち



113 暮らしの相談体制の充実

10年後の姿	暮らしに関する相談体制が充実し、市民は生活上のトラブルが発生しても迅速に対応し、適切に問題解決を図っています。また、消費者として必要な知識を理解している「賢い消費者」が増え、消費者トラブルに遭う人が減少しています。
--------	---

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
高齢者向け消費生活講座の実施回数	7回※1	7回	7回
消費者被害に関する情報提供や相談体制が充実していると思う人の割合	15.9%※2	40.0%	40.0%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
日常生活で直面するさまざまな問題について、円滑・迅速に解決が図られるよう、相談業務に取り組んでいます。消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者等の被害の未然防止と早期発見を図るため、啓発活動や出前講座を実施するとともに、関係部署・機関との連携を図っています。	◇悪質かつ複雑化、巧妙化する消費者トラブルの情報発信 ◇「自立した消費者」を目指した消費者教育の推進 ◇成年年齢引き下げに伴う若者の消費者トラブルの抑制・拡大防止

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇消費生活センターについて周知する ◇相談員の相談対応能力を向上させる ◇最新情報の発信や啓発冊子の発行・配布を行う ◇消費者教育・消費者啓発を推進する ◇地域全体で高齢者等の消費者被害を防ぐため見守り体制の強化を図る	◇消費者問題について関心を持つ ◇消費生活センターを活用する ◇消費生活講座の受講を通じ、必要な知識や能力を身につける ◇消費者トラブル情報などの収集に努め、被害の未然防止を図る

関連する個別計画

関連する事務事業

事業名	市民相談事業	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 多様な暮らしの相談ができる体制を充実します		
事業内容	毎月の定例相談と年1回の特設相談を実施し、社会情勢の変化を注視しながら充実を図る。人権については、人権擁護委員による専門相談や、人権擁護委員の活動を支援し、教育委員会と連携した人権啓発に取り組んでいく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	1 1分野の相談の実施	⇒	
	市内小中学校人権啓発活動（人権の花運動、人権メッセージ、全国中学校人権作文コンテスト）	⇒	

事業名	消費者保護対策事業 《レ》	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 多様な暮らしの相談ができる体制を充実します 2 消費者被害を未然防止するため、啓発活動を推進します		
事業内容	消費者被害の未然防止のため、消費生活相談体制をより一層強化するとともに、消費生活講座や出前講座などの消費者教育の充実を図る。また、高齢者を対象とした講座の実施や高齢者担当部署との連携による高齢者見守りネットワークの強化を図るとともに高齢者がいる世帯への自動通話録音機能付電話機等の設置を促進し、高齢者の消費者被害未然防止を図る。さらに、成年年齢引き下げに伴い、若年者への啓発活動を行っていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	消費生活講座（高齢者・親子向け講座等）・きよせ出前講座	⇒	
	相談事例集・消費者啓発チラシの作成、配布	⇒	
	高齢者等見守り活動（被害啓発グッズ配布による啓発活動）	⇒	
	消費生活展の実施	⇒	
	自動通話録音機能付電話機等の設置促進（補助金交付）	⇒	
	若年者向けの講座実施や、印刷物の配布などによる啓発活動を実施	⇒	

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

12 生きがいを持って文化的に生活できるまち



121 市民活動の支援

10年後の姿 地域の課題を解決するための市民活動がさまざまな分野で活発に展開されています。また、そうした活動に幅広い世代の市民が積極的に参加しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
この一年でボランティア活動や地域活動に参加したことがある人の割合	10.4%※1	15.0%	15.0%
住んでいる地域に対して何か貢献したいと思う人の割合	48.8%※1	55.0%	55.0%

※1 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
環境問題や福祉問題などの社会的課題を解決するため、同じ課題に共感する人たちの自主的・自立的な市民活動が展開されています。ボランティア等の相談窓口の充実やさまざまな催しを開催し、市民活動の支援に取り組んでいます。	◇幅広い年齢層に向けた市民活動の普及・啓発 ◇講座や学習会などを通じた人材の養成及び活動支援 ◇新しい生活様式における新しい視点での市民活動・ボランティアの創造

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇市民活動団体・ボランティア団体に対する相談支援を行う ◇市民活動団体・ボランティア団体に対する中間支援を行う ◇市民活動・ボランティアに関する情報を提供する	◇市民活動・ボランティアに関心を寄せる ◇関心を持っている、又は身近な市民活動・ボランティアに参加してみる ◇市民活動・ボランティアの意義を人に伝える

関連する個別計画

関連する事務事業

事業名	20歳のつどい事業	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 市民活動の活性化を推進します 2 市民活動への参加を促進します		
事業内容	20歳のつどいの式典の運営を市が実施するだけではなく、20歳前後で実行委員会を立ち上げ、自分たちでイベントを企画・立案・実施することで、市民活動への参加の一歩となるよう支援する。また、振袖等レンタル料金の経済的支援を実施し、皆が参加できるよう支援を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	清瀬の20歳応援事業 (被服の一部補助)	⇒	

事業名	清瀬市コミュニティプラザ等管理事業 《レ》	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 市民活動の活性化を推進します 2 市民活動への参加を促進します		
事業内容	市民活動や生涯学習の場となる清瀬市コミュニティプラザ等の公共施設を指定管理制度によって管理運営するとともに、市民のニーズを捉えた各種講座等を開催し市民の活動を支援する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	イベント・まつり等の開催	⇒	
	講座・ワークショップ等の開催	⇒	
	運動・健康講座等の開催	⇒	
	公共施設予約システムの更新	—	

事業名	多世代交流施設運営管理事業 《新》 【再掲】⇒施策511	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 市民活動の活性化を推進します 2 市民活動への参加を促進します		

事業名	市民協働推進事業 【再掲】⇒施策512	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 市民活動の活性化を推進します 2 市民活動への参加を促進します		

事業名	市民活動センター運営管理事業 【再掲】⇒施策5 1 2	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 市民活動の活性化を推進します 2 市民活動への参加を促進します		

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

12 生きがいを持って文化的に生活できるまち

122 生涯学習活動の支援



10年後の姿 生涯学習機会の充実や、特徴を生かした図書館運営などによって、市民の生涯学習に対する意欲が高まっています。また、学んだ市民がその成果を発揮し、新たに指導的立場となって地域で活躍する「学びの循環」が生まれています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
この一年で生涯学習を行う機会（学びの機会）をもつことができた人の割合	13.9%	15.5%	15.5%
これまで身に付けた知識や技術を自分以外のために活かしている人の割合	28.7%	31.5%	31.5%

※1 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
市民の生涯にわたる学習意欲に応え、学びの成果が活かせるように、ニーズに応じて年間を通して生涯学習事業を行っています。また各図書館の連携、児童サービスの充実などを推進しています。	◇ニーズを捉えた生涯学習メニューの展開 ◇学びの成果が活かせる生涯学習環境の整備 ◇暮らしの課題を解決する場の提供 ◇児童やハンディキャップを抱える方へのサービスの充実

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇生涯学習活動の情報と活動の場を提供する ◇生涯学習活動の現状把握・取り組みの支援を行う ◇図書館サービスの充実を図る	◇学習活動へ参加し、活動を継続する ◇学びの成果を暮らしや地域に活かす ◇公共施設を活用する

関連する個別計画

第2次教育総合計画マスタープラン、第4次子供読書活動推進計画、生涯学習基本方針

関連する事務事業

事業名	文化活動振興事業	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 市民ニーズを踏まえた学習活動を支援します 2 「学びの循環」を生かした生涯学習を推進します		
事業内容	市民講座に関しては、指定管理者や各種団体等と連携し、学びの循環に取り組みながら文化活動の振興を図っていく。石田波郷俳句大会ジュニア俳句賞に関しては、学校へ出前俳句講座等を実施し、市内受賞率の向上を目指す。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	日本語教室やリラックスヨガなど、趣味、教養講座、健康講座などの実施	⇒	
	石田波郷俳句大会ジュニア俳句賞の開催	⇒	

事業名	図書館運営管理事業	担当課	図書館
施策の方向性	3 地域の情報拠点としての図書館サービスの充実に努めます		
事業内容	読書交流会や子ども向けの読み聞かせなどの実施のほか、小・中学校との連携を強化する。読み聞かせやハンディキャップサービスについてのボランティア人材を「学びの循環」により育成する。映像資料のDVD化等、さまざまな媒体の資料収集・提供に努める。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	ボランティア養成・育成（図書館サービスボランティア34人）	⇒ （図書館サービスボランティア36人）	
	事業の実施（読書交流会3回）子ども会、DVD鑑賞会、清瀬子ども大学等子ども向け事業18回）	⇒	
	多摩六都科学館事業「たまるく図書館」参加	⇒	
	図書館を使った調べる学習コンクール（内容の充実に努める）	⇒	
	ブックスタート事業（乳幼児にブックリスト・絵本配布）	⇒	
	図書館システム更新	—	
	下宿・竹丘地域市民センターサロン化改修工事	—	
	—	第4次清瀬市子供読書活動推進計画の策定	
	図書館体制の再構築	—	

事業名	生涯学習センター運営管理事業 《レ》	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 市民ニーズを踏まえた学習活動を支援します 2 「学びの循環」を生かした生涯学習を推進します		
事業内容	市民の生涯学習活動の拠点となる生涯学習センターの公共施設を指定管理制度によって管理運営するとともに、施設の適切な管理・整備をすることで、市民の生涯学習機会の充実を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	アミューホールスライディングウォール修繕工事	—	
	アミューホール内壁クロス張替え工事	—	
	アミューホール床張替え工事	—	
	市内関係機関と連携した清瀬子ども大学の開催	⇒	

事業名	清瀬市コミュニティプラザ等管理事業 《レ》 【再掲】⇒施策121	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 市民ニーズを踏まえた学習活動を支援します 2 「学びの循環」を生かした生涯学習を推進します		

事業名	学力向上推進事業 【再掲】⇒施策321	担当課	教育指導課
施策の方向性	3 地域の情報拠点としての図書館サービスの充実に努めます		

事業名	南部地域児童館等複合施設整備事業 【再掲】⇒施策331	担当課	未来創造課
施策の方向性	3 地域の情報拠点としての図書館サービスの充実に努めます		

事業名	デジタルデバйд対策 【再掲】⇒施策513	担当課	未来創造課、DX推進課、介護保険課、生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 市民ニーズを踏まえた学習活動を支援します 2 「学びの循環」を生かした生涯学習を推進します		

(1) 安全でうれしいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

12 生きがいを持って文化的に生活できるまち



123 文化・芸術・スポーツ活動の支援

10年後の姿	市民は自分に合った文化・芸術・スポーツ活動を楽しみながら、健康で心豊かな生活を送っています。また、そのような活動を通して、人と人との交流の広がりや深まりが進んでいます。
--------	--

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
この一年で芸術・文化に接したことがある人の割合	66.4%※1	70.0%	70.0%
この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合	23.8%※1	27.8%	27.8%

※1 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができるように、スポーツに関する施設の整備や、団体の活動支援を行っています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催後のレガシーを残す取り組みを行っています。	◇文化芸術にふれることができる多彩な機会の提供 ◇市民の文化芸術活動の支援・場の提供 ◇ライフステージ毎のスポーツ活動の促進 ◇文化芸術・スポーツ活動の担い手育成及び団体の活動促進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇市民がさまざまな活動に取り組む機会を提供する ◇さまざまな活動を支援し、多世代との交流を図ることができるようにする。 ◇さまざまな活動のための施設の整備と有効活用を図る	◇文化芸術・スポーツ活動へ参加する ◇1週間に30分以上の運動を行う ◇文化芸術・スポーツ活動を通して、多世代との交流を持つ

関連する個別計画

第2次教育総合計画マスタープラン、スポーツ振興にかかわる基本方針、生涯学習基本方針

関連する事務事業

事業名	特別展事業	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	1 市民文化・芸術の充実と発展をめざします		
事業内容	郷土の歴史や文化に関する資料、清瀬にゆかりのある人物や市を題材とした優れた作品を紹介する特別展を開催し、市民の郷土への理解を深めるとともに愛着や誇りの醸成を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	清瀬駅開業100周年記念展	市制施行55周年関連展示	
	堤勝雄写真展	隈研吾展	

事業名	体育等振興事業	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	2 誰でもスポーツ活動に親しめる環境をつくれます		
事業内容	スポーツ振興にかかわる基本方針に基づき、スポーツ推進委員・体育協会等スポーツ関連団体やスポーツボランティアと連携してスポーツの普及や健康増進など市民のスポーツ活動の推進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	ボッチャ祭やニュースポーツ体験会、プロサッカー選手によるサッカー教室の開催	⇒	

事業名	清瀬内山運動公園等管理事業	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	2 誰でもスポーツ活動に親しめる環境をつくれます		
事業内容	スポーツに特化した指定管理者によるノウハウの活用により、自主事業の充実を図るとともに、スポーツ施設の適切な管理・整備をすることで、市民のスポーツ活動の機会と場を提供し、体力の向上、健康の促進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	多様なスポーツ、カルチャー教室の開催	⇒	
	下宿春の健幸フェスタ	⇒	
	下宿スポーツ&カルチャー祭の開催	⇒	

事業名	文化活動振興事業 【再掲】⇒施策122	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 市民文化・芸術の充実と発展をめざします		

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

12 生きがいを持って文化的に生活できるまち



124 郷土文化の保全・継承

10年後の姿

清瀬の歴史への理解が深まり、誇りと愛着が生まれています。また、次世代に清瀬の歴史と文化が継承されています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
博物館事業へ参加し、その内容に満足していると答えた人の割合	97.6%	98.0%	98.5%
市の歴史や伝統文化、文化財等に関心があると思う人の割合	43.3%※	55.0%	55.0%
この一年で市内の伝統行事を見に行ったり参加したりしたことがある人の割合	13.5%※	35.0%	35.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
市民が清瀬の歴史や文化への理解を深め、愛着や誇りを抱き、次世代につなげられるよう、歴史や文化の保全・継承活動に取り組んでいます。	◇郷土博物館に求める多様なニーズへの対応 ◇清瀬の歴史や文化の保全・継承に多くの市民が関われる環境整備 ◇広く市民に親しまれ、活用される市史の編さん

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇郷土芸能や地域祭事を支援し次世代に残す ◇特別展や各種事業・講座を実施する ◇清瀬の歴史に関する貴重な資料の収集・調査・整理・保存・公開及び情報発信 ◇市内の貴重な財産に対する文化財への指定 ◇教育普及事業の実施と充実	◇郷土芸能や地域祭事を楽しむ ◇特別展や講座等へ参加する ◇清瀬の歴史に興味を持つ、知る ◇郷土博物館を市民コミュニティ・文化活動の場として活用する ◇講座等で得た知識を博物館のサポート等に活かす

関連する個別計画

市史編さんに関する基本方針

関連する事務事業

事業名	市史編さん事業	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	2 市の歴史や文化を次世代に継承します		
事業内容	市史編さん委員会の開催及び専門部会活動の調整・補助を行い、『清瀬市史』を計画的に刊行する。また、『市史研究きよせ』の発行、ホームページでの情報発信や市史講座の開催等を通じ、市民へ事業の普及・啓発活動を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	『清瀬市史』の刊行・頒布	⇒	
	『市史研究きよせ』の刊行・頒布	⇒	
	市史編さん委員会・専門部会活動の調整・補助	⇒	
	市史編さん事業の普及・啓発（ブログ更新、市史講演会の開催など）	⇒	

事業名	博物館事業 《レ》	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	1 市民が郷土文化にふれ、清瀬への愛着と誇りを高める環境を整備します 2 市民の歴史や文化を次世代に継承します 3 学校教育で郷土博物館の資料や人材の活用を推進します		
事業内容	郷土の歴史や文化に根差したさまざまな事業を展開していくとともに、清瀬の歴史や文化に係る収蔵資料の公開に努める。また、学校教育や生涯学習への協力を行うほか、SNSやホームページを活用して博物館事業及び清瀬の歴史文化等の情報を発信していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	郷土博物館活性化に関する基本方針に基づく運営	⇒	
	特別展の開催	⇒	
	郷土の歴史、文化、芸術に関する講座の開催	⇒	
	市域の年中行事や伝承行事に関連した事業の開催	⇒	
	収蔵品データベース整理	⇒	
	郷土博物館リニューアルのための展示実施設計	⇒	
	博物館ホームページリニューアル	—	
	田植え・稲刈り体験ツアーの実施	⇒	
	—	博物館施設設備改修設計	

事業名	文化財保全事業	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	1 市民が郷土文化にふれ、清瀬への愛着と誇りを高める環境を整備します 2 市民の歴史や文化を次世代に継承します 3 学校教育で郷土博物館の資料や人材の活用を推進します		
事業内容	市に所在する国・都・市指定文化財の保護、保存、活用をするとともに、市内に有する文化財の選定・調査・研究・指定・登録を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	文化財保存活用地域計画の策定に係る調査結果の検証、準備	文化保存活用計画の策定	
	文化財の保護・保全・補助金交付	⇒	
	文化財の指定・登録のための調査及び選定、文化財保護審議会の開催	⇒	

事業名	旧森田家運営管理事業	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	1 市民が郷土文化にふれ、清瀬への愛着と誇りを高める環境を整備します 2 市民の歴史や文化を次世代に継承します 3 学校教育で郷土博物館の資料や人材の活用を推進します		
事業内容	郷土料理作り講座などのワークショップや文化財巡りを行い、市民が旧森田家にふれる機会を提供し、指定文化財の周知に努める。また視察調査結果を基に、引き続き旧森田家の今後の活用方法を検討していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	郷土の歴史、文化、芸術に関する講座の開催	⇒	
	市域の年中行事や伝承行事に関連した事業の開催	⇒	
	国有形文化財への登録と民間活力を活かした活用と保存方法の検討	⇒	

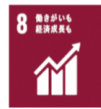
事業名	小学校教育指導事業 中学校教育指導事業 【再掲】⇒施策3 2 1	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 市民が郷土文化にふれ、清瀬への愛着と誇りを高める環境を整備します		

（1）安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

13 お互いを尊重し合うまち

131

人権尊重・平和の推進



10年後の姿

地域のなかで、人権尊重や平和希求の意識が広がり、年齢、性別、障害、国籍などに対する差別や偏見を持たない人たちが、互いに認めあい、助けあって暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
国際交流事業の参加者数	347人	600人	800人
この一年で戦争の恐ろしさや平和の大切さについて周りの人と話したり、考えたりしたことがある人の割合	55.3%※	60.0%	60.0%
人権を身近なこととして意識している人の割合	56.6%※	60.0%	60.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状

人権尊重や平和意識を高める取り組みを進めていますが、虐待、いじめ、差別など、人権に関する問題は解消していない状況です。とりわけネット上の人権侵害が顕在化しています。国際化に伴う多文化共生社会に向けた取り組みも求められています。

課題

- ◇あらゆる差別などの解消を目指した人権意識の啓発と高揚
- ◇多文化共生社会に相応しい外国人にとって暮らしやすいまちづくり
- ◇子どもたちの平和な社会を守る力の育成

行政の役割・市民の役割

行政の役割

- ◇多文化共生社会の理念の普及・啓発を行う
- ◇地域生活に困難を感じる外国人住民などを支援する
- ◇あらゆる場面における不当な差別意識を排除するために人権尊重意識の啓発を行う
- ◇平和を希求する意識を啓発する

市民の役割

- ◇多文化共生社会の理念を理解して行動する
- ◇人権を身近な問題として考え、互いを尊重する
- ◇平和祈念イベントへ参加する
- ◇平和について子どもたち（次世代）へ伝える

関連する個別計画

いじめ防止基本方針

関連する事務事業

事業名	平和祈念事業	担当課	市民協働課
施策の方向性	3 平和について啓発し、平和を希求する意識の高揚を図ります		
事業内容	平和祈念展を8月と3月に実行委員会方式で開催する。市内在住の小中学生を8月に広島に派遣し平和学習を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	平和祈念展（8月・3月）	⇒	
	ピース・エンジェルズ派遣事業（10人派遣）	⇒	

事業名	国際交流事業	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 国籍や文化の違いを受け入れ、認め合う、多文化共生社会の実現をめざします		
事業内容	清瀬国際交流会が多文化共生社会の推進のため実施する国際交流事業、日本語教室事業、多文化共生事業等に対する補助金を交付する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	清瀬国際交流会への補助	⇒	

事業名	市民相談事業 【再掲】⇒施策113	担当課	市民協働課
施策の方向性	2 人権意識の啓発を進めます		

事業名	職員研修事業 《レ》 【再掲】⇒施策521	担当課	未来創造課
施策の方向性	2 人権意識の啓発を進めます		

(1) 安全でうれしいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

13 お互いを尊重し合うまち

132 男女平等社会の推進



10年後の姿

誰もが性別で固定された役割に左右されることなく、自分の意思と責任によって生き方を選択することができ、個性と能力を十分に発揮しながら、あらゆる分野で対等に参画する男女共同参画社会が進んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
市の管理職の女性割合	9.8%	11.8%	30.0%
日常生活で男女の不平等は感じないと思う人の割合	53.2%※	62.0%	62.0%
家事や子育て、介護等の家庭内での役割は男女がともに担う必要があると思う人の割合	90.9%※	90.0%	90.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
男女平等社会を推進するため、情報収集、講座相談等に取り組んでいますが、女性が育児のため仕事から離れる傾向は解消されていません。女性のDVなどの問題も残っています。まちづくりのさまざまな場面で女性のリーダーシップが発揮されることが求められています。	◇男女平等社会の普及・啓発、情報収集、講座、相談の実施 ◇DV被害者の安全を守る支援の実施 ◇女性のリーダーシップが発揮されるまちづくり ◇多様な生き方が尊重される社会の実現

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇新しい課題について啓発を充実させ、情報共有を進める ◇さまざまな市の取り組みに男女共同参画の視点を持って実施する ◇委員会や協議会などへの女性の参画を推進する ◇女性に対する暴力、DVに適正に対応する ◇女性の指導的立場への登用など、民間事業者や市民組織への情報提供を進める ◇地域におけるジェンダー平等の推進を図る	◇男女共同参画に関心を持ち講座などに参加する ◇自分の生き方、地域・社会のあり方について男女共同参画の視点から理解する ◇DV、デートDV、セクハラ・パワハラに関して理解する ◇市民組織や就業の場で女性の指導的立場への登用を進める ◇就業の場で多様な働き方の実現に努める

関連する個別計画

第3次男女平等推進プラン、第2次配偶者の暴力防止及び被害者保護のための基本計画、女性活躍推進計画

関連する事務事業

事業名	男女共同参画センター運営管理事業	担当課	男女共同参画センター
施策の方向性	1 さまざまな視点で男女平等を考え、一人一人の生き方を尊重する人とまちをめざします 2 女性がいきいきと暮らせるよう、DVや就労などの相談支援を充実します 3 女性のリーダーシップが一層発揮されるまちをめざします		
事業内容	第3次男女平等推進プランを推進し、プランの課題に沿った市民への啓発・情報提供を行っていく。学習啓発や各種相談、図書資料の整備による情報提供、交流事業等を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	相談事業の実施形態の検証	相談事業の検証に基づく事業実施	
	第3次清瀬市男女平等推進プラン中間見直し後の推進	第4次清瀬市男女平等推進プランに向けた検討	
	LGBTQの理解についての啓発	⇒	
	つながり型サポート事業の検証に伴う実施	つながり型サポート事業の実施並びに今後の検討	
	女性デジタル人材育成事業の実施	⇒	

事業名	女性広報発行事業	担当課	男女共同参画センター
施策の方向性	1 さまざまな視点で男女平等を考え、一人一人の生き方を尊重する人とまちをめざします		
事業内容	国や地域の動きや課題設定されたテーマ、市民の関心が高く必要性の高いテーマについて、市民公募による編集委員が年2回広報誌（Ms.スクエア）を発行し、市内全戸に配布する。男女共同参画センターの公式SNSの活用も行い、男女共同参画に関する情報を発信していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	広報誌（Ms.スクエア）発行・SNSでの情報発信（年4回）	広報誌（Ms.スクエア）発行・SNSでの情報発信（年6回）	

事業名	アイレックまつり事業	担当課	男女共同参画センター
施策の方向性	1 さまざまな視点で男女平等を考え、一人一人の生き方を尊重する人とまちをめざします		
事業内容	男女共同参画の市民理解を深めるため、アイレックまつりを開催する。講演などの企画・当日の運営は、市民参画による実行委員会を中心に実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	第29回アイレックまつりの実施 第30回記念の企画開始	第30回記念アイレックまつりの実施	

事業名	起業支援事業	担当課	男女共同参画センター
施策の方向性	3 女性のリーダーシップが一層発揮されるまちをめざします		
事業内容	女性起業家が集うイベント（マルシェ）の運営支援をするとともに趣味の範囲にとどまらないさまざまな起業支援を継続する。また、コワーキングスペースは、女性の起業をはじめとした多様な働き方と市民の新しい働き方の応援を目的として運営する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	女性起業家応援イベントの支援	支援方法の見直し	
	コワーキングスペースの運営・多様な働き方の支援（利用者のニーズによる環境の改善）	コワーキングスペースの今後のあり方についての検討	

(2) 健幸とともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

21 ともに支え合って生活するまち

211

高齢者の支援



10年後の姿

医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
地域包括支援センターの機能の認知度	57.2%	65.0%	70.0%
シルバー人材センター会員目標就業実人員数	680人※1	753人	761人
高齢者が地域で見守られて安心して暮らすことができていると思う人の割合	38.1%※2	50.0%	50.0%
高齢者が地域で自分らしくいきいきと暮らしていると思う人の割合	42.2%※2	60.0%	60.0%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状

高齢者が地域で安心していきいきとした生活を送るため、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化を進めています。

課題

- ◇認知症の予防・早期対応の実施
- ◇医療・介護の連携の推進
- ◇介護人材の育成・支援
- ◇生活支援・介護予防における住民主体のサービスの充実

行政の役割・市民の役割

行政の役割

- ◇適正な介護保険制度・介護保険外サービスを適用する
- ◇医療・介護など多様な機関と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進を進める
- ◇高齢者の社会参加を促進する
- ◇「共生社会」実現のため認知症施策を推進する
- ◇高齢者や家族等への相談に対応する
- ◇地域の人材を確保・育成する

市民の役割

- ◇自分や家族の健康状態を知る
- ◇高齢者が有する能力に応じて、自らの豊かな知識や経験、技術を地域社会に活かす
- ◇地域とのつながりを大切にして、お互いに見守り支え合う意識を持つ
- ◇フレイル・介護予防、健幸の維持、増進に主体的に取り組む
- ◇認知症に関する正しい知識を持つ

関連する個別計画

第4次地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、第2次健康増進計画

関連する事務事業

事業名	敬老記念事業	担当課	福祉総務課
施策の方向性	2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します		
事業内容	老人福祉法第5条に基づき、市内に在宅の75歳以上の高齢者を対象として地域ごとに地域住民等が主体となって敬老事業を開催する。また、米寿（88歳）、100歳以上の方には敬老祝い金を支給する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	敬老事業の開催	⇒	

事業名	高齢者住宅事業	担当課	福祉総務課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します		
事業内容	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市の借上げ高齢者住宅や都営シルバーピアへの入居支援を行う。また、シルバーピアには生活協力員を配置して入居者支援を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	高齢者住宅及びシルバーピアへの入居支援	⇒	
	シルバーピアへの生活協力員配置による入居者への生活支援	⇒	

事業名	老人いこいの家運営管理事業	担当課	福祉総務課
施策の方向性	2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します		
事業内容	高齢者の地域交流を深める場である老人いこいの家について、老人クラブによる運営協力を得ながら、多世代交流サロンとしても活用していく。また、よろず健康教室等の会場として、施設の多様な活用を展開する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	老人いこいの家運営管理（9か所）	⇒	

事業名	介護人材育成定着支援事業	担当課	介護保険課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します		
事業内容	中高年者や子育てがひと段落した方等の介護未経験者を対象に、介護の業務に関する基本的な知識や技術を学ぶ「入門的研修」を実施し、介護人材のすそ野を広げ、市内の介護人材の確保を図る。介護職員のスキルアップ研修を実施し、定着を支援する。 また、介護の仕事の社会的評価を高めるために、市内介護保険施設、事業所で働く介護職員等を対象に表彰を実施する。 介護事業所における補助的業務を担う人材の育成を目的として、元気高齢者を対象にセミナーを開催する。セミナー受講後には、受講者と介護事業者とのマッチングを行い、市内介護事業所の介護人材を増やし、介護人材不足の解消につなげる。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	入門的研修（清瀬市「介護はじめの一步」研修）の実施	⇒	
	介護職員スキルアップ研修の実施	⇒	
	介護職員等表彰式典の開催	⇒	
	シニアの力・循環プロジェクトの実施	⇒	

事業名	介護予防・生活支援サービス事業	担当課	介護保険課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 3 医療と介護の情報共有、情報交換ができるしくみをつくります		
事業内容	要支援者及び総合事業対象者の方が継続的に参加できる通いの場を創出する。また、住民主体の多様なサービスを提供できる地域づくりを行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	いきいき体操クラブ（通所型短期集中予防サービス）の実施	⇒	
	はつらつ貯筋クラブ（住民主体型通所サービス）の実施	⇒	
	住民主体型訪問型サービスBの実施	⇒	
	訪問指導（訪問型短期集中予防サービス）の実施	⇒	
	前年度事業実績の検証及び拡充の検討（移動支援等の検討）	⇒	

事業名	介護予防・生活支援サービス給付事業	担当課	介護保険課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 3 医療と介護の情報共有、情報交換ができるしくみをつくります		

事業内容	要支援者や基本チェックリスト該当者に対し、要介護状態等になることの予防・要介護状態等の軽減若しくは悪化防止を目的に、介護予防ケアマネジメント、訪問型サービス、通所型サービスを提供する。	
年次計画	令和6年度	令和7年度
	総合事業（従来型、基準緩和型）の実施	⇒

事業名	一般介護予防事業	担当課	介護保険課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します		
事業内容	高齢者の年齢や心身の状況等で区別せず、一般介護予防事業及び住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が拡大し、継続・発展していく地域づくりを推進する。推進にあたっては、行政による直接実施のほか、担当の地域包括支援センターが中心となって地域のニーズに応じた一般介護予防事業等を展開できるよう、行政として後方支援を行っていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	脳トレ元気塾などの元気回復事業の実施	⇒	
	オーラルフレイル予防事業の実施	⇒	

事業名	介護保険等推進事業	担当課	介護保険課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します		
事業内容	介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスを整備するにあたり、開設準備等に係る経費に対して補助金を交付し、支援していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの整備	⇒	

事業名	包括的支援事業・任意事業	担当課	介護保険課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します 3 医療と介護の情報共有、情報交換ができるしくみをつくります		
事業内容	令和7年度までの地域包括ケアシステムの構築を目指し、市民による支え合いのしくみづくりの推進、認知症についての施策を推進する体制の整備、医療と介護の連携の促進などに取り組んでいく。また、国が示している「地域共生社会」の実現に向け、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制について検討する。		

年次計画	令和6年度	令和7年度
	生活支援コーディネーター・第2層協議体を中心とした「支え合いの地域づくり」の推進、市民の自主グループによる活動拠点づくり、住民主体による生活支援体制（訪問・見守りの仕組み）の立ち上げ	⇒
	認知症施策の推進（初期集中支援チームの積極的な介入、認知症カフェ、チームオレンジ清瀬の普及啓発等）	⇒
	医療・介護連携推進に関する全項目実施	⇒
	委託地域包括支援センターのバックアップ	⇒

事業名	地域福祉総務事業 《レ》 【再掲】⇒施策111	担当課	福祉総務課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します		

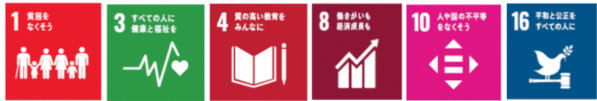
事業名	後期高齢者保健事業 （後期高齢者医療制度） 【再掲】⇒施策214	担当課	保険年金課、介護保険課、健康推進課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 3 医療と介護の情報共有、情報交換ができるしくみをつくります		

事業名	デジタルデバйд対策 【再掲】⇒施策513	担当課	DX推進課、介護保険課、生涯学習スポーツ課、市民協働課
施策の方向性	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します		

(2) 健幸とともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

21 ともに支え合って生活するまち

212 障害者・障害児の支援



10年後の姿

障害のある人を地域で支える輪が広がり、一人一人の個性と意思が尊重されたまちがつくられているとともに、障害のある人が心豊かにいきいきと暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
障害のある方が地域で支えられていると感じると思う人の割合	31.8%※	35.0%	35.0%
障害のある方に対して理解や配慮をしている人の割合	68.0%※	74.0%	74.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営み、地域の一員としてともに暮らしていくことができるように、障害者福祉サービスをはじめとする施策を推進しています。	◇障害者の自立支援及び社会参加の促進 ◇障害者に対する理解の促進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇一般市民に障害に対する理解を促進する ◇地域での生活を続けるための障害福祉サービスを提供する ◇障害者（児）の社会参加を促進する	◇障害について自分自身の身近な問題として理解する ◇障害のある方とない方が交流する地域活動に参加する ◇それぞれの障害に応じた適切な支援の方法を知る

関連する個別計画

障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画、第4次地域福祉計画、障害者活躍推進計画

関連する事務事業

事業名	障害者福祉総務事業	担当課	障害福祉課
施策の方向性	1 障害者（児）の自立した生活を支援します 2 障害者（児）の社会参加を促進します		
事業内容	障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの計画的な提供を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	差別解消地域支援協議会運営	⇒	
	青年成人期の余暇活動等支援事業委託	⇒	
	障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画実施	⇒	

事業名	障害者福祉センター運営管理事業	担当課	障害福祉課、建築管財課
施策の方向性	1 障害者（児）の自立した生活を支援します 2 障害者（児）の社会参加を促進します		
事業内容	障害者総合支援法に基づき、民間事業者ではニーズに応えきれないサービスを提供するとともに、施設の維持管理を行う。また、指定管理事業者と連携して、充実した障害福祉サービスを提供する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	現状を反映したサービスの提供	⇒	
	プロポーザル方式により選定された事業者による事業運営	⇒	
	厨房ガス管取替等工事及びLED化改修工事設計	—	

事業名	障害者就労支援センター運営管理事業	担当課	障害福祉課
施策の方向性	2 障害者（児）の社会参加を促進します		
事業内容	就労支援、生活支援の問題に関する相談及び助言指導を行うとともに、市内事業所等の間で、随時、課題の共有や連絡調整を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	就労及び生活支援の推進	⇒	

事業名	子どもの発達支援・交流センター運営管理事業	担当課	障害福祉課
施策の方向性	1 障害者（児）の自立した生活を支援します		

事業内容	指定管理事業者と連携し、「地域と連携・交流しながら地域に暮らす親子を支える」を基本理念とし各種事業を実施していく。相談支援や地域支援を行うとともに、市内の保育園や幼稚園、学校へ巡回相談といったアウトリーチ型の取り組みを継続的に行う。	
年次計画	令和6年度	令和7年度
	巡回相談の充実	⇒
	ペアレント・グループの実施	⇒
	プロポーザル方式により選定された事業者による事業運営	⇒
	空調設備等改修工事	—

事業名	デジタルデバйд対策 【再掲】⇒施策5 1 3	担当課	DX推進課、介護保険課、生涯学習スポーツ課、市民協働課
施策の方向性	1 障害者（児）の自立した生活を支援します 2 障害者（児）の社会参加を促進します		

事業名	人事管理事業 【再掲】⇒施策5 2 1	担当課	未来創造課
施策の方向性	2 障害者（児）の社会参加を促進します		

(2) 健康でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

21 ともに支え合って生活するまち

213 生活の安定の確保及び自立・就労支援



10年後の姿

さまざまな要因から生活支援が必要な市民が、必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
生活困窮者に就労支援を行ったうち就労に結びついた人数	25人※1	30人	30人
あなたが住んでいる地域で、助け合いや支え合いができていると思う人の割合	26.6%※2	30%	30%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
高齢、傷病・障害、多重債務等のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生活困窮者が増加しています。市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度の運用及び自立支援に取り組んでいます。	◇生活困窮者の自立に向けた支援の強化 ◇関係機関との連携を軸に生活困窮者を地域全体で支え合う体制の推進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇民生・児童委員や関係機関と連携した生活困窮者を早期に把握する ◇生活困窮者へ生活の安定と自立に向けた支援を行う ◇虐待・DV等に対する保護・支援など適切な対応を行う ◇地域福祉の普及、地域福祉活動の支援を行う ◇地域において、生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークの構築を図る	◇生活上困難がある場合は関係機関に相談し、自立できるよう努力する ◇生活上困難のある方を関係機関の相談につなげる ◇虐待・DV等の通報、相談を速やかに行う ◇地域住民同士で支え合うしくみづくりに取り組む

関連する個別計画

第4次地域福祉計画、第2次配偶者の暴力防止及び被害者保護のための基本計画

関連する事務事業

事業名	権利擁護事業	担当課	介護保険課
施策の方向性	2 虐待・DV防止と個人の尊厳を守る権利擁護に関する取り組みを行います		
事業内容	日常生活やサービス利用時の各種手続きに支援が必要な市民を対象に、福祉サービス総合相談、成年後見制度利用促進事業などのほか、成年後見首長申立及び成年後見制度利用費用助成制度を実施する。 また、高齢者虐待防止ネットワークづくりを進め、虐待の予防や、早期発見、早期対応等に取り組む。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	福祉サービス総合相談、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用促進事業等の実施	⇒	
	成年後見首長申立、成年後見制度利用費用助成制度の実施	⇒	
	中核機関による制度運営及び権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進	⇒	
	高齢者虐待防止ネットワークづくりの推進	⇒	

事業名	生活困窮者自立支援事業	担当課	生活福祉課
施策の方向性	1 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います		
事業内容	「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立相談支援事業」に取り組む。あわせて、被保護者についても、家計改善支援事業や金銭管理支援事業をはじめとする各種事業を通じて、安定した生活を維持できるよう支援する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	適切な支援の実施	⇒	
	困難事例の研究	⇒	
	任意事業の継続実施	⇒	
	「その他の世帯」への就労支援	⇒	

事業名	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	1 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います		
事業内容	ひとり親家庭が一時的な疾病や日常生活に困っているときなどに、食事や掃除、洗濯といった日常生活の世話や育児など、各家庭に必要な支援を行うホームヘルパーを派遣し、自立を支援する。あわせて関係機関や他制度の情報提供を行い、一体的な支援を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	ホームヘルパー派遣	⇒	
	関係機関との連携推進（情報共有等）	⇒	

事業名	生活保護事務事業	担当課	生活福祉課
施策の方向性	1 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います		
事業内容	生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進するため、健康診断の受診を勧奨する。また、重症疾患、重複・頻回受診、重複服薬など、患者の状況を分析して医療費の適正化を図る。これらを通じて保健指導を行うなど、医療と生活の両面において支援する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	医療扶助適正化に向けたデータ分析、健康指導	⇒	

事業名	ふるさとハローワーク事業	担当課	産業振興課
施策の方向性	3 就労に関する情報提供や相談支援を行います		
事業内容	公共職業安定所が設置されていない市において、市と国が共同して設置するふるさとハローワーク（地域職業相談室）を引き続き運営する。駅前の立地の良さを活かして、市民を中心に、就職相談や職業紹介を行い、庁内機関と連携して就労支援に取り組む。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	就職相談・職業紹介のPRの推進	⇒	
	就職支援セミナー開催	⇒	

事業名	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	担当課	教育企画課
施策の方向性	1 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います		
事業内容	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を実施する。また、特別支援教育を受ける児童・生徒の保護者の負担軽減を実施する。就学援助の審査基準については、毎年見直しを行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	小中学校就学援助費（給食費、学用品費、オンライン通信費等）、新入学児童生徒の新入学学用品費の先行支給	⇒	
	オンライン受付及び児童処理による審査事務の課題点改善	⇒	

事業名	養育費確保支援事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います		
事業内容	ひとり親の養育費確保のため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料、公正証書等の作成費用及び家庭裁判所への調停申し立て等に要する費用を支援する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	養育費確保支援事業についての周知保証料、申し立て等に要する費用の支援	⇒	

事業名	地域福祉総務事業 《レ》 【再掲】⇒施策111	担当課	福祉総務課
施策の方向性	4 みんながともに支え合う地域福祉を推進します		

事業名	子供食堂推進事業 【再掲】⇒施策331	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	1 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います 4 みんながともに支え合う地域福祉を推進します		

事業名	デジタルデバйд対策 【再掲】⇒施策513	担当課	DX推進課、介護保険課、生涯学習スポーツ課、市民協働課
施策の方向性	1 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います		

(2) 健幸とともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

21 ともに支え合って生活するまち



214 社会保険の安定的運営

10年後の姿

社会保険制度への理解と協力が進み、医療保険や年金などの制度が健全に運営されることで、市民が安心して暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
ジェネリック医薬品使用率	82.2%※1	82.7%	83.2%
国民健康保険税現年度収納率	95.4%※2	95.5%	95.5%

※1 令和5年12月時点の使用率 ※2 令和4年度実績値

現状と課題

現状	課題
市民が健康を確保し、将来にわたって安心した生活を送れるように、社会保険制度（国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度）の効果的かつ安定的な運用に取り組んでいます。	◇医療費の適正化の推進 ◇財政基盤の強化

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇効果的な保健事業を実施する ◇医療費の適正化を推進する ◇国民年金制度について周知する ◇社会保険制度について啓発する ◇財政基盤を強化する	◇自分の健康状態を知り習慣的な健康づくりを行う ◇ジェネリック医薬品を活用する ◇国民年金制度について理解し利用（加入）する ◇社会保険制度の状況を理解し保険税（料）を納期限内に納付する

関連する個別計画

第4期特定健康診査等実施計画、第3期国民健康保険データヘルス計画

関連する事務事業

事業名	一般事務事業（国民健康保険制度）	担当課	保険年金課
施策の方向性	1 医療費の適正化や財政基盤の強化に取り組みます 2 市報やホームページなどを活用し、社会保険制度の周知に努めます		
事業内容	国民健康保険制度の被保険者が安心して医療を受けられるよう、随時、被保険者証や限度額証、高齢受給者証を適切かつ迅速に交付・更新していく。さらに、医療費が適正に支払われるよう、診療報酬明細書（レセプト）などの点検、また柔道整復療養費の2次点検を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	レセプト等点検、柔道整復療養費2次点検	⇒	

事業名	医療費通知事業	担当課	保険年金課
施策の方向性	1 医療費の適正化や財政基盤の強化に取り組みます 2 市報やホームページなどを活用し、社会保険制度の周知に努めます		
事業内容	被保険者にかかった医療費や受診した医療機関名、ジェネリック（後発）医薬品を使用した場合の差額を通知し、医療費の適正化を推進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	医療費通知、ジェネリック医薬品の推奨	⇒	

事業名	特定健康診査・健康チャレンジ事業 （国民健康保険制度）	担当課	保険年金課、健康推進課
施策の方向性	1 医療費の適正化や財政基盤の強化に取り組みます		
事業内容	国民健康保険の被保険者40歳から74歳までを対象に、生活習慣病を予防する特定健康診査を市内の医療機関で実施する。未受診者には、年度末に休日健診を実施するとともに、受診率の低い世代へ受診勧奨や継続受診を促す。また、診査結果に応じて、特定保健指導を実施するとともに、データヘルス計画に基づく重症化予防対策を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	特定健康診査受診勧奨強化及び第4期特定健康診査等実施計画の実行・管理	⇒	
	第3期データヘルス計画の実行・管理	⇒	

事業名	後期高齢者保健事業 （後期高齢者医療制度）	担当課	保険年金課、介護保険課、健康推進課
施策の方向性	1 医療費の適正化や財政基盤の強化に取り組みます		
事業内容	後期高齢者医療制度の被保険者に、生活習慣病の早期発見と健康保持、医療費の適正化を図るため、市内の医療機関で健康診査及び健幸長寿歯科健診を実施し、健康管理支援		

	として健康相談などを実施する。令和4年度に本格実施した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を他の健康増進・介護予防事業等と連携し、円滑に実施していく。	
年次計画	令和6年度	令和7年度
	健康診査の実施	⇒
	健康管理支援の実施	⇒
	補助金支給（保養施設利用、人間ドック、葬祭費）	⇒
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	⇒
	健幸長寿歯科健診の実施	⇒

(2) 健幸とともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

22 健幸で笑顔あふれるまち



221 健幸づくりの支援

10年後の姿

市民一人一人が「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を持っています。また、自ら進んで健康づくりに関心を持って実践し、生きがいを持って、自分らしくいきいきと健やかに暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
自分の健康状態は比較的よいと感じると思う人の割合	67.6%※	79.5%	79.5%
年に一回は健診（健康診査）を受けている人の割合	78.9%※	83.5%	83.5%

※1 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
市民一人一人が健やかにいきいきと暮らしていくことができるよう、きよせ健幸大学や各種健康教室、健康相談等、市民の主体的な健康づくりに向けて取り組んでいます。	◇健康診査、各種がん検診等の効果的な実施 ◇子どもや若い世代、無関心層への情報提供や事業展開の実施 ◇健康づくりを支える地域の仕組みの整備

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇魅力ある健康教育を実施する ◇がん検診、特定健診の受診機会を提供する ◇健康づくりを支援する企業や民間団体、関係機関と連携する ◇健康づくりに協力できるボランティアを育成する ◇健康に関する相談・支援の充実を図る	◇健康づくりへの関心を持つ ◇各種教室へ参加する、健診やがん検診を受ける ◇家に閉じこもらず、地域とのつながりを持つ ◇「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を持つ

関連する個別計画

第2次健康増進計画、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、第4期特定健康診査等実施計画、第3期国民健康保険データヘルス計画、自殺対策計画、食育推進計画

関連する事務事業

事業名	がん検診推進事業 《レ》	担当課	健康推進課
施策の方向性	2 病気の早期発見の機会を提供し、早期治療につなげ、重症化を予防します		
事業内容	国が推奨する5種類のがん検診を実施し、受診率向上に取り組むとともに、国の指針、受診率及び精度管理等を踏まえ、内視鏡検査の導入等、各がん検診の実施方法の見直しの検討を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	乳がん検診無料クーポン（40歳）	⇒	
	受診率向上の推進（効果的な受診勧奨等の実施）	⇒	
	がん検診受診率向上委員会（仮称）の開催	委員会の検討結果に基づく事業実施	
	国が推奨するがん検診の実施	⇒	
	特定健診と大腸がん検診の同時実施	⇒	
	がん患者ウィッグ等購入費助成	⇒	

事業名	健康増進事業	担当課	健康推進課
施策の方向性	1 市民の主体的な健幸づくりを支援します		
事業内容	「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を持って一人一人が取り組めるよう支援を行う。9の分野（身体活動・運動、栄養・食生活、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病・メタボリックシンドローム、循環器疾患及びがん）について、各種教室等を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	TUNAGARU 健幸ステーション・きよせ健幸大学の実施	⇒	
	生活習慣改善推進事業の充実（受動喫煙防止対策、生活習慣病予防対策等）	⇒	
	禁煙治療費助成事業の実施	⇒	
	受動喫煙防止重点地区パトロールの実施	⇒	
	各種教室・相談の実施（骨粗しょう症予防教室、フレイル予防教室、成人健康相談、食生活相談、歯科相談等）	⇒	
	地域への出張講座の拡充、健康づくりサポーターの育成（熱中症対策、感染症対策、フレイル予防等）	⇒	

	自殺対策計画に基づく事業推進（ゲートキーパー養成講座、こころの健康電話相談等）	⇒
	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の導入	⇒
	熱中症予防事業の実施	⇒
	健幸都市の推進（長総の策定委員会で健康都市宣言を検討）	⇒
	ウォーキングMAP&デジタルウォーキングラリー事業の実施	⇒

事業名	市民健康診査事業	担当課	健康推進課
施策の方向性	2 病気の早期発見の機会を提供し、早期治療につなげ、重症化を予防します		
事業内容	別途実施している国民健康保険加入者の特定健康診査本体と、後期高齢者健康診査本体に加えて、市独自の追加項目や詳細項目を実施する。また、30歳から39歳までの市民と40歳以上の生活保護受給者等を対象とした基本健康診査を実施する。対象者への受診勧奨等を行い、市報特集号や各種イベント等で啓発し、受診率向上を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	40歳以上の特定健康診査・社会保険健康診査・後期高齢者健康診査の追加・詳細項目の実施	⇒	
	30～39歳の健康診査、40歳以上生活保護受給者実施	⇒	
	受診率向上の推進（対象者への効果的な受診勧奨、申込者への受診再勧奨等）	⇒	

事業名	食育推進事業	担当課	産業振興課、福祉総務課、子育て支援課、健康推進課、介護保険課、教育企画課、教育指導課
施策の方向性	1 市民の主体的な健幸づくりを支援します 2 病気の早期発見の機会を提供し、早期治療につなげ、重症化を予防します		
事業内容	食育推進計画に基づき、市民全体に向けた食育の推進を行う。特に、若い世代の健康や栄養の課題、食品ロス対策に関係機関とともに取り組んでいく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	食育の情報発信	⇒	
	きよせ食育展、食育展示	⇒	
	食育講演会及びスキルアップ講演会	⇒	
	クックパッドを活用したレシピ紹介	⇒	

	公立保育園での食品ロス対策	⇒
--	---------------	---

事業名	特定健康診査・健康チャレンジ事業 （国民健康保険制度） 【再掲】⇒施策214	担当課	保険年金課、健康推進課
施策の方向性	1 市民の主体的な健幸づくりを支援します		

事業名	後期高齢者保健事業 （後期高齢者医療制度） 【再掲】⇒施策214	担当課	保険年金課、介護保険課、健康推進課
施策の方向性	1 市民の主体的な健幸づくりを支援します		

事業名	任意予防接種事業 《レ》 【再掲】⇒施策311	担当課	子育て支援課、健康推進課
施策の方向性	1 市民の主体的な健幸づくりを支援します		

(2) 健康でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

22 健康で笑顔あふれるまち



222 医療体制の整備

10年後の姿

市民がそれぞれに普段から自分の健康状態を身近に相談できるかかりつけ医療機関を持っています。また、休日・夜間などにも適切な医療サービスを受けることができる環境が整備されています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
かかりつけ医を決めている人の割合	57.6%※	67.0%	67.0%
必要な時に適切な医療を受けられるので 安心だと思う人の割合	64.5%※	69.9%	69.9%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
地域医療サービスの充実を図るために、かかりつけ医（医科・歯科）・かかりつけ薬局の定着促進、休日・急病診療等の救急医療体制の充実等に取り組んでいます。	◇かかりつけ医療機関を持つことの推進 ◇医師会、東京都等関係機関との連携

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇かかりつけ医（医科・歯科）、かかりつけ薬局を持つことを推進する ◇救急医療、救急車の適正な利用について普及・啓発する ◇在宅医療の知識について普及・啓発する ◇医師会、歯科医師会、薬剤師会、東京都等との連携を図る	◇かかりつけ医などを持つことの必要性を理解する ◇在宅医療の知識を持つ ◇病気の症状や程度に応じた医療機関で受診する

関連する個別計画

第2次健康増進計画、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、

関連する事務事業

事業名	休日急病診療事業	担当課	健康推進課
施策の方向性	2 休日夜間の救急時の医療体制を確保します		
事業内容	日曜日、祝休日及び年末年始、午前9時から翌日の午前9時まで、急病患者に対する診療事業を市医師会に委託し実施する。同様に午前9時半から午後5時まで、休日歯科応急診療事業を市歯科医師会に委託して実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	休日急病診療の確保	⇒	
	休日歯科応急診療の確保	⇒	

事業名	小児初期救急平日夜間診療事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	2 休日夜間の救急時の医療体制を確保します		
事業内容	平日の通常的な診療時間終了後から夜間までに発生した小児救急患者に対して、多摩北部医療センター及び佐々総合病院で対応できるよう、5市医師会と共同で小児初期救急医療体制を確保し、診療事業を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	小児初期救急医療体制の確保（多摩北部医療センター、佐々総合病院）	⇒	

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

31 安心して子どもを産み育てられるまち



311 母子の健康づくりの支援

10年後の姿

健康診査や予防接種により母子ともに健康が保たれ、母子保健に関するさまざまな相談や情報発信を通じて、子育て家庭が安心していきいきと子育てに取り組んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問）の訪問率	99.6%	99.7%	99.8%
乳幼児健康診査の受診率	97.8%	98.0%	99.0%
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師などから指導・ケアを十分に受けることができたと思う人の割合	82.8%	88.0%	93.0%

現状と課題

現状	課題
妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援に取り組んでいます。子育て世代は、核家族化や情報社会の中で、適切な情報が得られないことに不安を感じています。育児不安やストレスから虐待につながるケースもみられます。	◇妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援 ◇母子保健に関する適切な情報発信

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇母と子の健康について支援する ◇母子保健に関する適切な情報を発信する ◇妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う ◇関係機関と連携する	◇妊娠早期に妊娠の届出をする ◇妊婦健診を受診する ◇乳幼児の健診や予防接種を受ける ◇必要に応じて育児相談や離乳食講座等を利用する

関連する個別計画

子ども・子育て支援総合計画

関連する事務事業

事業名	母子保健事業（ネウボラ事業） 《レ》	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 妊娠期からの母子の健康づくりを支援します 2 安心して育児に取り組めるよう、母子保健に関するさまざまな情報を発信します		
事業内容	妊娠届出時の妊婦面接による支援プラン作成や、相談事業等を行う。また、1歳児子育て相談会の実施など、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を展開していく。さらに、こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問）での妊産婦に対する支援、乳幼児健康診査未受診者への受診勧奨及びフォロー、0～1歳児の離乳食・幼児食教室の実施や、不育症治療費助成、産後ケア事業（訪問型）、居住実態把握事業等を実施する。令和5年3月より伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を開始。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	「こんにちは赤ちゃん事業」（新生児訪問、産婦訪問にてエジンバラ産後うつ病質問票を含む3つの質問票を実施）	⇒	
	清瀬市版ネウボラ事業「スマイルベビーきよせ」実施	⇒	
	乳幼児健康診査未受診者への受診勧奨及びフォロー、居所不明児把握	⇒	
	離乳食・幼児食教室実施	⇒	
	不育症治療費助成の実施	⇒	
	産後ケア訪問事業の実施	⇒	
	居住実態把握事業の実施	⇒	
	母子手帳アプリ情報発信の実施	⇒	
	ファーストバースデー事業の拡充	⇒	
	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施	⇒	

事業名	妊婦健康診査事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 妊娠期からの母子の健康づくりを支援します		
事業内容	妊娠届受理後、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票と妊婦超音波受診票、子宮頸がん検診受診票及び新生児聴覚検査受診票を発行するとともに、受診票が使用できない医療機関などは出産後の償還払いにも対応する。また、相談体制の充実と要フォロー妊婦の早期発見・早期支援に努める。地域医療連携等によりハイリスク妊産婦及び新生児への早期からの支援（訪問、相談、関係機関連絡）を行う。令和4年度より多胎児支援事業として多胎児家庭への移動経費の補助と妊婦健診費用の補助を開始。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	健診受診票（14回）・超音波受診票（4回）・子宮頸がん検診受診票（1回）、周知・啓発（妊娠11週以下の妊娠届出率向上）	⇒	
	妊婦面接（要フォロー対象者等の早期発見・早期介入）	⇒	
	新生児聴覚検査費用の助成実施	⇒	
	多胎児支援事業（移動経費の補助、妊婦健診費用の補助）の実施	⇒	

事業名	両親学級事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 妊娠期からの母子の健康づくりを支援します 2 安心して育児に取り組めるよう、母子保健に関するさまざまな情報を発信します		
事業内容	母乳育児や食生活等、妊娠中から子育てに必要な知識の習得や、両親が協力する大切さの学びと仲間づくりのため、両親学級と父親学級を実施する。運動精神発達の遅れが疑われる乳幼児と保護者には集団指導（こうさぎ・バナナグループ）を行い、発達・療育支援を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	両親学級2日制（年6回、父親学級（年3回）	⇒	
	こうさぎグループ（年12回）	⇒	
	バナナグループ（年12回）	⇒	

事業名	妊婦・乳幼児歯科健診等事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 妊娠期からの母子の健康づくりを支援します		
事業内容	母子の歯と口腔の健康づくりを支援するとともに、生涯にわたる口腔の健康観を育むために、妊娠中から継続的に参加できるよう利便性の高い歯科事業を行う。意欲的に参加		

	できるよう事業環境を整えるとともに、個々の状況に配慮し満足度の高い歯科事業を実施する。	
年次計画	令和6年度	令和7年度
	各種歯科事業の実施（プレママ歯科健康教室、妊婦歯科健診・親子歯科健診・フッ素等塗布同時実施等）	⇒
	社会情勢に合った参加しやすい事業展開の検討	⇒

事業名	任意予防接種事業 《レ》	担当課	子育て支援課、健康推進課
施策の方向性	1 妊娠期からの母子の健康づくりを支援します（一部成人対象の事業あり）		
事業内容	先天性風しん症候群発生対策事業及び子どものインフルエンザ予防接種費用の助成を実施する。また、疾病によりそれまで接種した定期予防接種の免疫が消失した小児に対する再接種の費用を助成する。緊急風しん対策事業における抗体検査は、令和6年度まで延長。令和4年度より HPV ワクチン任意接種償還払いを開始。子どものインフルエンザ予防接種費用の助成は令和5年度より18歳以下まで対象範囲を拡充し、更に令和5年度は、成人を対象とした帯状疱疹予防接種を実施。令和6年度から小学校6年生から高校1年生相当の年齢までの男子を対象に HPV の任意予防接種を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	先天性風しん症候群発生対策事業	⇒	
	緊急風しん対策事業（令和6年度まで）	—	
	HPV ワクチン任意接種償還払い（令和6年度まで）	—	
	子どものインフルエンザ予防接種	⇒	
	疾病により免疫を消失した小児に対する定期予防接種の再接種費用の助成	⇒	
	帯状疱疹任意予防接種の実施	⇒	
	男子HPV ワクチン任意予防接種（令和6年度から）	⇒	

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

31 安心して子どもを産み育てられるまち

312

子育ての支援



10年後の姿

子育てに安心と喜びを感じる親が増えるとともに、子どもを育てる家庭と子どもたちを地域全体で支えようとする意識が広がり、子どもたちが健やかに成長しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
保育園の待機児童数	6人	0人	0人
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	95.1%	96.0%	97.0%
子育てについて相談をする相手や場所がある（ある）人の割合	99.6%	99.9%	100%

現状と課題

現状	課題
多様化する保育ニーズに対応するため、さまざまな保育事業、相談事業などに取り組んでおり、保育園の待機児童については減少傾向となっています。核家族化や地域のつながりの希薄化により、家族内のみでの問題解決が難しくなっています。	◇子育て世帯の経済的負担の軽減に関する支援 ◇待機児童の解消及び保育需要への対応 ◇安心と喜びを持って子育てできる環境づくり ◇地域全体で子育てをする機運の醸成

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇正確な保育ニーズの把握と保育サービスを提供する ◇ニーズに合ったさまざまな子育てサービスを提供する ◇子育てについて専門知識を持った職員を配置する ◇関係機関の連携体制を構築する	◇就学前の教育（生活、学習）の大切さを認識し、家庭で実施する ◇保育サービスを利用し家庭で協力しながら仕事と子育てを両立する ◇必要に応じて交流の場に参加する等、さまざまな子育てサービスを利用する ◇安心して産み育てられるよう地域みんなで成長を見守る

関連する個別計画

関連する事務事業

事業名	私立幼稚園等助成事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	私立幼稚園などに在籍する幼児の保護者に対して保護者負担軽減補助や、私立幼稚園が実施する一時預かり事業に係る施設への補助金などの交付を行う。また、幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付のほか、食材料費に係る補足給付を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	保護者負担軽減補助	⇒	
	幼稚園型一時預かり事業	⇒	
	幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付、実費徴収に係る補足給付	⇒	
	施設の感染症対策を実施	⇒	
	多様な他者との関わりの機会の創出事業	⇒	

事業名	私立保育園等運営事業 《レ》	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	民間保育所等の運営費を支弁し、保育園全体の運営を安定させる。民間保育園の保育士確保対策として保育士の家賃補助を継続するほか、保育料軽減については、所得や第1子の年齢に関わらず、引き続き支援を実施していく。待機児童の解消策として、令和4年度及び令和5年度に民設民営保育園を1施設ずつ開設。また、令和7年度に閉園を予定している第7保育園の代替として、令和8年度に民設民営保育園1施設の開設を予定しており、令和6年度に運営法人を選定するとともに、当該園に係る施設整備費の補助を実施する。令和8年度から実施される「こども誰でも通園制度（仮称）」の制度化に向けた準備を進める。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	民間保育所等の運営支援	⇒	
	地域型保育施設運営（小規模保育所5施設、事業所内保育所1施設）	⇒	
	民間保育所の保育士確保対策（保育士の家賃補助）	⇒	
	多子世帯の保育料軽減	⇒	
	幼児教育・保育の無償化による保育料無償化、食材料費の実費徴収	⇒	
	プロポーザル方式による民設民営保育園1施設の運営法人の選定（令和8年度開設予定、市立第7保育園の代替施設）	施設整備費補助	
	施設の感染症対策、安全対策を実施	⇒	

	「こども誰でも通園制度（仮称）」の必要量の推計	「こども誰でも通園制度（仮称）」の実施園整備
	多様な他者との関わりの機会の創出事業	⇒

事業名	児童扶養手当事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある父母の離婚・死亡等により父または母がいらないなどの児童（20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者を含む）が養育される世帯（以下、ひとり親家庭等）に対し、国の基準により児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	児童扶養手当の支給	⇒	

事業名	児童育成手当事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	ひとり親家庭等に対し、都の基準により児童育成手当を支給し、生活の安定を促し、児童の福祉の増進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	児童育成手当の支給	⇒	

事業名	児童手当等事業 《レ》	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）までの児童を養育する者に対し国の基準により児童手当を支給し、生活の安定を促し、児童の福祉の増進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	児童手当の支給	⇒	
	所得制限撤廃（令和6年10月より）	⇒	

事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	ひとり親家庭等に対し、養育者と児童等の医療費の一部（非課税世帯の場合全額）を助成し、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	ひとり親家庭等医療費の助成	⇒	

事業名	乳幼児医療費助成事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児を養育する世帯に対し、乳幼児の医療費の全額を助成し、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援に資する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	乳幼児医療費の助成	⇒	

事業名	義務教育就学児医療費助成事業 《レ》	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	6歳に達する日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある義務教育就学児を養育する世帯に対し、義務教育就学児の医療費の一部を助成し、義務教育就学児の保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援に資する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	義務教育就学児医療費の助成	⇒	
	所得制限撤廃（令和6年10月より）	⇒	

事業名	高校生等医療費助成事業 《レ》	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	15歳到達以降の最初の4月1日から、高校就学期に当たる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下、高校生等）を養育する世帯に対し、高校生等の医療費の一部を助成し、高校生等の保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援に資する。なお、高校生等が誰からも養育されていない場合には、高校生等本人に対し助成を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	高校生等医療費の助成	⇒	
	所得制限撤廃（令和6年10月より）	⇒	

事業名	市立保育園運営管理事業 《レ》	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	公立保育園における適正な保育環境の確保を図るほか、1歳児の待機児童解消のため、継続した弾力的運用を実施する。また、多子世帯を対象として、所得や第1子の年齢に関わらず保育料軽減を実施するほか、公立保育園児童のおむつ回収を継続し、保護者の負担を軽減するための新たなサブスクを導入する。職員の退職に伴い、給食調理業務と用務業務において民間の活力を活用する。なお、公立保育園のうち第7保育園は令和7年度末で閉園を予定している。		

年次計画	令和6年度	令和7年度
	市立保育園の運営、弾力的運用の実施	⇒
	多子世帯の保育料軽減（公立保育園は市単独で実施）	⇒
	おむつ回収の実施	⇒
	幼児教育・保育の無償化による保育料無償化、食材料費の実費徴収	⇒
	—	第7保育園閉園 （令和7年度末予定）
	施設の感染症対策、安全対策を実施	⇒
	—	給食調理業務・用務業務の民間委託
	「こども誰でも通園制度（仮称）」の必要量の推計	「こども誰でも通園制度（仮称）」の制度化の準備
	新たなサブスクの導入	⇒

事業名	認可外保育施設等助成事業 《レ》	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	待機児童の解消を図るとともに働く保護者を支援するため、認可外保育施設である病児保育室「チルチルミチル」等に運営費を補助する。また、幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付のほか、市単独で食材料費補助を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	認可外保育施設（病児保育室等）運営費補助	⇒	
	幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付、市単独での食材料費補助	⇒	
	施設の感染症対策を実施	⇒	
	ベビーシッター利用支援を実施	⇒	

事業名	認証保育所助成事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	認可保育所だけでは対応が困難な多様化した保育ニーズに対応するための東京都独自の制度である認証保育所が安定した運営ができるように、その運営費等について助成を行う。また、幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付のほか、市単独で食材料費補助を実施する。さらに、東京都の制度を活用し、0歳～2歳児への助成を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	認証保育所（清瀬プチ・クレイシュ等）への運営費補助	⇒	

	幼児教育・保育の無償化による施設型利用 給付、市単独での食材料費補助	⇒
	認証保育所児童の保護者への助成	⇒
	多子世帯への助成	⇒
	施設の感染症対策を実施	⇒

事業名	子育てひろば事業	担当課	子育て支援課
施策の方向性	3 子育て家庭の不安の解消に努めます		
事業内容	公立保育園を開放し、保育園に通園しているか否かにかかわらず、育児をしている保護者の育児相談や遊びの場として提供する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	育児相談実施	⇒	
	園庭・ホール開放	⇒	
	イベント・講座の実施	⇒	

事業名	こども家庭センター事業 《レ》	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	2 ゆとりを持って子育てできるよう支援します 3 子育て家庭の不安の解消に努めます		
事業内容	子育てに関するさまざまな相談や子ども自身からの相談に応じるとともに、児童虐待については児童相談所と対応にあたっていく。さらに、養育支援ヘルパーや、ショートステイ、一時預かり等のさまざまな子育て支援事業の実施や、子育ての不安解消をめざして、つどいの広場事業や各種講座の実施、子育てグループの組織化の支援等を行っていく。なお、令和6年度から児童福祉法改正に対応し、母子保健部門との連携を強化する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	ヘルパー派遣等、さまざまな子育て支援の 拡充	⇒	
	子育て情報発信（つどいの広場事業等）	⇒	
	子育てグループ支援	⇒	
	ヤングケアラー支援及び周知	⇒	
	児童家庭相談システム運用	⇒	
	チャットツールによる児童相談の実施	⇒	
	多胎児家庭支援サポーター事業を実施	⇒	

事業名	ファミリー・サポート・センター事業	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	2 ゆとりを持って子育てができるよう支援します		
事業内容	育児の援助を希望する依頼会員に対し、提供会員が一時預かり保育、病児・病後児保育、お泊まり保育等の支援を行い、地域で子育てを支え合う取り組みを実施する。事業の広報をするとともに、会員（特に提供会員）の確保と速やかなサービス提供を引き続き行っていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	提供会員の育成、事業推進	⇒	

事業名	ホームビジター派遣事業	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	2 ゆとりを持って子育てができるよう支援します		
事業内容	就学前の乳幼児を養育する家庭にホームビジターを派遣し、協働して育児や家事等を行う。また、ホームビジターを養成する講座をあわせて実施していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	ビジターの育成、事業推進	⇒	

事業名	きよせ・チルドレンファーストチケット事業 《新》	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	2 ゆとりを持って子育てができるよう支援します		
事業内容	市内で実施している自己負担が発生する子育てサービスが利用できるクーポン券6,000円分及び市内の商店街で利用できる商品券4,000円分を一本化し、全額を子育てサービスと商店街で利用できるデジタル商品券として、子育てサービスの充実を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	チルドレンファーストチケット実施 (デジタル商品券)	⇒	

事業名	学童クラブ施設維持事業 《レ》	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	学童クラブにおける待機児童対策のため、芝山小学童クラブと十小学童クラブの新棟を建築する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	芝山小学童クラブ建物賃貸借による新棟建築及び移設	—	
	新・十小学童クラブ新築工事基本及び実施設計	新・十小学童クラブ新築工事	

事業名	学童クラブ運営管理事業 《レ》	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	学童クラブにおける適正な育成環境を確保する。また、児童の安全を確保するため、冬季下校見守りパトロールの期間の拡大を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	冬季下校見守りパトロール実施	⇒	
	芝山小第3学童クラブ開所	⇒	
	全学童クラブ施設で指定管理者による運営	指定管理者の選定 (令和3年度導入施設)	

事業名	未就学児減免（軽減）の施行	担当課	保険年金課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		
事業内容	子育て支援として、未就学児の被保険者がいる世帯の国民健康保険税について、均等割り額を5割軽減する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	未就学児減免（軽減）の実施	⇒	

事業名	養育費確保支援事業 【再掲】⇒施策213	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		

事業名	南部地域児童館等複合施設整備事業 【再掲】⇒施策331	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 安定した子育てを支える基盤を築きます		

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

32 子どもが生きる力・考える力を身につけられるまち

321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育



10年後の姿 教員の指導力の向上や教育課程の工夫と改善によって学校教育が一層充実することで、子どもたちに「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」「考える力」が育まれています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
文部科学省「全国学力学習状況調査」における平均正答率（国平均比較）	小学校6年国語 -5.2P 小学校6年算数 -3.5P 中学校3年国語 -0.8P 中学校3年数学 ±0.0P	小学校6年国語 -2.0P 小学校6年算数 -1.0P 中学校3年国語 +1.0P 中学校3年数学 +1.0P	小学校6年国語 ±0.0P 小学校6年算数 ±0.0P 中学校3年国語 +2.0P 中学校3年数学 +2.0P
児童・生徒の「自己肯定感」にかかわるアンケート調査（自分には良いところがある）の肯定的回答率	82.4%（小学校） 77.6%（中学校）	83.0%（小学校） 78.0%（中学校）	84.0%（小学校） 80.0%（中学校）
東京都児童・生徒体力・運動能力調査 合計点（東京都平均比較）	小学校6年男子 ±0.0P 中学校3年男子 -1.2P 小学校6年女子 -0.8P 中学校3年女子 -0.4P	小学校6年男子 +1.0P 中学校3年男子 +1.0P 小学校6年女子 +1.0P 中学校3年女子 +1.0P	小学校6年男子 +2.0P 中学校3年男子 +2.0P 小学校6年女子 +2.0P 中学校3年女子 +2.0P

現状と課題

現状	課題
市内各学校では、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえ、一人一台端末の効果的な活用を図りながら、授業改善に取り組んでいます。	◇効果的な教育課程の編成 ◇教員一人一人の授業力の向上 ◇児童・生徒の的確な実態把握 ◇課題に応じた効果的な指導の研究・実践 ◇GIGA スクール構想の推進（一人一台 PC 端末の有効活用） ◇小中連携教育の推進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇各学校における学力向上策を推進する ◇学校・家庭・地域社会が一体となった教育を推進する ◇安全で安心できる教育環境を整備する	◇学校の教育目標を把握し、教育活動に積極的に協力する ◇家庭学習や手伝いの習慣を身につけさせる ◇基本的な生活習慣を身につけさせる ◇子どものボランティア活動や学校外での教育活動について協力する

関連する個別計画

第2次教育総合計画マスタープラン、特別支援教育推進計画（第5次実施計画）、いじめ防止基本方針、清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針、特別支援学級再編計画、公共施設等総合管理計画（改訂版）、公共施設再編計画、公共施設再編計画（地域レベル編）、公共施設個別施設計画

関連する事務事業

事業名	研究指定校等推進事業	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います 3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		
事業内容	市内小中学校を対象に、さまざまな教育課題の解決に向けた校内研究を実施する。一人一台端末を効果的、効率的に活用しての教育活動の充実を継続するとともに、小中連携教育の推進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	現代的な教育課題に関わる研究	⇒	

事業名	児童・生徒健全育成事業	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います		
事業内容	「赤ちゃんのチカラプロジェクト」、「認知症サポーター養成講座」などの「命の教育」にかかわる体験活動の成果を確実なものとするため、事前事後の指導の一層の充実を図る。児童・生徒から市民に対して、「命を大切にする清瀬」を発信する機会となっている「命の教育フォーラム」を充実させる。清瀬市の郷土を題材とした道徳教材を全校で活用し、一人一台端末を用いて道徳教育の改善・推進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	「命の教育」にかかわる体験活動の実施	⇒	

事業名	情報教育推進事業	担当課	教育企画課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります		
事業内容	G I G Aスクール構想の実現に係る事業として導入したタブレット及び高速大容量通信を可能としたネットワーク環境について、学校現場にて適切に運用できるよう研修や保守を実施するとともに、次期端末の整備方法等に関して検討する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	次期端末の整備方法等検討	次期端末についての検討結果の適用	

事業名	特色ある教育活動事業	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います		

事業内容	各校の校長が、中長期的なビジョンに基づき、自校の教育資源を活用した「特色ある学校づくり」を進め、それにより各校の教育活動の活性化と校長の経営力の向上を図るとともに、学校の特色を広く内外にアピールする。	
年次計画	令和6年度	令和7年度
	特色ある学校づくり事業	⇒

事業名	学力向上推進事業	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります		
事業内容	市独自の学力調査を継続して実施しながら、結果に基づく授業改善を進める。ICTを活用した授業改善を推進する。地域の図書館と連携した「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加を促進し、情報活用能力の向上を図る。「清瀬の100冊」読書感想コンクールを小中学校にて継続して実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	市学力調査	⇒	
	図書館を使った調べる学習コンクール	⇒	

事業名	地産地消推進事業（学校教育）	担当課	教育企画課
施策の方向性	3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		
事業内容	学校給食における地場産野菜を給食に活用し、食育をさらに推進する。また、市内農家との連携により野菜を購入するにあたり、事業をより効率的に実施するために推進体制の見直し及び検証を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	推進体制の見直し検討	⇒	
	冷蔵庫を活用した地場産物の利用拡大	⇒	

事業名	小学校運営管理事業 中学校運営管理事業	担当課	教育企画課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります		
事業内容	令和5年度に更新した校務支援システムにおいて、各学校の利用状況の把握や他の学校での効果的な活用方法の情報共有などを通じてシステムの利活用を図ることにより、教員が子供に向き合う時間が増えることや教材研究に注力できる等の効果をより一層向上させていくとともに、セキュリティの管理強化を推進していく。また、第四小学校及び第四中学校に加えて芝山小・十小・清瀬中についても、民間のプール施設を活用して授業を実施する。受託業者は、プール授業時における指導の補助、送迎及びプール施設の貸し出しを行う。今後も対象校を順次拡大していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	校務システムの運用	⇒	

	民間施設を利用した水泳授業の対象校の拡大（令和5年度実施校に加えて三小・六小・七小・八小・二中・三中を追加）	対象校の拡大（令和6年度実施校に加えて清小・清明小・五中を追加）し、全校が民間プール施設を活用して授業を実施する
--	--	--

事業名	小学校教育指導事業 中学校教育指導事業	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います 3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		
事業内容	充実した授業の実施に向けて、教科書・指導書の購入、都の教育団体への負担金の納付、部活動への支援及び部活動の地域連携・地域移行に向けた検討等を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	中学校教科書調査委員会	—	
	部活動の地域連携・地域移行検討委員会	⇒	

事業名	小学校施設維持管理事業 小学校改造事業 中学校施設維持管理事業 中学校改造事業	担当課	教育企画課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います 3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		
事業内容	児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を送り教育活動が展開できるように、老朽化した施設の改修を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	校舎照明器具 LED 化工事（三小）	—	
	校舎・体育館照明器具 LED 化工事（二中）	—	
	構造体耐久性調査 （四小・清明小・三中・四中）	⇒ （芝小・六小・七小・八小・十小・五中）	
	体育館大規模改造 実施設計（三小・十小）	⇒ 工事（三小・十小）及び実施設計（芝小・七小・三中）	
	—	校舎大規模改修工事实施設計（四中）	
	空調設備改修工事（清小・芝小・四小・六小・十小・清明小・三中・四中）	—	

事業名	小学校特別支援学級事業 《レ》 中学校特別支援学級事業 《レ》	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います 3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		
事業内容	特別支援学級再編計画に基づき、特別支援学級の移設・新設を行う。一校あたりの特別支援学級数を減らして、指導スペースにゆとりを持たせる。また、一校一障害種として、通常の学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整え、より一人一人に応じた指導を実現することを基本的な考え方として実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	小学校知的障害特別支援学級新設	⇒	
	特別支援学級スクールバスを増便	—	

事業名	新校建設事業	担当課	教育企画課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います 3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		
事業内容	清瀬市立学校の適正規模、適正配置に関する基本方針及び公共施設再編計画（地域レベル編）に基づき、新校の建設に向けた準備を進めていく（新校は令和11年度開校予定）。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	設計準備（施設配置案の検証など）・設計者選定・基本設計	基本設計・実施設計	

事業名	事務局一般事務事業	担当課	教育企画課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います 3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		
事業内容	第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの計画期間が令和7年度までとなっているため、教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、令和8年度以降の計画内容を検討する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	第3次清瀬市教育総合計画マスタープラン 検討委員会等による検討	策定	

事業名	小学校健康管理事業 《レ》 中学校健康管理事業 《レ》	担当課	教育企画課
施策の方向性	3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		
事業内容	児童・生徒の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、健康診断等の実施や、健康的で快適な学習環境を整備するために、学校環境検査等を実施する。令和6年度からは、健康診断にモアレ撮影による脊柱側弯検査を追加し、さらなる健康の保持増進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	健康診断にモアレ撮影による脊柱側弯検査を追加	⇒	

事業名	図書館運営管理事業 【再掲】⇒施策122	担当課	図書館
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います 3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします		

事業名	学校支援本部事業 【再掲】⇒施策322	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 子どもたちの学力の向上を図ります		

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

32 子どもが生きる力・考える力を身につけられるまち



322 地域連携による学校教育

10年後の姿 学校と地域の連携・協働を一層充実することで、子どもたちが健やかに成長するとともに、学校を核とした家庭・地域の力が向上しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
学校支援地域組織の設置校数	14校	14校	14校
コミュニティスクールの校数	2校	7校	14校
学校の行事に協力したり参加したりしたことがある人の割合	38.7%※	43.0%	43.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
学校のニーズと地域人材をコーディネートし、地域の人が学校運営にかかわるしくみを通し、地域ぐるみで子どもを育む取り組みを推進しています。	◇地域住民による学校への興味・関心の喚起 ◇学校の地域開放の促進 ◇地域の教育資源を学校教育に活かせるしくみづくり ◇コミュニティスクール化の推進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇市民と連携した学校運営を推進する ◇地域と協働した特色ある学校づくりを推進する ◇地域住民の拠点となる学校づくりを推進する	◇学校行事や授業のボランティア、登下校や放課後の見守りなどに協力する ◇地域にある学校運営に関心を持ち運営に参加する

関連する個別計画

第2次教育総合計画マスタープラン

関連する事務事業

事業名	学校と地域のコミュニティ事業	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 地域と学校が協働して子どもを健やかに育みます 2 地域・保護者が学校運営にかかわる新しいしくみをつくります		
事業内容	コミュニティハウス事業で得られた成果を基に、本施設を拠点として、学校や地域へのアウトリーチ型の取組等を進めていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	学校と地域のコミュニティ事業	⇒	

事業名	学校支援本部事業	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 地域と学校が協働して子どもを健やかに育みます		
事業内容	地域の教育資源を活用して、各学校の教育活動を充実させるため、地域コーディネーターを置き、学校の負担軽減を考えながら学校支援本部の運営体制を整える。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	学校支援本部運営の推進	⇒	
	地域コーディネーター研修の実施及び育成	⇒	
	土曜日、夏季休業中等の教育活動支援	⇒	
	地域との合同行事の企画運営	⇒	

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

33 青少年や若者が希望や夢を持つことができるまち



331 青少年の健全育成

10年後の姿	次代を担う青少年が自己実現をしながら幸せで自立した社会生活を送っています。大人は子どもの人権を大切に、乳幼児期から青年期までのライフステージを見守り、育ちを支えています。
--------	---

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
市内の子どもや若者は健全に育っていると思う人の割合	42.7%※	43.2%	43.2%
子どもや若者が地域で見守られていると思う人の割合	31.1%※	31.6%	31.6%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
市では、青少年のさまざまな体験活動や居場所づくりに取り組んでいます。子どもの基本的な生活習慣の獲得に格差があり、インターネットによるトラブルの発生や、引きこもりや貧困等、社会生活に困難を抱えるケースもみられます。	◇青少年の体験活動の支援・居場所づくり ◇青少年の基本的な生活習慣の獲得の支援 ◇社会生活に困難を抱える子どもの支援

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇青少年の社会参画を推進する ◇誕生から就労まで一貫して青少年に寄り添う支援を行う ◇児童青少年連絡協議会活動の推進など青少年の健全育成について機運を高める ◇青少年の居場所をつくる	◇家庭でさまざまな体験活動を推進する ◇困難を抱える青少年の問題を理解する ◇青少年の育ちへ関心をよせ、声掛けなど可能な範囲で応援や援助をする

関連する個別計画

第2次教育総合計画マスタープラン、いじめ防止基本方針、特別支援教育推進計画（第5次実施計画）、特別支援学級再編計画、子ども・子育て支援総合計画、清瀬駅南口地域児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画

関連する事務事業

事業名	南部地域児童館等複合施設整備事業	担当課	未来創造課
施策の方向性	4 青少年の居場所を充実します		
事業内容	「子どもと幸せを育む“舞台”」の実現に向けて、これまで南部地域になかった児童館を整備する。整備にあたっては、中央図書館との複合化や中央公園との一体的な整備を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	整備工事	整備工事・一部供用開始	

事業名	子供食堂推進事業	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	3 地域を上げて青少年を育成する体制を整えます 4 青少年の居場所を充実します		
事業内容	家庭の事情等により、家に一人で過ごすことが多い子どもを対象に、NPOやボランティア団体等が地域と連携し、食事の提供をはじめとする子どもが安心して過ごせる場所を提供する事業を支援する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	団体への支援	⇒	
	子どもの居場所づくり	⇒	

事業名	放課後子ども教室推進事業	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	3 地域を上げて青少年を育成する体制を整えます 4 青少年の居場所を充実します		
事業内容	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、学校の施設を利用し、協働活動支援員、協働活動サポーター等の配置を行い、市内の全公立小学校9校で、放課後子ども教室「まなべー」を実施する。また、学童クラブを利用している児童たちも「まなべー」での受け入れを継続し、加えて校庭等共通の活動場所で遊びを通して交流するなど、連携した運営をめざす。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	「まなべー教室」全公立小学校実施	⇒	
	学童クラブとの連携事業の実施	⇒	

事業名	児童センター事業	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	3 地域を上げて青少年を育成する体制を整えます 4 青少年の居場所を充実します		

事業内容	児童青少年の人間性や社会性を育むため、児童センターを中心に子ども・子育て支援総合計画に基づく事業を実施する。また、予防保全の観点から児童センターの施設維持管理を行う。	
年次計画	令和6年度	令和7年度
	屋上防水・外壁等改修工事	—
	ニーズを踏まえた事業の検討・実施	⇒

事業名	学力向上推進事業 【再掲】⇒施策321	担当課	教育指導課
施策の方向性	3 地域を上げて青少年を育成する体制を整えます		

事業名	教育支援センター運営管理事業 【再掲】⇒施策332	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 青少年の人間性・社会性を育みます 2 悩みや問題を抱える青少年に寄り添った支援をします		

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

33 青少年や若者が希望や夢を持つことができるまち

332 誕生から就労に至るまでの総合的な相談体制の整備



10年後の姿 誕生から就労に至るまでの子育て、教育、生き方にかかわる継続的な相談体制と、関係諸機関との連携・協働が確立され、相談者の悩みに総合的に対応しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
誕生から就労に至るまでの悩みごとを相談できる体制が充実していると思う人の割合	14.9%※1	17.0%	17.0%
不登校出現率（問題行動調査）	小学校 1.56%※2 中学校 6.54%※2	小学校 0.90% 中学校 4.00%	小学校 0.70% 中学校 3.50%

※1 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値） ※2 令和4年度調査結果

現状と課題

現状	課題
清瀬市しあわせ未来センターの設置により、令和5年5月を目途に、教育相談室や子ども家庭支援センターをはじめ、さまざまな相談機関が一箇所に集積されます。このことにより、相談者の悩みについて、多角的な分野による横断的な対応に対応できるようにします。	◇気軽に相談できる雰囲気醸成 ◇関係機関の連携強化 ◇教育相談室の相談業務の質的向上

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇相談窓口等の広報の強化 ◇地域別講演会や出張相談会の実施 ◇開館時間外の相談対応の強化 ◇各機関の連携強化を図るための情報の共有の場の設定 ◇教育相談室業務の民間委託に伴う、業務の質的向上 ◇特別支援学級再編計画の適正な実施	◇悩みを一人で抱えない ◇交流及び共同学習の推進に伴う、社会総がかりでの特別支援教育の推進

関連する個別計画

第2次教育総合計画マスタープラン、特別支援教育推進計画（第5次実施計画）、いじめ防止基本方針、

特別支援学級再編計画

関連する事務事業

事業名	教育支援センター運営管理事業	担当課	教育指導課
施策の方向性	1 誕生から就労に至るまでの相談を受けつける次世代型の相談センターを設置します 2 一貫した支援体制の構築をめざします		
事業内容	教育支援センターの機能化・活性化を図るため、他部課と連携し、ワンストップでの相談体制を構築し、総合的な相談機能を高める。また、教育相談の業務委託により、業務の質的向上を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	教育相談室運営業務委託	⇒	

事業名	母子保健事業（ネウボラ事業） 《レ》 【再掲】⇒施策311	担当課	子育て支援課
施策の方向性	1 誕生から就労に至るまでの相談を受けつける次世代型の相談センターを設置します 2 一貫した支援体制の構築をめざします		

事業名	こども家庭センター事業 【再掲】⇒施策312	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	1 誕生から就労に至るまでの相談を受けつける次世代型の相談センターを設置します 2 一貫した支援体制の構築をめざします		

（4）豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

41 快適で住みやすいまち

411 適切な土地利用の推進と住環境の整備



10年後の姿 豊かな自然環境に配慮した快適なまちづくりが進められ、地域の特性を生かした調和のとれたまちなみが広がっています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
地区計画の策定数	6件※1	6件	7件
清瀬市の住環境は快適で自然への配慮と調和がとれていると思う人の割合	62.5%※2	63.0%	63.0%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
柳瀬川をはじめとした水辺空間や雑木林、農のある風景など、豊かな自然環境を活かした街並みの整備に取り組んでいます。相続等により、計画性のないまま小規模な宅地開発が進んでいます。	◇貴重な自然や景観を次世代に残すしくみづくり ◇清瀬市住環境の整備に関する条例によるまちづくりの推進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇都市計画道路整備の推進 ◇地域の特性を活かした適正な土地利用を推進する ◇開発業者へ条例にもとづいた適正な指導を行う ◇ケヤキ並木などの街路樹の適正な維持管理と、周辺環境の整備を行う ◇次の世代に残すべき清瀬らしい景観について保全・啓発を行う	◇市内の環境に興味を持ち、都市基盤の整備について理解する ◇まちづくりへ主体的に参加する ◇次の世代に残すべき清瀬らしい景観に関心を持つ

関連する個別計画

都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、公共施設のみどりの管理方針、けやき通りランドデザイン

関連する事務事業

事業名	都市計画推進事業	担当課	都市計画課
施策の方向性	1 住みやすく快適なまちをつくります 2 清瀬らしさを実感できる景観の保全・空間の整備を進めていきます		
事業内容	都市計画道路の整備の進捗状況に合わせて、沿道のまちづくりについて検討し、用途地域にもとづいた計画的なまちづくりを行っていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	都市計画マスタープラン推進	⇒	
	秋津駅8号踏切付近道路拡幅整備の検討	⇒	

事業名	街路樹景観整備事業	担当課	シティプロモーション課、道路交通課、水と緑と公園課
施策の方向性	1 住みやすく快適なまちをつくります 2 清瀬らしさを実感できる景観の保全・空間の整備を進めていきます		
事業内容	けやき通りのケヤキについて、安全性を確保するため、けやき通りランドデザイン策定し、シンボルロードとしての機能を発揮するための整備を推進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	けやき通りランドデザイン策定に基づく整備・推進	⇒	

事業名	住宅支援事業 《レ》	担当課	都市計画課
施策の方向性	1 住みやすく快適なまちをつくります		
事業内容	木造家屋の耐震診断費用の助成や、防災意識の向上を図る耐震相談会等を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	木造家屋耐震化助成金拡充・耐震相談会（1回）	⇒	
	耐震化住宅住み替え促進助成の実施	⇒	

事業名	防災対策事業 《レ》 【再掲】⇒施策111	担当課	防災防犯課
施策の方向性	1 住みやすく快適なまちをつくります		

事業名	計画行財政推進事業 《レ》 【再掲】⇒施策541	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 住みやすく快適なまちをつくります		

（4）豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

41 快適で住みやすいまち

412

道路ネットワークと交通環境の整備



10年後の姿

快適で安全な都市基盤となる道路の整備と、鉄道やバスなどの交通環境の向上が図られ、誰もが市内外を快適・安全に移動しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
周囲の道路を安心して通行することができると思う人の割合	26.8%※	33.4%	33.4%
市内の道路は車がスムーズに移動できていると思う人の割合	35.8%※	39.4%	39.4%
交通ルールやマナーを守っている人の割合	94.1%※	94.5%	94.5%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状

快適・安全な移動の実現のため、道路等の都市基盤やコミュニティバス等の交通環境の整備、交通安全意識の啓発及び都市高速鉄道12号線延伸の要望等に取り組んでいます。

課題

- ◇道路・歩道等の都市基盤整備の推進
- ◇財政面や用地取得等を踏まえた優先順位の設定
- ◇子どもや高齢者を対象とした交通安全意識の普及・啓発
- ◇コミュニティバス及び路線バスの課題等の把握・整理・検討の継続

行政の役割・市民の役割

行政の役割

- ◇道路環境を計画的に整備する
- ◇コミュニティバスの利用を促進する
- ◇交通安全教室の開催など、交通安全意識の普及・啓発を行う

市民の役割

- ◇道路整備に関心や理解を持ち、まちづくりに協力する
- ◇公共交通機関や自転車を利用する
- ◇交通安全教室などへ参加し、交通マナーやモラルを守る

関連する個別計画

都市計画マスタープラン、橋梁長寿命化修繕計画、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）

関連する事務事業

事業名	コミュニティバス事業	担当課	道路交通課
施策の方向性	2 快適で安全な交通環境をつくれます		
事業内容	コミュニティバスに係る補助金を交付する。あわせて、車両の老朽化に伴い計画的に電気バスに入替えを行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	—	車両の入れ替え（3台目） （EVバスの導入）	

事業名	道路維持補修事業	担当課	道路交通課
施策の方向性	1 快適で安全な道路環境をつくれます		
事業内容	職員の巡回や市民からの要望等により道路の補修工事を行う。橋梁については、点検結果を基に作成する長寿命化修繕計画に伴い工事を行う。また、雨水対策については既設の道路排水管の調査を行い、有効活用を図りながら、貯留浸透施設の設置工事を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	市道補修工事 （市道0102号線外、野塩郵便局東側）等	⇒	
	橋梁補修工事 （ペDESTリアンデッキ）及び橋梁詳細設計（柳原橋）	⇒ （ペDESTリアンデッキ・石田橋）	
	雨水対策事業 （工事に向けた関係機関との調整、試掘調査、設計）	⇒ （市道2071号線外、グリーンタウン付近、貯留浸透施設設置工事）	

事業名	道路整備事業	担当課	道路交通課
施策の方向性	1 快適で安全な道路環境をつくれます		
事業内容	道路の劣化状況や交通量等から判断し、重要性の高い路線から、舗装の打換や道路の拡幅工事及び無電柱化工事を行う。また、埼玉県施工の河川改修工事に合わせて清柳橋の架替工事を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	舗装打換工事 （市道 2188 号線、けやき通り）、（市道 1131 号線、台田団地北側）	⇒ （市道 0110 号線、けやき通り）等	
	道路拡幅工事 （市道 1144 号線、清瀬市役所北側・市道 3141 号線、第四中学校北側・市道 0112 号線、中央公園東側、設計委託）	歩道拡幅工事（市道 0112 号線）	
	無電柱化事業 （市道 0106 号線、市役所通り、電柱撤去・道路復旧工事）	—	
	—	清柳橋架替事業 （旧橋撤去）	

事業名	道路用地購入事業	担当課	都市計画課
施策の方向性	1 快適で安全な道路環境をつくれます		
事業内容	市道について、市の道路整備計画に基づき、広域的な道路網の構築や、防災・防犯の安全面等から優先順位を定め、効率的・効果的な整備を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	市道 0106 号線（市役所北側信号～柳瀬川通り入口）用地交渉	⇒	
	市道 0101 号線小金井街道交差点改良に伴う用地測量・用地交渉	⇒	

事業名	交通安全施設整備事業	担当課	道路交通課
施策の方向性	1 快適で安全な道路環境をつくれます 2 快適で安全な交通環境をつくれます		
事業内容	交通事故の防止と歩行者等の安全確保のため、反射鏡、路側線等の設置工事を行う。また既存の水銀灯を環境保全のため、LED化を実施し、清瀬駅ホームドア設置の要請を西武鉄道へ行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	

	水銀灯のLED化事業（野塩、松山、梅園、竹丘）	街路灯の修繕
	安全施設等設置工事（外側線設置等）	⇒
	清瀬駅エスカレーター、ホームドア設置要請（西武鉄道への要請・協議）	⇒

事業名	都市計画街路事業	担当課	都市計画課
施策の方向性	1 快適で安全な道路環境をつくれます		
事業内容	市で施行する都市計画道路について、平成28年度から10年間を計画化した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」等に基づき、住環境などに配慮しながら、未整備路線の整備に向けて用地取得等を推進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	東3・4・17号線（旭が丘通：たから幼稚園～志木街道）用地交渉・用地取得	⇒	
	東3・4・26号線（新座市境～関越自動車道）用地交渉・用地取得	⇒	
	東3・4・16号線（けやき通り～新小金井街道）用地交渉・用地取得中清戸四丁目土地区画整理事業区域を除く	⇒	

事業名	都市計画街路整備事業	担当課	道路交通課
施策の方向性	1 快適で安全な道路環境をつくれます		
事業内容	市で施行する都市計画道路について、平成28年度からの10年間を計画化した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」等に基づき、住環境などに配慮しながら、未整備路線の整備を推進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	東3・4・16号線 工事に向けた関係機関との調整	東3・4・16号線 無電柱工事	
	東3・4・17号線 道路・無電柱化詳細設計	東3・4・17号線 工事に向けた関係機関との調整	
	東3・4・26号線 無電柱化予備設計	東3・4・26号線 道路・無電柱化詳細設計	

事業名	計画行財政推進事業 【再掲】⇒施策541	担当課	未来創造課
施策の方向性	2 快適で安全な交通環境をつくれます		

（4）豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

41 快適で住みやすいまち

413 汚水・雨水の処理



10年後の姿

下水道の適正な維持管理が進められ、健全な水循環が保たれています。また、雨水対策事業が計画的に進められ、集中豪雨時にも適切な道路の排水処理が行われるよう整備が進んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
老朽化対策における調査の実施延長	86.3 km	86.3 km	143.1 km
公共下水道（雨水）事業における柳瀬川右岸第8－1排水区整備面積	51 ha	51 ha	114 ha

現状と課題

現状	課題
下水道（汚水）施設の老朽化がみられるため、管路施設等の更新に取り組んでいます。近年の豪雨対策として雨水管整備を推進しています。平成30年度から公営企業会計へ移行しています。	◇老朽化に伴う汚水管路更新需要増への対応 ◇豪雨に伴う浸水被害対策の推進 ◇安定した事業経営の継続に向けた財政マネジメントの取り組み実施

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇下水道管（汚水）の老朽化や震災による道路陥没などを防止する ◇安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する ◇道路冠水や浸水といった日常生活を脅かすリスクを減らす	◇水に溶けないものは流さないなど、公共の財産として下水道を正しく使用する ◇利用者からの下水道使用料により公共下水道事業が賄われていることを理解する ◇行政と連携し、地域全体で「雨水が流出しにくいまちづくり」に積極的に取り組む

関連する個別計画

都市計画マスタープラン、下水道プラン2009、下水道ストックマネジメント計画、公共下水道事業計画、雨水管理総合計画、清瀬市下水道事業経営戦略

関連する事務事業

事業名	管渠費	担当課	下水道課
施策の方向性	1 公共下水道（污水）施設の長寿命化を図ります		
事業内容	下水道ストックマネジメント計画や総合地震対策計画に基づき効率的な更新及び老朽化対策等を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	下水道ストックマネジメント計画推進 （管渠改築工事（第1期）、改築実施設計（第2期）、管口カメラ点検・マンホール蓋調査（第3期））	⇒ （管渠改築工事・改築実施設計（第2期）、TVカメラ調査（第3期））	
	下水道総合地震対策計画策定	⇒ （実施設計）	
	内水浸水想定区域図作成（基礎調査）	⇒ （浸水シミュレーション） （雨水管理総合計画の点検・見直し）	

事業名	総係費	担当課	下水道課
施策の方向性	2 持続可能な下水道サービスを提供するため、下水道事業の経営の健全化を図ります 3 道路冠水や浸水を防ぐため雨水対策事業を推進します		
事業内容	将来にわたり下水道サービスを安定的に提供するため、下水道使用料の徴収や公共用水域の水質保全を行うほか、自助による雨水対策の取り組みに対する助成を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	雨水浸透枳設置助成（上限15万円）	⇒	
	清瀬市下水道事業経営戦略の見直し	—	
	—	ウォーターPPP導入検討	

事業名	公共下水道建設改良費	担当課	下水道課
施策の方向性	3 道路冠水や浸水を防ぐため雨水対策事業を推進します		
事業内容	台風や集中豪雨などによる道路冠水や住宅浸水などの被害を軽減するため、柳瀬川右岸第8－1排水区において、雨水幹線等の整備を行う。また、都市計画道路東3・4・16号線等の道路整備に伴い污水管渠の整備を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	雨水幹線整備 （大林組技術研究所～新小金井街道）（工事）	—	
	雨水枝線整備 （実施設計）	⇒ （工事）	
	污水管渠整備 （東3・4・26号線）（実施設計） （市道1199号線）（工事）	⇒ （東3・4・16号線）（工事） （東3・4・26号線）（工事）	

事業名	道路維持補修事業 【再掲】⇒施策412	担当課	道路交通課
施策の方向性	3 道路冠水や浸水を防ぐため雨水対策事業を推進します		

（4）豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

41 快適で住みやすいまち

414 公園の整備



10年後の姿

市民のニーズに対応した特色ある公園が整備され、多くの市民が快適に利用しています。また、地域の公園の維持管理に市民が主体的にかかわっています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
市民1人当たりの公園面積	3.65㎡※1	3.67㎡	3.68㎡
市民による公園の自主管理の取り組み数	3か所	4か所	5か所
身近にある公園は憩いの空間になっていると思う人の割合	31.4%※2	32.0%	32.0%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
うるおいのある都市環境を整備するため、公園の整備や市民協働による運営に取り組んでいます。公園の中には、利用頻度が低く、管理が行き届かないものもあります。	◇利用頻度が低く、また面積が小さく管理が行き届かない公園の対策 ◇多様なニーズに対応した特色ある公園の整備 ◇ユニバーサルデザインの導入 ◇遊具等の公園設備の老朽化への対応 ◇市民協働による公園の管理・運営 ◇アウトソーシングによる公園の管理・運営

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇公園の利用促進を図る ◇遊具の点検や改修を行うなど安全な公園として維持・管理する ◇公園の計画的な再整備を図る ◇市民が地域の公園を運営・管理できるよう推進する	◇公園を利用して体力や健康づくりに取り組む ◇ルールを守りながら遊具で遊ぶ ◇地域の公園を地域の憩いの場として親しみ、活用する ◇公園の維持・管理に参加する

関連する個別計画

都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、公共施設のみどりの管理方針

関連する事務事業

事業名	公園管理事業 《レ》	担当課	水と緑と公園課
施策の方向性	1 多様化する市民ニーズに対応する公園の整備を進めていきます 2 地域から親しまれる市民の手による公園づくりを推進します		
事業内容	市内にある公園を安心して利用して頂くために、公共施設のみどりの管理方針に基づき、公園内の危険高木伐採を実施する。また、園内灯LED化を継続し、電気代の削減を進める。公園内に設置されている遊具点検及び改修を行い、公園の安全確保を進める。老朽化に伴う清瀬駅南口公衆便所の改修を進める。都市計画公園である中里公園を、その区域内外にある市立中里公園と市立中里山戸公園の区域変更を行い、公園面積を拡充し公園機能を向上させる。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	公園内樹木の計画的剪定等	⇒	
	遊具点検及び改修	⇒	
	清瀬駅南口公衆便所の改修の検討	改修	
	中里公園周辺の都市計画変更	⇒	
	神山公園バスケットコート改修	—	

事業名	公園整備事業	担当課	水と緑と公園課
施策の方向性	1 多様化する市民ニーズに対応する公園の整備を進めていきます 2 地域から親しまれる市民の手による公園づくりを推進します		
事業内容	設置から年月が経過した都市公園を中心に、公園の機能を保ち、利用者が安全、安心に楽しめるよう、計画的に改修などの整備を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	中央公園整備工事	⇒	
	中里山戸公園整備	開園	

事業名	柳瀬川回廊事業	担当課	水と緑と公園課
施策の方向性	1 多様化する市民ニーズに対応する公園の整備を進めていきます		
事業内容	（仮称）花のある公園について、令和7年度の開園に向けて整備を進めるとともに、開園後の管理ボランティア育成のため、開園前の公園を利用し、ガーデニング教室の開催などを行うプレパーク事業を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	（仮称）花のある公園整備工事	開園	
	（仮称）花のある公園プレパーク事業 （運営協議会設立整備）	⇒ (運営協議会設立)	

事業名	南部地域児童館等複合施設整備事業 【再掲】⇒施策331	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 多様化する市民ニーズに対応する公園の整備を進めていきます		

（4）豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

42 豊かな自然と調和した環境にやさしいまち



421 自然環境の保全

10年後の姿

雑木林、崖線、屋敷林などの緑地や河川など、豊かな自然環境が適切に保全されています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
市が保全する緑の面積 (都市計画緑地・特別緑地保全地区・市有林)	6.9ha	7.1ha	7.1ha
身近な水辺や緑に親しみを感じると 思う人の割合	67.8%※	73.0%	73.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
市全体の緑被率は36.9%と近隣市のなかでも高く、市の個性である豊かな自然環境を保全するため、特別緑地保全地区や緑地環境保全区域の指定などを行っています。相続に伴う開発が進むなか、貴重な植生が残る緑地等の公有地化に努めています。	◇市民、事業者、所有者と連携・協働した保全の推進及び適切な維持・管理の実現 ◇萌芽更新など雑木林のあるべき姿の再生 ◇財政的な制約を伴う緑地等の公有地化への対応 ◇生物多様性に配慮した自然環境の整備 ◇自然環境と親しむ機会の提供

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇緑の確保・維持・整備を図る ◇水辺環境を整備する ◇緑や水と親しむ空間をつくる ◇自然学習を推進する	◇緑と水辺の働き、大切さを理解する ◇緑や水と親しむ機会を持つ ◇自然環境保全に対する意識を持ち、保全活動に取り組む

関連する個別計画

都市計画マスタープラン、第2次環境基本計画、みどりの基本計画、公共施設のみどりの管理方針

関連する事務事業

事業名	緑地保全事業	担当課	水と緑と公園課
施策の方向性	1 自然の大切さを広め、緑地や水辺など自然環境の保全に努めます 2 雑木林の再生を水辺と親しめる環境を整備しうるおいを感じるまちづくりを進めます		
事業内容	次世代に残すべき財産である豊かな自然環境について、みどりの基本計画に基づき保全、創出に取り組むとともに、市有林の計画的な萌芽更新や、樹木剪定など植生管理を行う。緑地環境保全区域や保存樹木については、所有者に補助金を交付し、緑の保全を図る。さらに、緑の創出に対するみどりの保全・創生に関する助成事業の推進し、街中の緑地整備に取り組む。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	萌芽更新（中里一丁目緑地）	萌芽更新（中里六丁目緑地）	
	（仮称）萌芽更新に関する効果検証検討委員会の実施	推進	
	みどりの保全・創生に関する助成事業の推進	⇒	

事業名	緑地整備事業	担当課	水と緑と公園課
施策の方向性	1 自然の大切さを広め、緑地や水辺など自然環境の保全に努めます 2 雑木林の再生を水辺と親しめる環境を整備しうるおいを感じるまちづくりを進めます		
事業内容	貴重な緑地を保全するため、中里一丁目緑地、神山特別緑地保全地区等の公有地化を進める。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	—	中里一丁目緑地（1,592 m ² ） 神山特別緑地保全地区（2,471 m ² ）	

事業名	環境保全啓発事業 《レ》 【再掲】⇒施策423	担当課	環境課
施策の方向性	1 自然の大切さを広め、緑地や水辺など自然環境の保全に努めます		

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

42 豊かな自然と調和した環境にやさしいまち



422 ごみ減量化・再資源化の推進

10年後の姿

市民・事業者・市が一体となったごみ処理体制により、ごみの減量化・再資源化が推進されています。また、市民の環境美化に対する意識が高まっています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
1人1日当たりの全ごみ排出量 (可燃・不燃・粗大・有害ごみ)	387g※1	396g	389g
1人1日当たりの可燃ごみ排出量	333g※1	335g	329g
日頃からごみの量を減らすことやリサイクルに取り組んでいる人の割合	74.4%※2	80.0%	80.0%

※1 令和4年度実績値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
ごみの減量及び資源の有効活用を図るため、15年間で一人一日あたり44.1グラム削減を目標に、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進をしています。新しい生活様式など社会的変化を踏まえた減量対策が求められています。	◇ごみの分別徹底・減量等の意識喚起 ◇多摩地域最終処分場の延命化に向けた対応 ◇高齢者等のごみ出し困難者への支援

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇3Rを普及・啓発する ◇排出マナー指導等の徹底 ◇不法投棄の防止や資源物の持ち去りを防ぎ、環境美化及び資源化を推進する	◇3Rを実践し、ごみの減量化を図る ◇ごみの排出マナー等を守る。 ◇地域の環境美化及び資源化活動に参加する

関連する個別計画

第2次環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画

関連する事務事業

事業名	ごみ収集・処分等作業事業	担当課	環境課
施策の方向性	2 ごみを適正に収集・処理します		
事業内容	円滑なごみの収集を継続するとともに、ごみ処理手数料の適正化や収集業務の委託化、廃棄物等収集体系の見直しを図る。また、ごみから資源へと循環型社会の構築を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	資源物等の戸別収集の検討	⇒	
	収集業務の委託化の検討	⇒	

事業名	環境整備事業 《レ》	担当課	環境課
施策の方向性	1 多摩地域における最小ごみ発生量をめざします 3 新しい分別品目の再資源化に対応し、資源の有効活用を進めます 4 市民・事業者・市が連携・協力し、うるおいとやすらぎのある生活環境の維持に努めます		
事業内容	ごみの減量化をめざし、指定収集袋や粗大ごみ処理券に関する業務のほか、ごみ分別マニュアルやアプリの活用促進、生ごみ減量化処理機器設置の補助等を行う。また、三多摩は一つなり交流事業を継続し、三多摩地域のごみの最終処分場である二ツ塚最終処分場の周知・啓発などを行い、ごみに対する意識の向上を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	指定収集袋・粗大ごみ処理券等収納業務（制度の円滑な運用）	⇒	
	ごみ分別アプリの更なる利便性向上の検討	⇒	
	廃食油の資源化	⇒	
	三多摩は一つなり交流事業の実施	⇒	

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

42 豊かな自然と調和した環境にやさしいまち

423 生活環境の保全



10年後の姿 誰もが環境保全に関する知識を持ち、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用が促進されており、環境にやさしい社会がつくられています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
市の事務事業における温室効果ガスの排出量（CO ₂ 排出量）削減率	19.3%※1	22.9%	25.7%
日頃から地域環境に配慮している人の割合	78.7%※2	80.0%	80.0%

※1 令和4年度実績値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
脱炭素社会の推進や公害対策等に取り組んでいます。 脱炭素社会の実現に向けて、市民・事業者・市が協働しながら温室効果ガスの排出を削減することが求められています。 環境調査の結果より、近年の大気や河川の状況は光化学スモッグを除き、環境基準を下回っております。 生活環境の苦情については新しい生活様式に伴い、在宅者からの苦情が増加傾向にあります。	◇生活環境の多様化に伴う新たな課題への対応 ◇市民、事業者、行政による地球温暖化対策の推進 ◇再生可能エネルギーの利用促進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇地球温暖化対策や環境への負荷を減らす取り組みを推進する ◇工場・事業所に対して指導する ◇環境調査を実施し、情報を発信する ◇環境配慮車両を導入する ◇環境保全及び脱炭素社会の実現に向けた意識の向上・啓発活動を推進する	◇家庭における光熱水費の使用料を把握し、省エネを心掛ける ◇再生可能エネルギーについて導入・活用する ◇環境問題に関心を持ち、環境学習に参加する ◇脱炭素社会の実現に向けた意識の向上や取り組みに努める

関連する個別計画

第2次環境基本計画、地球温暖化対策実行計画

関連する事務事業

事業名	車両管理事業	担当課	総務課
施策の方向性	1 省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及を促進します		
事業内容	地球温暖化防止の観点から、市で所有している自動車を電気自動車及び水素自動車に切り替える。あわせて、公用車管理体制の効率化を図り、所有台数の削減及び環境配慮車の所有割合を高めていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	EV車1台(環境配慮車所有割合 19.29%)	EV車2台(環境配慮車所有割合 22.80%)	
	ガソリン車廃車3台	ガソリン車廃車4台	

事業名	飼い主のいない猫対策事業	担当課	環境課
施策の方向性	2 大気汚染・有害化学物質・騒音などの公害から生活環境を守ります		
事業内容	野良猫を増やさないよう飼い主のいない猫対策として、年1回セミナーを開催し、講演会や個別相談会を実施する。また、飼い主のいない猫の世話をしている市民や地域猫活動を行うボランティア団体を対象に、不妊手術や去勢手術の費用の一部を助成する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	猫対策セミナーの実施	⇒	
	飼い主のいない猫去勢手術・不妊手術助成	⇒	

事業名	環境保全啓発事業 《レ》	担当課	環境課
施策の方向性	1 省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及を促進します 2 大気汚染・有害化学物質・騒音などの公害から生活環境を守ります 3 環境に対する問題意識を啓発するため、情報や学習の場を提供します		
事業内容	きよせの環境・川まつりを地域住民と実施し自然環境や生活環境の保全について普及・啓発を行うとともに、事業のあり方や実施体制の見直しや検証を行う。また、地球温暖化防止をめざして、温室効果ガスの削減に配慮した再生可能エネルギー、省エネルギー機器の設置に補助金を交付する。また、公共施設への再生可能エネルギーの導入等を含めた清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組を進めると共に、清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づいた取り組みを展開することで、市・市民・事業者が協力して脱炭素に取り組み、2050年のゼロカーボンシティの実現を目指す。		

年次計画	令和6年度	令和7年度
	きよせの環境・川まつりの実施及び実施体制の見直し結果検証	きよせの環境・川まつりの実施及び実施体制の検証結果の反映
	太陽光発電、エネファーム、蓄電池等の補助金内容の見直し及びその他の脱炭素に繋がる補助事業の検討	補助金内容の見直し及び補助事業の検討結果適用
	清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理と検証及び次期計画の検討	清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理と検証及び次期計画の策定
	清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）による取組み推進	⇒
	次期環境基本計画の検討	第3次環境基本計画の策定

事業名	コミュニティバス事業 【再掲】⇒施策412	担当課	道路交通課
施策の方向性	1 省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及を促進します		

（4）豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

43 産業によってにぎわいや活気を生み出すまち



431 農業の振興

10年後の姿	農のある風景が保全され、活気ある農業が安定的に営まれています。また、多くの市民が農業を身近に感じ、地元で生産された新鮮で安全・安心な農産物が提供されています。
--------	---

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
市内の農業・農家を身近に感じるとする人の割合	68.0%※	68.0%	68.0%
日頃から市内で生産されたものを購入するようにしている人の割合	44.5%※	44.5%	44.5%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
補助事業による営農支援や、農地の維持・保全、後継者育成等の経営支援、地産地消や六次産業化の推進に取り組んでいます。また、ふるさと納税返礼品によるPRも行っています。	◇効率的・安定的な農業経営の推進 ◇農地が持つ魅力の発信 ◇生産者と消費者をつなぐ支援 ◇生産者と地域産業間の連携の推進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇良好な農地の保全を図る ◇「農のある風景」や農地が持つ多面的機能をPRする ◇農業者の農業経営を支援する ◇地産地消を推進する ◇農商工、農福等の地域産業間の連携を促す。	◇農業者は良好な農地の維持につとめる ◇農業者は新鮮で安全・安心な農作物を提供する ◇「農のある風景」や地元の農産品に関心を持ち、応援する ◇地産地消に関心を持ち、地元農畜産物を消費する。

関連する個別計画

第3次農業振興計画、都市計画マスタープラン

関連する事務事業

事業名	農業振興対策事業 《レ》	担当課	産業振興課
施策の方向性	2 安定した農業経営を支援します		
事業内容	第3次農業振興計画に基づく農業振興を行う。市独自の補助金制度や東京都の補助金制度については、効果や成果を毎年度検証し、メリハリのある支援策を実施するとともに、認定農業者の拡充や、その他さまざまな支援を多角的に行い、市域全体の経営の底上げを図っていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	東京都補助事業の活用による農業用施設等の整備	⇒	
	農業DXの推進や農機具の電動化の推進	⇒	
	地場産農産物の加工品製造等に対する支援事業実施	⇒	
	都市農地貸借の推進（生産緑地バンク制度及び補助制度実施）	⇒	
	スマート農業講座等実施	スマート農業の実践に向けた支援制度の検討	
	農業経営講座	⇒	
	緑肥の種子配布（土埃対策及び景観形成）	⇒	
	学校給食での清瀬産野菜利用推進	⇒	
	次期農業振興計画策定 基礎調査実施	⇒ 計画検討	

事業名	農業まつり事業	担当課	産業振興課
施策の方向性	3 地産地消を進め、農業とふれあう機会をつくります		
事業内容	農業者の生産意欲を高め、安全で美味しく、見た目に美しい清瀬産の農産物の生産をめざすことを目的に、市内農業者が出展した農産物の品評会を実施し、農産物のブランド力強化につなげる。また、品評会の結果の公開や、質の高い農産物の直売等の実施を通して、都市農業の魅力を発信するとともに、地産地消を推進していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	農業まつりの実施	⇒	

事業名	市民農園事業 《レ》	担当課	産業振興課
施策の方向性	3 地産地消を進め、農業とふれあう機会をつくります		

事業内容	土に親しみ、生産する喜びを知ること、農業への理解が深まるよう、市民に一定のスペースを貸し出し、自由に農園として利用できる市民農園事業を実施していく。	
年次計画	令和6年度	令和7年度
	市民農園の整備等に対する補助制度の拡充	補助制度実施
	市民農園実施（2園）、竹丘農園整備及び利用者募集	市民農園実施（2園）、中清戸農園整備及び利用者募集

事業名	ひまわりフェスティバル事業	担当課	産業振興課
施策の方向性	1 多目的機能を持つ農地の維持・保全に努めます 2 安定した農業経営を支援します 3 地産地消を進め、農業とふれあう機会をつくれます		
事業内容	農地を活用した清瀬ひまわりフェスティバルを地域振興の向上を目的に農商工連携により実施する。また、オーバーツーリズム対策の継続に取り組む。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	ひまわりフェスティバル開催	⇒	

事業名	地産地消推進事業（学校教育） 【再掲】⇒施策321	担当課	教育企画課
施策の方向性	3 地産地消を進め、農業とふれあう機会をつくれます		

事業名	観光振興事業 《新》 【再掲】⇒施策432	担当課	産業振興課
施策の方向性	1 多目的機能を持つ農地の維持・保全に努めます 2 安定した農業経営を支援します 3 地産地消を進め、農業とふれあう機会をつくれます		

（4）豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

43 産業によってにぎわいや活気を生み出すまち

432 商工業の振興



10年後の姿

商工業者による自主的な経営改革が進められ、魅力ある事業や商店街創出のための努力が発揮されており、まち全体に活気が満ちています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
商店街事業来場者数	29,600人※1	81,900人	91,000人
日常の買い物は市内の商店街を利用している人の割合	45.1%※2	45.1%	45.1%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
商店街の活動支援や中小企業の経営支援に取り組んでいますが、高齢化や後継者不足に加え、コロナ禍等による影響により、商工事業者は厳しい経営環境にあり、補助事業の実施のほか、融資制度の活用や新たな事業展開の構築等が求められています。	◇事業者の経営の安定化の促進 ◇活気をもたらす新たな産業育成 ◇融資制度や補助制度の利用促進 ◇農商工連携の推進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇商店街の活性化やにぎわいづくりを推進する ◇融資制度の情報提供や活用のはたらきかけを行う ◇創業支援を推進する ◇地域産業の連携を促す ◇買い物困難者対策を推進する	◇商工業者は商店街の活性化に向けた取り組みを推進する ◇商工業者は集客力を高める新たな事業の展開に挑戦する ◇商工業者は必要に応じて経営相談や各種融資制度を活用し経営の安定を図る ◇商店街に足を運び、市内での買い物を楽しむ ◇地元の商工業者に関心を持ち、活用する

関連する個別計画

商工振興計画、都市計画マスタープラン

関連する事務事業

事業名	商工会等支援事業 《レ》	担当課	産業振興課
施策の方向性	1 商店街の振興・活性化を図ります 2 まちに活気をもたらす新しい産業を育成します 3 商工業者の安定した経営を支援します		
事業内容	商工振興計画に基づき、市や東京都の補助制度を活用し商工振興を図る。また、商工会と連携を図り、地域の実情に合わせた事業を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	商店街チャレンジ戦略支援事業の実施	⇒	
	地域アプリ事業の継続実施	⇒	
	次期商工振興計画策定 計画検討	⇒ 計画策定	
	店舗認証制度実施	⇒	
	商店街駐車場利用支援 試験的实施	効果検証結果の反映	

事業名	融資事業	担当課	産業振興課
施策の方向性	1 商店街の振興・活性化を図ります		
事業内容	金融機関と連携し事業者に対して、運転資金や設備改善資金を融資するとともに、資金融資にかかる利子補給と信用保証料の一部を補てんし、事業者の負担軽減を行い中小企業の支援を行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	現行の融資利率及び利子補給率を継続	⇒	
	信用保証料の一部補填を実施	⇒	

事業名	観光振興事業 《新》	担当課	産業振興課
施策の方向性	1 商店街の振興・活性化を図ります		
事業内容	観光協会と連携し、観光振興を通じて交流人口の増加を図ることで、商店街等の振興及び地域活性化を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	観光協会設立及び観光協会との連携による事業の実施	観光協会との連携による事業の実施	

事業名	起業支援事業 【再掲】⇒施策132	担当課	男女共同参画センター
-----	----------------------	-----	------------

施策の方向性	1 商店街の振興・活性化を図ります 2 まちに活気をもたらす新しい産業を育成します
--------	--

事業名	健康増進事業 【再掲】⇒施策2 2 1	担当課	健康推進課
施策の方向性	1 商店街の振興・活性化を図ります		

事業名	きよせ・チルドレンファーストチケット事業 《新》 【再掲】⇒施策3 1 2	担当課	子ども家庭支援センター
施策の方向性	1 商店街の振興・活性化を図ります		

事業名	市民まつり事業 【再掲】⇒施策5 1 1	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 商店街の振興・活性化を図ります		

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

51 市民が主体となったまちづくり



511 地域コミュニティの活性化

10年後の姿

地域の人たちの顔の見える関係が広まり、地域を自分たちでよくしていこうとする活動が進められています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
地域のつながりや交流できていると思う人の割合	23.2%※	25.0%	25.0%
この一年で地域の活動やイベントに参加したことがある人の割合	16.6%※	25.0%	25.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
東日本大震災以降、地域のつながりの必要性が見直されていますが、高齢化などから自治会の世帯加入率は低調に推移しています。コロナ禍を経て地域で特色を活かしたコミュニティ活動が再開されており、一部自治会では、イベントや防災訓練、かわら版の発行・配布を実施しています。	◇地域コミュニティ活動の支援及び啓発 ◇地域のつながりの必要性への意識向上

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇地域組織の活動について広報・支援する ◇住民活動への有益な情報を提供する ◇地域自治の意義について普及・啓発する	◇近所であいさつなどをかわし顔見知りを増やす ◇地域を良くするために協力し、具体的に行動する ◇地域活動の仲間を増やす ◇地域交流に参加する ◇地域課題を考える機会を持つ

関連する個別計画

関連する事務事業

事業名	市民まつり事業	担当課	市民協働課
施策の方向性	2 地域を基盤とした住民活動の活性化を支援します		
事業内容	まちのにぎわい創出による魅力あるまちづくりと商工振興を図るため、きよせ市民まつり実行委員会に補助金を交付する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	市民まつりの開催手法の検討・開催	⇒	

事業名	多世代交流施設運営管理事業 《新》	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 地域を基盤としたコミュニティの大切さを伝えます 2 地域を基盤とした住民活動の活性化を支援します		
事業内容	子どもから高齢者までの多世代が交流し、地域において生きがいつくりの場を創出できるようにするため、指定管理者制度によって管理運営し、地域福祉活動等の推進を図る。松山集会所がより多くの地域の方の活動場所として利用していただけるよう、多世代交流施設に移行する。また、老朽化した竹丘老人いこいの家を解体し、多世代交流施設に新築する準備を進めていく（令和8年度に開設予定）		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	地域コミュニティ活動の推進	⇒	
	松山多世代交流施設の開設	地域コミュニティ活動の推進	
	竹丘多世代交流施設 基本・実施設計	竹丘老人いこいの家解体・竹丘多世代交流施設の新築工事	

事業名	学校と地域のコミュニティ事業 【再掲】⇒施策322	担当課	教育指導課
施策の方向性	2 地域を基盤とした住民活動の活性化を支援します		

事業名	学校支援本部事業 【再掲】⇒施策322	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	2 地域を基盤とした住民活動の活性化を支援します		

事業名	市民協働推進事業 【再掲】⇒施策512	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 地域を基盤としたコミュニティの大切さを伝えます 2 地域を基盤とした住民活動の活性化を支援します		

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

51 市民が主体となったまちづくり



512 協働によるまちづくりの推進

10年後の姿	市民、市民活動団体、大学、企業、行政機関など、まちづくりにかかわる多様な主体が互いを尊重し、互いの得意分野を生かし、協力しながら地域課題に取り組んでいます。
--------	--

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
協働で提供されている行政サービスの数	40件	45件	45件
地域をよくするため、住民同士で解決できそうなことは協力して取り組んでいると思う人の割合	19.2%※	25.0%	25.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
複雑化する地域課題を解決するため、多様な分野で、より多くの主体との協働が求められています。福祉や子育て、環境保全、教育等の分野において市民団体との協働を実施しており、ボランティア・市民活動センターでは、地域課題と各団体のマッチングに取り組んでいます。	◇多様な分野で多くの主体との協働の推進 ◇市民や市民団体の後継者不足

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇市民が市の取り組みに参加できる環境をつくる ◇幅広い分野で、多様な主体との協働を進める ◇協働に関する考え方や進め方を定める	◇協働について考え、実践する ◇市などが行う取り組みに参加する

関連する個別計画

関連する事務事業

事業名	市民協働推進事業	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 協働のしくみを整えます 2 まちづくりに参加したい多様な主体への情報提供を充実します		
事業内容	自治会や各コミュニティはぐくみ円卓会議（地域づくりの会）、まちづくり委員会の運営を支援する。また、自治会加入率の向上をめざした啓発を引き続き行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	まちづくり委員会の開催	⇒	
	円卓会議の支援（全小学校区）	⇒	
	自治会・地域コミュニティ活動の支援	⇒	

事業名	市民活動センター運営管理事業	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 市民活動の活性化を支援します 2 市民活動への参加を促進します		
事業内容	市民活動に関する講演会や講座の開催、各市民活動団体との交流会及び活動の場の提供、市民活動ニュース等の情報提供など、市民活動の中間支援を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	市民活動団体や市民、企業の社会貢献活動などニーズとニーズを結ぶ取り組みの実施	⇒	

事業名	デジタルデバйд対策 【再掲】⇒施策513	担当課	DX推進課、介護保険課、生涯学習スポーツ課、市民協働課
施策の方向性	1 市民活動の活性化を支援します 2 市民活動への参加を促進します		

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

51 市民が主体となったまちづくり



513 行政情報の積極的な公開・共有

10年後の姿	市が市政に関する情報を積極的に提供し、共有することで、行政運営の透明性が高まっています。また、市民は必要な情報を適時入手でき、市民の市政に対する理解や関心が高まっています。
--------	--

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
市政への関心度	59.4%※1	74.0%	74.0%
市のホームページへの年間アクセス件数	297,135件※2	500,000件	590,000件
市政情報が適切に分かりやすく提供されていると思う人の割合	42.2%※1	60.0%	60.0%

※1 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値） ※2 令和5年12月末までの実績値

現状と課題

現状	課題
情報公開制度や、ホームページ、市報、メール一斉配信サービス、フェイスブック・ツイッターなどのあらゆる広報手段を通じて、広く市民と市政情報の共有を図っています。	◇市民のライフスタイルに応じた情報提供 ◇発信した情報によりまちへの関心を高める

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇情報公開制度について周知・運用する ◇さまざまな媒体を活用した情報発信を行う ◇受け手につたわる情報発信を行う	◇市報やホームページ等さまざまな媒体から市政情報を取得する ◇市の取り組みに関心を持つ ◇市の取り組みに対して積極的に参画する

関連する個別計画

ウェブアクセシビリティ方針、DX推進計画

関連する事務事業

事業名	議会事務局運営事業	担当課	議会事務局
施策の方向性	2 市政情報をわかりやすく提供します		
事業内容	読みやすく、親しみやすい市議会だよりの研究を行う。市議会の会議録は会議後3か月を目途にホームページ上で公開するほか、市議会本会議及び常任委員会等の会議の様子を録画映像配信する。映像配信は誰もが容易に閲覧しやすいよう配慮する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	市議会の映像配信	⇒	

事業名	文書管理事業 《レ》	担当課	総務課
施策の方向性	1 行政情報をより便利に利用できる環境を整えます		
事業内容	文書事務に関する研究と事務改善、文書庫内保存文書の縮減方法の検討及び職員に対する研修を行う。文書管理システムの稼働は、他システムとの連動等も踏まえ総合的に検討する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	文書管理システムの導入に向けた文書分類・保存年限の整備完了	文書管理システムの稼働率向上	
	文書管理システムの導入に向けた規定及び手引の整備完了	文書管理システムの導入・マニュアルの再整備	
	文書管理システムの導入に向けたその他手続きを完了し、実質的な稼働を開始	従前の文書と文書管理システム文書の互換性を活かした紙の縮減	

事業名	市報きよせ発行事業	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	2 市政情報をわかりやすく提供します		
事業内容	令和2年度の世論調査の市報閲読率結果をもとに、リニューアル後の市報の動向を分析し、紙面づくりに反映させる。市報と動画の連携は、動画が特に効果的な宣伝材料になりえる事業を中心に展開していく。多言語デジタルブックの多角的な活用は、イベント等必要に応じて行い、また防災時の多言語情報発信ツールとしての使用方法等も検討する。さらに、日本語が得意でない外国人に向けて、ホームページを「やさしい日本語」で自動翻訳するシステムを導入する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	市報多言語対応デジタルブックの多角的な活用	⇒	
	ホームページに「やさしい日本語」自動翻訳システムを継続運用	⇒	

事業名	オープンデータの推進	担当課	DX 推進課
施策の方向性	1 行政情報をより便利に利用できる環境を整えます		
事業内容	スマートフォンやSNSの普及に伴い、新たな価値の創造や、公共サービスの多様な担い手を育むため、行政が保有する公共データについて、二次利用可能な形でオープンデータを順次公開する。また、市報やホームページで、公開したオープンデータを周知し、市民や企業における利用を促進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	オープンデータの利用促進	⇒	

事業名	デジタルデバйд対策	担当課	DX 推進課、介護保険課、生涯学習スポーツ課、市民協働課
施策の方向性	1 行政情報をより便利に利用できる環境を整えます 2 市政情報をわかりやすく提供します		
事業内容	人に優しいデジタル化を実現するため、幅広くデジタル弱者向けにスマートフォン教室などを開催し、デジタルへ慣れ親しむことを目的とした事業を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	スマートフォン講座を実施	⇒	
	デジタルデバйд対策事業検討会議の開催	⇒	
	スマホサポーターの養成	⇒	

（5）都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

52 職員が能力を発揮できる組織



521 職員の育成強化

10年後の姿 職員が行政課題や社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和6年度）	目標値 （令和7年度）
職員の年次有給休暇取得日数	15.5日※1	15.5日	15.5日
清瀬市職員の接遇（窓口・電話対応等）について「誠実に対応していると感じる」と思う人の割合	57.8%※2	57.8%	57.8%

※1 令和4年度実績値 ※2 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
「人材育成基本方針」で掲げる職員像と役割を実現するため、「人材育成基本方針実施計画」に基づき「仕組みづくり」「環境づくり」「人づくり」を3つの柱として、職員の能力向上に取り組んでいます。	◇限られた経営資源（ヒト）の有効活用 ◇職員の意欲・能力の維持強化 ◇DX計画を推進するための人材育成計画

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇職員の課題発見力と政策立案・実行力を育成する ◇職員の接遇能力を育成する ◇職員の健康管理を行う	◇市のアンケート調査などに協力する

関連する個別計画

人材育成基本方針、人材育成基本方針実施計画、清瀬市OJT推進指針、特定事業主行動計画、DX推進計画

関連する事務事業

事業名	人事管理事業	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 必要な能力を持ち、さまざまな課題に柔軟に対応できる職員を育成します		
事業内容	会計年度任用職員制度の運用、障害者活躍推進計画の実施のほか、令和5年4月1日から施行されている定年延長制度・役職定年制度を適切に運用する。また、課長職昇任試験において飛び級制度を施行する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	障害者活躍推進計画の実施及び進捗状況の確認	⇒	
	定年延長制度・役職定年制度の施行	⇒	
	昇任試験における飛び級制度の施行	⇒	

事業名	職員研修事業 《レ》	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 必要な能力を持ち、さまざまな課題に柔軟に対応できる職員を育成します		
事業内容	人材育成基本方針実施計画（令和4年度～令和6年度）に基づき、庁内研修や派遣研修、自己啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進等を行う。加えて、引き続きDX推進を図っていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	DXの推進	⇒	
	業務効率化研修（PC操作研修等）の実施	⇒	
	新人事務職員対象の個人情報・特定個人情報の研修	⇒	
	ワーク・ライフ・バランス研修及びダイバーシティ研修、eラーニング（職員共済会）による研修の実施	⇒	
	OJTの推進	⇒	
	人材育成基本方針実施計画の推進	⇒	
	外部派遣研修の拡充	⇒	
	平和研修・国内視察研修の実施	⇒	

事業名	職員福利厚生事業	担当課	未来創造課
施策の方向性	2 職員の能力を発揮するため、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスを推進します		
事業内容	職員の心身の健康維持のため定期健康診断やストレスチェック、職員共済会事業を活用するとともに、特定事業主行動計画後期計画を推進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	健康管理事業の実施	⇒	
	職員共済会事業の活用	⇒	
	特定事業主行動計画後期計画の推進	⇒	

事業名	長期的な職員採用計画	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 必要な能力を持ち、さまざまな課題に柔軟に対応できる職員を育成します		
事業内容	限られた財源や職員定数のなかで、持続可能な行政経営を担保するため、長期的な視点での職員採用と、職員の年齢構成等の平準化・適正化を推進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	定員適正化計画に基づく採用	⇒	
	インターンシップ制度の実施	⇒	

事業名	窓口サービスの向上	担当課	総務課、未来創造課、市民課、全課
施策の方向性	1 必要な能力を持ち、さまざまな課題に柔軟に対応できる職員を育成します		
事業内容	「多摩26市一番の窓口」をめざすため、窓口・電話調査分析結果も活用し、全職員による丁寧かつ迅速なサービスの提供を推進し、市民サービス向上を図る。また、不当要求に対しては組織として対応し、研修の機会を通じて職員個々の対応能力の向上に努める。引き続き、窓口での分かりやすい案内表示作成や、手数料のキャッシュレス決済を運用する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	市民サービス向上の推進（接遇マニュアルに基づく接遇研修の実施）	⇒	
	不当行為等対応方針の見直し及び研修の実施	⇒	
	窓口・電話調査分析結果の活用	⇒	
	手数料キャッシュレス決済の運用	⇒	

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

52 職員が能力を発揮できる組織



522 組織の強化と業務変革の推進

10年後の姿 職員が自らの能力を最大限に発揮できる環境が整えられており、組織としての力を十分に生かすことによって、多様化・複雑化する行政課題に適切に対応しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
職員提案制度の提案件数	2件	9件	15件
情報セキュリティ研修の受講率	100%	100%	100%

現状と課題

現状	課題
社会変革を捉え、予期できない将来や脅威に備えることが求められています。新たな行政課題やさまざまな市民ニーズに的確に対応できるよう、行政運営における執行体制の定期的な見直しを実施しています。	◇社会変化に伴う行政課題に応じた行政運営 ◇行政運営の公平性や安全性の確保及び機動性、弾力性の強化

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇組織体制を適正に整備する ◇情報セキュリティ対策を徹底、強化する ◇前例にとらわれず、必要な変革に取り組む組織文化を育む	◇市の取り組みについて関心を持つ

関連する個別計画

DX 推進計画、情報セキュリティポリシー、業務継続計画（BCP）、新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）

関連する事務事業

事業名	情報システム管理運営事業 《レ》	担当課	DX推進課
施策の方向性	3 業務の効率化・情報化を推進します 4 個人情報の保護や情報セキュリティ対策の徹底、強化を図ります		
事業内容	DX推進計画（R4～R8）に基づき、システム標準化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、セキュリティ対策の徹底、RPAの利用促進、タブレットを活用した窓口業務のデジタル化「らくらく窓口きよせ」等デジタル化の推進等を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	システム標準化に向けた検討	システム調達・本稼働	
	内部情報システム（文書管理システム） 本稼働	システムの運用	
	RPAの適用業務拡大（削減効果 1,900 時間／年）	RPAの適用業務拡大（削減効果 2,100 時間／年）	
	LoGo フォームの利用件数拡大（12,500 件／年）	LoGo フォームの利用件数拡大（15,500 件／年）	
	統合型GISの運用	⇒	
	らくらく窓口きよせの運用	⇒	
	ペーパーレス会議システムの運用	⇒	

事業名	戸籍住民基本台帳事務事業	担当課	市民課
施策の方向性	3 業務の効率化・情報化を推進します		
事業内容	マイナンバーカードの利便性の理解促進のため、コンビニ交付について手数料減額及び周知を継続する。また、マイナンバーカード申請支援タブレット端末「マイナアシスト」を用いて、マイナンバーカードの申請サポートを行いマイナンバーカードの普及促進を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	マイナンバーカードの普及促進、交付	⇒	
	コンビニ交付周知及び普及	⇒	

事業名	意識改革と創意工夫の推進	担当課	未来創造課
施策の方向性	2 必要な変革に勇気を持って取り組む市職員の組織文化を育てます		
事業内容	創意工夫に基づく職員の意識改革を図り、改善結果を市民サービスの向上につなげるため、職員提案制度の活性化や職員ワークショップ等を実施する。		

年次計画	令和6年度	令和7年度
	職員提案制度の実施及び効果検証	⇒
	課長昇任試験に飛び級制度の実施	⇒

事業名	内部統制	担当課	総務課
施策の方向性	3 業務の効率化・情報化を推進します		
事業内容	適正かつ合理的な事務処理や組織運営のため、地方自治法で市町村に努力義務として位置づけられている内部統制制度について、令和3年度に制定した実施方針に基づき、体制整備・運用を進めていく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	内部統制の執行	⇒	

事業名	小学校運営管理事業 中学校運営管理事業 【再掲】⇒施策321	担当課	教育企画課
施策の方向性	3 業務の効率化・情報化を推進します 4 個人情報の保護や情報セキュリティ対策の徹底、強化を図ります		

事業名	職員研修事業 《レ》 【再掲】⇒施策521	担当課	未来創造課
施策の方向性	3 業務の効率化・情報化を推進します		

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

53 健全な行財政の確立



531 持続可能な財政運営

10年後の姿	高齢化に伴う社会保障関係経費の増加をはじめ、老朽化した公共施設の大規模改修や多様化する市民ニーズへの対応などに柔軟に対応できる健全な財政運営が確立されています。
--------	--

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
経常収支比率	94.9%※1	94.0%	92.0%
財政力指数(単年度)	0.666	0.680	0.700
市税収納率(現年度)	99.4%※2	99.5%	99.5%

※1 令和5年度見込値 ※2 令和4年度実績値

現状と課題

現状	課題
財政の硬直化や普通交付税への依存、義務的経費の増加がみられます。使用料・手数料の見直しや未利用資産の売却・貸付、税外収入確保等の歳入強化と、補助金の適正化や民間委託化等の歳出抑制に取り組んでいます。	◇企業誘致等の抜本的な歳入強化策の検討 ◇事務事業の見直し強化 ◇民間活力の積極的な活用 ◇基金の計画的な積み立て

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇財政状況について市民に周知する ◇行財政改革を確実に推進する ◇公会計制度の導入を図り活用する	◇市の予算事業について知る ◇税金の使われ方について知る ◇市の財政状況を知る ◇受益者負担の考えについて理解する

関連する個別計画

関連する事務事業

事業名	受益者負担の整理と見直し 《レ》	担当課	未来創造課、財政課、保険年金課、生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 市財政の根幹となる市税収入を確保します		
事業内容	行政サービスに係る受益者負担については、制度に関して説明責任を果たすとともに、適宜料金見直しを行い、適正化を図る。また、公共施設や行政財産の有料化についても検討する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	国民健康保険税見直し検討結果適用	国民健康保険税見直し検討	
	公共施設駐車場の有料化検討	検討結果適用	
	学校開放（体育館）の有料化実施	学校開放（校庭）の有料化検討	
	使用料審議会の開催 （保育料見直し検討）	検討結果適用	
	学童クラブ育成料見直し検討	検討結果適用	
	公共施設使用料の見直し検討	検討結果適用	

事業名	収納率の向上	担当課	課税課、徴収課、保険年金課、子育て支援課、介護保険課、生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 市財政の根幹となる市税収入を確保します		
事業内容	自主財源の確保と、税・料の受益者負担の公平性を保つため、現年分の未納案件に対する早期の着手や口座振替への勧奨を行い、高い収納率を保つ取り組みを行う。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	口座振替加入の促進	⇒	
	市税等キャッシュレス決済の運用	⇒	
	地方税統一QRコード納付の運用	⇒	
	預貯金等の電子照会システムの運用	⇒	

事業名	民間活力の検討 《レ》	担当課	未来創造課、市民課、環境課、子育て支援課、教育企画課、全課
施策の方向性	3 施策や事務事業の見直しなどにより歳出を抑制します		
事業内容	学校給食調理及び用務業務の民間委託化のほか、民間施設を利用したプール授業の拡充を図る。また、サービスの向上や費用対効果が見込まれるものについて、新たに民間委託化を検討する。		

年次計画	令和6年度	令和7年度
	学校給食調理業務委託化検討	⇒
	学校用務業務委託化の対象校の拡大検討	⇒
	民間施設を利用した水泳授業対象校の拡大（令和5年度実施校に加えて三小・六小・七小・八小・二中・三中を追加）	民間施設を利用した水泳授業対象校の拡大（令和6年度実施校に加えて清小・清明小・五中を追加）
	ごみ収集業務（直営）の委託化検討	⇒
	粗大ごみ受付業務委託化実施	⇒
	教育相談室機能の委託化実施	プロポーザルの実施
	子どもの医療費助成業務の委託化実施（高校生等医療費助成、義務教育就学児医療費助成）	乳幼児医療費助成業務の委託化
	つどいの広場事業委託化（児童センター）	⇒
	測量業務委託化	⇒
	道路清掃業務・公園清掃管理業務委託化検討	⇒
	松山・野塩地域市民センターの指定管理者での運営	⇒
	窓口業務等あらゆる業務の委託化検討	委託化を実施
	企業連携による事業実施	⇒
	図書館指定管理業者の選定	図書館指定管理業者での運営

事業名	指定管理者制度導入施設のモニタリング	担当課	未来創造課、障害福祉課、道路交通課、水と緑と公園課、生涯学習スポーツ課、市民協働課
施策の方向性	3 施策や事務事業の見直しなどにより歳出を抑制します		
事業内容	指定管理者制度導入施設のモニタリングを引き続き行い、モニタリング指針についても適宜改訂する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	モニタリングの実施	⇒	

事業名	創業支援・企業誘致 《レ》	担当課	未来創造課、産業振興課
施策の方向性	2 新しい財源を含め自主財源の拡充に努めます		
事業内容	新規創業支援に向けたセミナー開催や相談事業を関連機関と連携しながら実施するとともに、まちのにぎわいを維持するため、商店街の空き店舗等の新規事業者や、清瀬市の特性に合った事業者の誘致を検討する。		

年次計画	令和6年度	令和7年度
	創業支援セミナー実施	⇒
	空き店舗活用支援	⇒

事業名	自主財源確保 《レ》	担当課	未来創造課、シティプロモーション課、財政課、建築管財課
施策の方向性	2 新しい財源を含め自主財源の拡充に努めます		
事業内容	歳入強化だけではなく、シティプロモーションや職員育成につなげるため、積極的な自主財源確保に取り組む。未利用資産について、用途廃止の整理や、売却・貸付等の有効活用を検討するとともに、命名権等の広告事業の実施や、ふるさと納税返礼品の拡充を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	未利用資産の売却・貸付 （都市計画道路整備に伴う資源物集積所 売払、消費生活センター跡地売払、きよ せ駅前ポケットパーク跡地売払、第四小 学校プール跡地等売払）	⇒	
	行政財産の有効利用及び貸付収入	⇒	
	ペDESTリアンデッキ柱面広告事業	⇒	
	デジタルサイネージ設置検討	⇒	
	公共施設のネーミングライツ募集	⇒	
	ふるさと納税（返礼品拡充、ひまわりフ ェスティバルにおけるクラウドファンデ ィング実施）	⇒	
	ロケーション等撮影の誘致	⇒	

事業名	財政運営の健全化	担当課	財政課
施策の方向性	4 効率的かつ効果的な財政運営に努めていきます		
事業内容	社会情勢の変化にあわせた定期的な検討を行うため、令和4年度に補助金適正化検討委員会を開催した。また、平成26年度に設定した「地方債発行基準」に基づき、起債残高を抑制し、将来負担の軽減に努める。さらに、統一的な基準による財務書類を整備し、資産・債務を含む財政運営の透明化を図る。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	補助金適正化検討委員会による答申結果 の反映	⇒	
	統一的な基準による財務書類の整備	⇒	

事業名	起業支援事業 【再掲】⇒再掲132	担当課	男女共同参画センター
施策の方向性	2 新しい財源を含め自主財源の拡充に努めます		

事業名	融資事業 【再掲】⇒再掲432	担当課	産業振興課
施策の方向性	2 新しい財源を含め自主財源の拡充に努めます		

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

53 健全な行財政の確立

532 長期的視点に立った公共施設等の維持・活用



10年後の姿 公共施設が、再整備や再配置等により適切に管理され、市民が安全・安心に利用しています。また、庁舎が防災の拠点となっており、誰にとっても使いやすく機能的で、市民が誇りと愛着を感じる空間になっています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
公共施設の耐震化率	100%	100%	100%
公共施設情報のデータベース化	100%	100%	100%

現状と課題

現状	課題
安全・安心・快適かつ持続可能な公共施設をめざし、適切な維持管理と老朽化対策等を推進しています。予防保全の観点から、定期的な電気・機械設備の更新作業を行い、更に公衆衛生上の適切な衛生環境の確保を図ります。	◇老朽施設のユニバーサルデザイン化の推進 ◇計画的な電気・機械設備の更新 ◇公衆衛生上の適切な公共空間の確保 ◇公共施設の適正規模・適正配置の実施 ◇公共施設の効率的・効果的な管理運営の検討

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の再配置や更新・統廃合を計画的に行う ◇個別施設計画に基づき適切な維持管理を行う ◇温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減に向けた取り組みを行う ◇社会環境の変動に対応する柔軟な公共施設サービスを実施する。	◇公共施設にかかる維持管理コストを理解する ◇公共施設で実施される事業に参加する ◇公共施設を積極的に活用する ◇公共施設の維持管理に協力する

関連する個別計画

都市計画マスタープラン、地域防災計画、耐震改修促進計画、公共施設等総合管理計画（改訂版）、公共施設再編計画、公共施設再編計画（地域レベル編）、公共施設個別施設計画、地球温暖化対策実行計画、環境基本計画実行計画

関連する事務事業

事業名	公共施設整備事業	担当課	建築管財課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		
事業内容	公共施設個別施設計画の推進及び固定資産台帳等の公共施設に関する資産管理を行ない、計画的な公共施設の修繕や更新等を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	個別施設計画の進行管理	⇒	

事業名	消費生活センター施設維持管理事業	担当課	建築管財課、市民協働課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		
事業内容	公共施設再編計画に基づき消費生活センター機能はアミューへ移転し、土地・建物については売払を検討する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	売払検討	⇒	

事業名	老人いこいの家運営管理事業 【再掲】⇒施策211	担当課	福祉総務課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		

事業名	障害者福祉センター運営管理事業 【再掲】⇒施策212	担当課	障害福祉課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		

事業名	新校建設事業 【再掲】⇒施策321	担当課	教育企画課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		

事業名	小学校施設維持管理事業 小学校改造事業 中学校施設維持管理事業 中学校改造事業 【再掲】⇒施策321	担当課	教育企画課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		

事業名	児童センター事業 【再掲】⇒施策331	担当課	生涯学習スポーツ課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		

事業名	南部地域児童館等複合施設整備事業 【再掲】⇒施策331	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		

事業名	多世代交流施設運営管理事業 《新》 【再掲】⇒施策511	担当課	市民協働課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		

事業名	計画行財政推進事業 《レ》 【再掲】⇒施策541	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します		

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

53 健全な行財政の確立



533 広域行政

10年後の姿

広域連携が進み、より広い視野に立った行政経営が実現するとともに、スケールメリットによる行政の効率化や行財政基盤の強化が図られています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
多摩北部都市広域行政圏協議会専門委員会（都市建設、緑化、情報推進、生涯スポーツ、産業・観光振興）開催数	12回※	15回	15回

※ 令和5年度見込値

現状と課題

現状	課題
近隣自治体と構成する多摩北部都市広域行政圏協議会を通じ、共通の課題解決に向けた取り組みを行っています。長野県立科町とは、相互の災害時における支援協力協定や友好交流都市協定を結んでいます。	◇広域連携によるスケールメリットを活かした市民サービスの充実 ◇効果的な分野における他自治体との積極的な連携・共同処理の推進

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇連携が可能な分野について研究する ◇連携について他自治体へ働きかけを行う ◇多摩北部都市広域行政圏協議会や東京都市長会等の取り組みに参加する	◇広域行政について理解する ◇広域による行政サービスを利用する

関連する個別計画

第四次多摩北部都市広域行政圏計画

関連する事務事業

事業名	広域行政圏協議会運営事業	担当課	未来創造課
施策の方向性	1 他の市町村と協力し、事業を効率的、効果的に実施します 2 他の市町村と経営資源を連携し、相乗効果によって市民サービスを向上させます		
事業内容	多摩六都広域連携プランに基づき、5市による広域的な住みよいまちづくりを協議するとともに、協議会ニュースの発行や多摩六都フェアを開催する。多摩・島しょ広域連携活動助成事業として、圏域の子どもを対象に子ども体験塾（イベント）を実施する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	各種会議の実施	⇒	
	協議会ニュース発行、多摩六都フェア開催	⇒	
	子ども体験塾実施	⇒	
	多摩六都広域連携プラン推進（令和3年度～令和7年度）	⇒	
	次期連携プランの検討	⇒	

事業名	計画行財政推進事業 《レ》 【再掲】⇒施策541	担当課	未来創造課
施策の方向性	2 他の市町村と経営資源を連携し、相乗効果によって市民サービスを向上させます		

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

54 経営資源を戦略的に配分



541 経営資源を戦略的に配分

10年後の姿

長期的視野から行政経営が行われることで、清瀬の地域全体の魅力が高まり、人々は清瀬に住んでみたい、住み続けたいと思っています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
市政への市民満足度	36.3%※	70.0%	70.0%
清瀬への愛着度	57.3%※	80.0%	80.0%
清瀬市に住み続けたいと思う人の割合	64.8%※	80.0%	80.0%

※ 令和5年度世論調査（3年毎に実施のため、令和6年度、7年度は同数値）

現状と課題

現状	課題
持続可能なまちづくりを推進するため、地域全体の魅力を高め、人々にとって住んでみたい、住み続けたいまちになることが求められます。市民ニーズに沿った行政サービスの提供など、限られた資源の戦略的な配分をめざしています。	◇市民ニーズに合った行政サービスの提供（市民目線のまちづくり） ◇ユニバーサルデザインの推進（誰もが住みやすいまちづくり） ◇シティプロモーションの推進（地域の魅力を高めるまちづくり） ◇長期総合計画の適切な進行管理の実施（成果を生み出すまちづくり）

行政の役割・市民の役割

行政の役割	市民の役割
◇市民ニーズに合ったサービスを提供し市民満足度の向上に努める ◇ユニバーサルデザインを推進する ◇シティプロモーションを推進する ◇長期総合計画を適切に進行管理する	◇誰もが安心して快適に暮らせるよう地域全体で支え合う ◇市政に関心を持ち、積極的に関与する ◇行政評価制度に関心を持ち市政をチェックする

関連する個別計画

関連する事務事業

事業名	広聴事業	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	1 市民ニーズに合った行政サービスを提供します		
事業内容	既存の取り組みの改善や新規事業の立案等に活かす貴重な情報とするため、市長への手紙やメール、懇談会などの広聴手段を展開し、いただいた意見や要望に適切に対応する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	広聴業務	⇒	
	まちづくり井戸端会議を開催	⇒	

事業名	シティプロモーション推進事業 《レ》	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	3 シティプロモーションを推進します		
事業内容	清瀬市の誇れる歴史、文化、自然、人及び施設の価値を市内外に情報発信するなど、シティプロモーションを推進し、清瀬市のまちの活力を高める。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	結核予防会との共同事業実施	⇒	
	各種SNS等を活用した情報発信の強化	⇒	
	清瀬駅開業100周年記念事業の実施	清瀬市市制施行55周年記念事業の実施	
	清瀬コレクションカード（きよコレ）の制作・配布	⇒	
	きよせブランドブックの作成・配布	⇒	
	養蜂事業の実施	⇒	
	結核療養のまちサミットの開催に向けた調査・調整・準備	結核療養のまちサミット第1回の開催	

事業名	計画行財政推進事業 《レ》	担当課	未来創造課
施策の方向性	4 長期総合計画を適切に進行管理します		
事業内容	第4次清瀬市長期総合計画の進行管理を行うため、施策評価を実施し、予算編成と連動したPDCAサイクルの確立を図る。公共施設等総合管理計画や公共施設再編計画に基づき、公共施設等マネジメントを推進する。都市高速鉄道12号線について、関係自治体による協議会で延伸促進活動を行う。清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定に向けて2か年かけて検討していく。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	行政評価制度運用	⇒	

	第5次清瀬市長期総合計画審議会等による検討	⇒
	公共施設等総合管理計画の推進	⇒
	都市高速鉄道12号線沿線促進協議会の活動（延伸促進横断幕等の購入）	⇒
	清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定に向けた検討	⇒
	地域づくり応援制度検討委員会提言を受け庁内検討委員会を設置	検討結果適用
	公共施設利用促進検討委員会提言を受け庁内検討委員会を設置	検討結果適用
	公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会の開催	検討結果適用

事業名	ユニバーサルデザインの推進	担当課	全課
施策の方向性	2 ユニバーサルデザインを推進します		
事業内容	誰でもどこでも安心して快適に生活できるよう、都市整備やものづくり、公共サービスや人づくりなどあらゆる分野でユニバーサルデザインの視点が入った取り組みを推進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	障害者差別解消法や権利擁護に関する普及・啓発	⇒	
	図書館ハンディキャップサービスの推進	⇒	
	歩道の段差解消（清瀬駅北口・けやき通り）	⇒	

事業名	世界文化遺産推進	担当課	シティプロモーション課、図書館
施策の方向性	3 シティプロモーションを推進します		
事業内容	世界文化遺産登録を大きな目標に掲げ、結核療養所の歴史や世界をリードする結核研究等の医療文化について、豊かな自然環境や医療福祉系大学の集積といった清瀬市の特色とあわせて、一体的に市内外に魅力発信するとともに文化保全を推進する。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	結核関連資料の継続的な収集	⇒	
	文化財指定・登録のための継続調査及び選定、文化財保護審議会の開催	⇒	
	結核療養のまちサミットの開催に向けた調査・調整・準備	結核療養のまちサミット第1回の開催	

事業名	シビックプライド醸成	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	3 シティプロモーションを推進します		
事業内容	子育て世代を主なターゲットに、まちへの共感、愛着、誇り（シビックプライド）を醸成し、これからも住み続けたいと思うまちをめざす。		
年次計画	令和6年度	令和7年度	
	インスタグラム「キタマガ」継続	⇒	
	清瀬の魅力をPRするためのブランドブック発行・活用	⇒	

事業名	特別展事業 【再掲】⇒施策123	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	3 シティプロモーションを推進します		

事業名	文化財保全事業 【再掲】⇒施策124	担当課	シティプロモーション課
施策の方向性	3 シティプロモーションを推進します		

■年次別財政計画表（一般会計）（令和6年度～7年度）

（歳入）

（単位：百万円、％）

区 分		令和5年度	令和6年度	増減率	令和7年度	増減率
1	市税	9,723	9,560	▲ 1.7	9,892	3.5
2	地方消費税交付金	1,793	1,748	▲ 2.5	1,833	4.9
3	地方交付税	4,640	4,640	0.0	4,852	4.6
4	分担金及び負担金	136	105	▲ 23.2	105	0.0
5	使用料及び手数料	385	378	▲ 1.7	391	3.4
6	国庫支出金	6,455	6,704	3.9	6,968	3.9
7	都支出金	5,385	5,670	5.3	5,730	1.1
8	繰入金	1,138	1,061	▲ 6.8	1,040	▲ 2.0
9	繰越金	400	400	0.0	400	0.0
10	市債	1,147	2,148	87.3	2,203	2.6
11	その他収入（※）	1,180	1,978	67.6	969	▲ 51.0
歳入合計		32,382	34,392	6.2	34,383	0.0

（※）地方譲与税、税連動交付金など

（歳出／性質別）

（単位：百万円、％）

区 分		令和5年度	令和6年度	増減率	令和7年度	増減率
1	人件費	4,920	5,006	1.7	5,001	▲ 0.1
2	物件費	4,979	5,407	8.6	5,361	▲ 0.9
3	維持補修費	31	39	28.5	40	2.6
4	扶助費	11,208	11,592	3.4	11,678	0.7
5	補助費等	2,914	3,123	7.2	3,100	▲ 0.7
6	普通建設事業費	2,187	3,099	41.7	3,062	▲ 1.2
7	公債費	2,052	2,079	1.3	2,088	0.4
8	積立金	315	255	▲ 18.9	257	0.8
9	繰出金	3,717	3,720	0.1	3,725	0.1
10	その他支出（※）	59	72	18.6	71	▲ 1.4
歳出合計		32,382	34,392	6.2	34,383	0.0

（※）出資金・貸付金・予備費

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画（令和6年度～7年度）



発 行：令和6年3月

発行者：清瀬市

編 集：清瀬市 経営政策部 未来創造課

〒204-8511 東京都清瀬市中里5丁目842番地

電話 042-492-5111（代表）

ホームページ <https://www.city.kiyose.lg.jp>